

いのちとくらし

第27号 2009年6月

目次

-
- 巻頭エッセイ「たぬきそばを食べて」……………高柳 新 1

 - 特集：経済と社会の危機への対応
 - 座談会「経済危機問題と非営利・協同事業組織のあり方」角瀬 保雄、
富沢 賢治、坂根 利幸、司会：石塚 秀雄……………2

 - シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（3）
 - 「国民生活の危機と再生プラン」……………相野谷 安孝 23

 - 「自治体病院の危機を探る—『第12回全国小さくても輝く自治体フォーラム』参加記—」……………村口 至 29

 - 「民主的な組織運営へのアプローチ—当事者のための5つの視点」
……………川口 啓子 31

 - 「ヨーロッパの共済を訪ねて」……………長谷川 栄 42

 - 「スペインの医療過誤補償制度」……………石塚 秀雄 45

 - 社会福祉と医療政策・100話（26—30話）「6 保健・医療政策の時代」
……………野村 拓 48

 - 書評リプライ 「拙著『新年金宣言』への石塚書評によせて—改めて
社会保険幻想の克服を—」……………里見 賢治 52

 - バックナンバー……………56

 - 研究所ニュース……………70

 - 入会申込書

たぬきそばを食べて

高柳 新

闘病の報告をしよう。僕をある程度知ってる友人は飲み過ぎだと思っている。そんな病気見舞いも何通か届いたが、ハズレだ。

昨年あたりから、「会議」が減り、のんびりと働こうと考えていたのだが、医師不足の影響もあり、外来診療が忙しくなった。東京都多摩市にある「多摩南クリニック」で、昨年5月より仕事を始めた。お互い顔見知りになるまでは、検査と、薬だけが頼りのよう診療がつづき、不安が付きまとう。緊張と忙しさがこのところ続いていた。そのうえ、憲法問題、「後期高齢者医療制度」、民医連の綱領についてなど、次々と舞い込む講師依頼を安請け合いしてきた。1月にはキューバの医療視察に参加した。これがこたえた。出来るだけ外来に穴をあけまいと出発の前日まで仕事をした。帰国後は1日休んで外来にでた。もうろうとしていた。二日目の午前の外来は忙しかった。昼頃、「まだ患者がいるの」と思っていたら、急に倦怠感に襲われた。冷汗が出てきた。「時差ぼけだろう」と、午後も仕事をしたが、まるで元気が出ない。翌朝黒色便が大量にでた。消化管出血だ。翌日、立川相互病院に緊急入院となった。上部消化管に異常は見あたらなかった。造影CTも異常なし。大腸ファイバー検査では、黒色便が大腸を超えて上部に続いていた。立川に入院中にまた出血しショックになり、輸血を繰り返した。「出血源は胃でもないし、大腸でもない。小腸出血だ。」小腸の内視鏡が急いで出来る所を立川の先生が探してくれて、東大病院に救急車で転院した。東大病院の新館は威容を誇る「いかにも」といった感じがあるが、僕が運び込まれたB棟は、配管はむき出し、古くさいままだ。「昔の大田病院のよう」僕はとてもほっとした。大部屋も騒音は気になったが、その慌ただしさが町の病院と同じ

庶民性で溢れていた。小腸の内視鏡検査はまだ一般的でない。東大病院でも100例程しか経験していないとのこと。テレビや雑誌で読んだカプセル内視鏡、バルーン内視鏡検査を受けた。東大病院でもショックになり、大量の輸血を受けた。お尻からのバルーン内視鏡の最中に、「もう限界」と僕は合図を送った。検査はストップ。血圧が下がって測定できないとのこと。導尿が始まった。患者に導尿をしたことはいくらでもあるが、自分が受けるのは初めて。実に痛くて、持続的に排尿感があり、まいった。がんがん輸血が始まった。ショックを脱したのは夜の十時。その日のうちに今度は上部から内視鏡をやろうということになった。「緊急手術もあり得る。外科に連絡しておいて」そんな会話が交わされていた。ひょっとすると、ここで、人生とお別れかと思った。検査が始まると、胃袋は血だらけであった。「胃だ!」。出血は胃袋からだったのだ。内視鏡が交換され、ついに出血している血管を発見。クリップをかけることに成功した。「デュラホイの潰瘍」と言われる胃潰瘍であった。出血源を発見し、止血に成功したとき、僕も含め、スタッフから、拍手と、「やった」と歓声が起こった。廊下に待機していた、妻と娘は、それを聞いて「助かった」と思ったという。病棟にもどったのは深夜12時近かった。なぜか、退院したら「たぬきそば」が食べたいと思った。

今はもう元気で、相変わらずの生活が再開した。「東大医学部には入学に失敗したが、ついに、入院することに成功した。」こんな冗談を飛ばし、せっせと外来の穴埋め要員を勤めている。仕事の終わりのタバコの一服を我慢しているので今ひとつ調子が出ないが元気だ。入院中、ゲームで「東大将棋」7段のレベルに達した。

(たかやなぎ あらた、研究所副理事長、医師)

「経済危機問題と非営利・協同事業組織のあり方」

出席者 角瀬保雄（かくらい やすお、研究所理事長、法政大学名誉教授）
富沢賢治（とみざわ けんじ、研究所顧問、聖学院大学大学院教授）
坂根利幸（さかね としゆき、協働公認会計士共同事務所）
司 会 石塚秀雄（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

石塚（司会）：現在、グローバルな経済危機が進行して、俗に100年に一度の危機だと言われておりますし、営利企業、一般市場にあります経営・金融・雇用労働問題が非常に先鋭化してきております。

こういった状況の中で、一方で非営利・協同事業組織もそれなりに金融危機の被害等を被ったところもございまして、金融・雇用労働、それから非営利・協同事業組織の意味や価値について、どのようなものかということをし少し押さえておく必要があるのではないかと。大変だ大変だと言っているだけではいけないと思ひまして、この座談会を企画いたしました。

テーマとしては、事務局として6点ばかりご連絡申し上げてありますが、1点目は金融危機と協同組合、銀行などの問題、2点目は、経済危機と非営利・協同組織に対する影響と対応、3点目は、格差社会といわれていますが、その問題と非営利・協同組織の役割、4点目は、雇用労働問題の危機と非営利・協同組織の役割、5点目は、市場、金融市場を含めた市場と非営利・協同組織の位置づけ、それから6点目が、非営利・協同組織の経営と運営の新しいあり方、です。われわれは社会的企業や、企業の社会的責任という議論をしているわけですが、それらも含めてご議論をいただければと思います。

◆金融危機と非営利・協同組織

角瀬：まず皆さんのご意見が出やすいように、問

題を大きく設定して金融危機と非営利・協同組織として金融の問題を取り上げたいと思います。

今、世界の経済を襲っているのは、100年に一度といわれるような本格的な経済危機ですが、日本経済も戦後最大の落ち込みということが言われております。特に過剰生産恐慌と金融危機が一体となったところに特徴がみられます。公的資金の投入から始って体制側の危機対応策も強化されてきていますが、金融危機にどう立ち向かうかということは容易なものではないと思います。市場経済の主役の営利企業は一トヨタを初め傘下の中小企業にいたるまで多額の損失を抱えて、それで生きるか死ぬかということになっているわけです。

それに対して非営利・協同組織をみると、ここでも最大規模のもの、例えば農林中金などのように巨額の赤字を出してなお生き延びを図っているところもありますが、中小規模のところでは、明日が知れないところが多いとみられます。生協では昨年改正生協法施行で認められた広域化で経営基盤を強化しようとするところが増えるものとみられています。そこで非営利・協同組織にとっても大手スーパーとの競合が激化し、空前の危機に直面すると思わざるをえないわけです。営利は駄目だけれども、非営利は大丈夫ということは出来ないと思っています。むしろ営利企業はこれまでのいろいろな経験から学んでいます、非営利はまだまだ甘いともっています。私の知っている小さな医療生協などもそうした一つで、大変苦戦して

います。非営利だから大丈夫と簡単にはいえません。なによりもガバナンスの弱さが問題になりません。

石塚（司会）：新自由主義には市場退場論というのがあって、敗北、失敗したら退場しなさいということがよく言われて、山一証券、北海道拓殖銀行などが退場していきました。しかしトヨタとかは大きすぎて、やはり退場させられないという理屈が新聞に載っていますが、それはそれでそういうものなのでしょうか。

富沢：角瀬先生は、経済危機に対応するのは非営利組織をもってしては無理だと言われますが、何が無理なのですか。

角瀬：非営利だから営利企業よりも強みをもってるとよく言われますが、それだけでは生き延びるには無理だと、そういう意味です。今、非営利組織の市場における生存能力が問われているのだと思います。

営利組織に対しては政府や地方自治体などの公共部門からの支援がありますが、非営利の場合にはそれを求めるのも難しいのではないのでしょうか。しかし、それなしにはなかなか厳しいのではと思っています。ごく少数の農林中金とかは規模も大きく、資本の増強も行われていますが、そうでないところになると、どうなのでしょう。まず資本の弱さが問題になります。

富沢：非営利・協同組織といってもいろんな種類があります。本当であれば、各種組織の総会資料などを取り寄せて、それぞれが経済危機からどういう影響を被っているか、どう対応しているのか調べてみる必要があります。そのうえで各種組織をタイプ分けしてみると、なんらかの結論が出てくるかもしれません。総括的に言えば、この金融危機で大きなダメージを受けたのは、金融商品取引で資金運用をした組織でしょう。多くの非営利・協同組織は、金融商品取引で資金運用をするほどのお金を持たないので、直接的に金融危機から大きなダメージを受けた組織は、少ないと思います。

非営利・協同組織を仮に協同組合、共済組織、NPOと分けてみましょう。

まず協同組合関連の組織を見ると、今度の金融危機で大きなダメージを受けたのは、金融商品取引をやっているところですね。例えば農林中央金庫の場合、2009年3月期の単独決算の業績は、6100億円の経常赤字だと言われています。前期は3527億円の黒字。それに対して6100億円の経常赤字ですからね。証券化商品などで約6000億円の損失処理を迫られたことが主な原因だと言われています。

坂根：1兆円の損だと聞いています。だから農林中金はマイナス6000億円になったと。

富沢：1兆円ですか。いずれにしろ、資産運用を証券取引でやっていたところが、ものすごいダメージを受けているわけですね。ところで、生協はどういう状況ですか。

石塚（司会）：生協はコープ共済のほうですね。

富沢：共済について言うと、『週刊東洋経済』の2008年11月29日号が、共済と保険の対比をテーマとした特集を組んでいます。「不払い・未払い問題が噴出し、契約者の減少がとどまらない生命保険と、割安な掛け金を武器にシェアの拡大が続く共済」という対比をしています。そして、共済はなぜそんなに強いのかという分析をして、つぎのように書いています。

全労済、全国生協連、コープ共済、JA共済連の保有資産構成を見ると、4共済とも現預金と円建ての公社債が運用資産の大半を占めており、リスクの大きい資産である株式や不動産、外国証券のウエートが非常に小さい。それゆえ、生損保に比べて金融危機の影響を受けにくい。「いずれにしても、急激な株価下落と円高に苦しむ生損保とは違い、足もとの市場混乱によって大手共済の経営が揺らぐことはなさそうだ。」

埼玉県民共済の事例も紹介されています。「大和生命が破綻し、AIG系の生保が売りに出されるなど、波乱続きの（2008年）10月中旬、生保の苦況とは裏腹に埼玉県民共済では、前年同月比20%増の勢いで新規加盟が増えていた。世間では

逆風の金融危機が、同共済にとっては追い風になっている。」「近年の共済の成長ぶりはすさまじい。埼玉県民共済など県民共済の連合体である全国生協連は、その加入者数が生保業界の巨人、日本生命を追い抜いてしまった。」「共済が生保を超える時代が来るなんて」と「共済不遇の時代を知る、ある共済関係者が感慨深げにこうつぶやいた」。

このように、共済と保険の差は、この金融危機によってかなり明らかになってきています。

つぎにNPOについて見ましょう。金融危機は、失業問題、貧困問題等々、種々の社会問題を引き起こしています。NPOは、それらの社会問題に対応しなくてはならないので、多くの領域で活気づいています。金融危機は、NPOを弱体化するどころか、強化していると言えます。

非営利・協同組織全体について総括的なことは言えませんが、必ずしも角瀬先生のように悲観的に見なくてもいいのではないかと気がします。

角瀬：小さいからそれだけ強みがある、生き延びる可能性もあるという面のあることは確かです。しかし、営利企業と同じ手法を使ってリストラを行い、危機からの脱却を図ろうとしているところがみられますが、それでは意味がありません。協同組合ならではの不況脱出策が作られているかどうかです。その点になると私は楽観的にばかりみておれません。まだまだ営利企業の経験を学ぶレベルで、非営利・協同の独自のマネジメントが開発されるまでいっていません。

非営利のなかには、協同組合以外にもいろいろあります。例えば医療と並んで大きな社会的役割を果たしているものに教育があります。中高から大学にいたるまで、日本には民間の教育機関がたくさんあります。そうした中で大学の経営ですが、中小のところでは財政的に厳しいところが多いのですが、中にはかなり余裕資金を持っていて、そして金融商品、いわゆるデリバティブ等に運用して、ものすごい赤字を背負い込んでしまったケースもあります。

富沢：駒沢大学なんかですね。

角瀬：そう、あれは典型的なケースですね。その

ほかにもいくつか同じようなケースがあって、非営利組織はそういうものに投資すべきではないと。せいぜい運用するのであれば、国債とか、安全で、確実なもの以外に運用すべきじゃないということが、最近では反省として言われるようになっていきます。ああいったものはどうなのでしょう。

石塚（司会）：農林中金とかそういうビッグな協同組合の金融機関などが、機関投資家としてどういうあり方が非営利的なのか。ちょっと恐縮ですが、私は最近フランスの社会的連帯金融という論文を書いたんですけども、勤労者の社会的企業を育てるようなところにも目を向けてやる必要があるのではないか。ただ国債みたいな安心なものに投資しようという発想では非営利組織としてはちょっと寂しいような気がするんですね。

富沢：ちょっと関連するかもしれませんが、「研究所ニュース」No.26の理事長のページで、角瀬先生が、内部留保は非営利・協同組織にとっても重要だということを強調されていますね。内部留保を蓄積して行って、それをどう運用するかという問題がありますね。非営利・協同組織の原則から言えば、当該組織の活動をもっと活発にするために使うということだと思んですが、それだけでいいのでしょうか。例えば非営利・協同組織でも倒産がありますよね。編集の仕事をしているワーカーズコープのアスランが最近解散しました。その元理事長の方が「くらしと協同の研究所」の機関誌『協う』（112号）に書いています。非営利・協同組織同士の助け合いが必要だということですね。資金を当該組織の活動だけに使うのではなくて、連帯組織をつくって資金を積み立て、セクター全体の力を強めていくとか。そういう資金運用の仕組みをつくれませんか。

角瀬：そういう連帯活動も重要だと思います。以前、民医連の法人で大きなところが「前倒産」という危機に陥った際、全国の支援連帯によって資金の調達が行なわれ、危機から脱却したということがありました。「理事長のページ」で言わんとしたのは、そうした事例にまでは踏み込んでなく、一つの経営体での問題ということですよ。

これは私の関係している大学の問題ですけど、法政大学の場合でも結構、理事会を追及すると、何十億という赤字を出しているとかぼろぼろでできます。もちろん、企業と違いますから程度が知れていますし、しかし、そういう赤字が出るということは、内部の構成員にとっては大変な影響を持つことになります。

法政の場合、今、赤字が問題になっているのは、大学本体の財政とは別の企業年金財政で、60億円ほどの欠損をだしていますが、問題はそのディスクロージャーやガバナンスが弱いということです。多くの私学は教職員の福祉のために「私学共済」に加入していますが、早稲田、明治、法政といった大手のところでは独自のファンドをつくって三菱信託などの金融機関に運用を委託しているわけです。

ところが、それによって大きな赤字を抱えたり、下手すると、ファンドがどうなっちゃうかわからないというような問題もいろいろ出てくるようなわけです。非営利組織の場合、ディスクロージャーやガバナンスの遅れが目につきます。

富沢：私の聞くところでは、私の母校の国際基督教大学も痛手を被ったらしいんです。私が現在所属している聖学院大学も同じミッションスクールで、学長は牧師さんです。キリスト教の倫理か学長独自の倫理か、それはよくわかりませんが、投機的な資金運用は絶対しないというのが彼の考えです。いずれにしろ、資金の運用の仕方ですよ。それについて非営利・協同組織としての原則があるのでしょうか。

●非営利・協同組織の資金運用と会計問題

角瀬：運用の能力ということからすると、かなり独自の問題になってくると思いますが、構成員による規制が重要かと思えます。非営利組織の場合、理事会の善意にお任せということが多く見られます。例の漢字検定協会のケースでも、公益法人という看板の背後で理事長、副理事長の一族が私益をほしいままにしていたということが明らかになっています。構成員による監視、規制が弱い場合、

公的機関の介入を待たなくてはならないということになります。

坂根：私どもは個別経営に関わっていて、個別経営における資金運用の相談もあります。非営利・協同の経営では一定の資金量を保有していますが、借入金等多額にあり、運用方法にも限界があります。

僕らも最初から公式があったわけじゃないけれども、もともと利益そのものを追求することは、それ自身を目的にしていけないという経営なので、資金運用も限界があると思っていました。したがって、投機かどうかは別にしても、元本まで損なわれてしまう可能性がある物への運用はしない方がいいと指導もしてきました。

だから先ほど角瀬先生が言われたとおりに、国債とか公社債、これぐらいが限界かなと思えます。もし多少リスクの高い資金運用をするにしても、短期すなわち3ヶ月とか半年とかでの運用を助言しています。

富沢：国債をやっているのですね？

坂根：やっています。そういうのに似た証券の金融商品があるので。そうすると、国債の利率とかよりも少し高い利回りが確かにある。私の関与しているある労働組合では、この間もずっと平均して2、3%の利回りを確保しているところもあります。

でもあるとき、大きな損失を生じました。リスクの高い資金運用については、組織の構成員にわかりやすい情報開示が必要です。

今も低金利時代なので、蓄積があるところは、資金運用の課題は当然ながらあると思います。私が今言ったような考え方で運用していただきたいというけれど、実際は見ているわけではないので、時々やはり突っ込んで損をしたりするところも、なかにはあると思います。

富沢先生がおっしゃるとおり、個別の非営利・協同の経営のところでは、直接のバランスでリスクの高い資金運用をやっているわけではないので、100年に一度の経済危機で大きな打撃があるというふうには思われません。

また角瀬先生が言っておられた年金に関しても、非営利・協同の経営の一部でも退職金の資金準備として企業年金制度を活用している経営も少なくありません。この資金準備事例は拡大傾向にあり、この3月決算で年金資産が、予想以上に目減りしたところも発生すると予想されます。

ただしこれも、相手側、つまりは受ける側の選択と、運用方法の指定がある程度可能なんです。だからこの1年でも利回りはプラスだったという企業年金もあるんです。しかし今期は、多くはみんなマイナスになると思われます。

金融危機の影響は企業年金だけの話ではないのですが、全体として見ると、直接バランス的には大きな影響はないと推定され、関連したところでは、特に市場を通じてなんらかのかたちで資金運用を図らざるを得ない部分については、打撃を被っているだろうと思います。そういう状況の経営では、市場が回復するまで待ちの時間となります。

元に戻して、100年に一度といわれている経済危機は、僕は今後はもっと頻繁に起こるものと思っています。

富沢：恐ろしい話ですね。

坂根：もし、100年に一度はこれでなんとかなって、500年に一度ぐらいになるとしたら、今のグローバル経済の仕組みではなくなるという意味だから、それはないだろうなと思うのです。同じような形か、同じような規模かは別です。世界の国々のスピードや重点がみんな違うわけだけでも、一方でグローバル化していることは間違いない。したがって、今回のような大波が来るかどうか別にしても、やっぱり何年かに1回は経済危機が起こるだろうなと思っています。

今こういう状況になってから思い出しましたが、1980年代の終わりから、日本では最初、金融ビッグバンというのが起こったんです。途中から竹中がやり始めたような事柄です。一方は、従来の大蔵省の支配がある意味では断ち切った。それで金融証券、保険証券、これを金融庁という独立した所管庁が一手にしました。ある意味では規制緩和をしながら、金融庁という仕組みのもとに置いたんですよ。だから昔ながらの護送船団方式は全く

なくなった。なくなったけれど、市場の中の競争にも、金融庁のしぼりの中でさらされていると。

この金融ビッグバンの中で、先ほども出た保険、これは今回の保険業法の改悪につながっていく流れなんですよ。片方でアメリカのAIGがつぶれる状況の中で、日本の生保等とも相当の打撃を被っているとは思いますが、一方では、先ほどご報告があったように、この間も自主共済は伸びているんです。伸び率はいろいろですが、ちょっと前までは、もう2ケタでみんな伸びていました。

それは少しでも廉価でよりよい保障を、ということが増えていったんだろうと思いますが、そこにアメリカを含めて日本の金融庁は締めつけをしたというのが、この間の経過です。

この横に、僕らの会計の世界。この金融ビッグバンのあと1990年代に会計ビッグバンというのがあったんです。いわば市場の会計のありようを変えていった流れ、つまりは金融とか証券とか保険とかを含めて、極めてグローバルな、同じような、スタンダードな会計の有り様にしようというのが、とりわけアメリカの要求だったわけです。この影響は、非営利・協同セクターにも非常に今をもっても大きいんですよ。

何をやったのかというと、当然ながらグローバル化して行って、さまざまな取引が具体的なブツではなく、マネー（キャッシュ）の評価で迫られたのです。このことがよくわかるようにしよう。ある意味では、正しいことではあったんです。したがって金融商品等々も、決算日現在の換算できる実態的な評価で評価しろと。これがそういう流れだったわけです。だから僕は、適正な評価が行われているものと思っていました。

ところがサブプライムローンを中心としたあの金融商品の一連のものは、全然そうじゃなかった。つまりは、持っている側がどこを持っているのかわからないまま、バランスに乗っているにも関わらず、もう穴があいているのに、誰もわからなかったということなのです。それがあるときにこけて、連鎖反動的に逆流してきて、しかもそれが物流の通常のビジネスのところまで巻き込んだというのが今回の経済危機なんだろうと思います。

会計の果たしてきた役割は、本当はそういうものをガードするはずのものだったんですよ。会計

ビッグバンで、90年代から会計基準がそれぞれ変わっていく、社会福祉法人から私立学校法人も独立行政法人もみんなそうだし、医療法人もそうだし、生協もそうだし、みんなそうなんです。

どういう会計になったかという、キャッシュで全部評価すると。今の会計の流れは、将来こういうことが起こるというのを今のキャッシュに直して、全部評価をするという考え方ですよ。それでも抜け道というか、抜けた部分が極端にあったのに、誰もわからなかった、プロたちもわからなかったということが、この経済危機の本質だったんだらうと思われまます。

この余波で、会計の側では、この従来の会計の流れがよかったんだらうかということが、議論としてはすでに多少出てはいます。しかし主流になるかどうかはちょっとわかりません。

富沢：問題を防止する会計は可能なんですか。

坂根：可能ではあります。けれど、決算書を見る側が自身では防止できないから、やっぱりチェックする機関を作らないといかんということでしょうね。

だから横にいる、例の評価をしていく格付け機関でも全然見抜けなかった話だから、プロたちも見抜けないというほど、グローバル化が進んで見えなくなっているということです。しかも、そういうところにたぐさんのお金が流れていたということなんだらうと思います。それが止まった瞬間に逆流して、みんながぼしゃっちゃったんです。

日本の状況でもそういう流れがあって、今言われたとおり、広い意味の非営利セクター—協同かどうか別にしても、やっぱり余剰資金を運用していて、もともとわからないだけに、そういうことをやっていないわけだから、プロに任せちゃう。証券会社や何か、ファンドに任せちゃう。そのことによって、この人たちにもわからないものが結局また逆流してきて損を被ってしまうということです。

だから、先ほどの話に付け加えると、非営利・協同では少しはわかる、自分たちでもわかる投資じゃないとまずいでしょ、ということのように思えます。

富沢：非営利・協同組織のための市場はつくれないものなのかな。

坂根：今の世の中ではつくれないです。非営利・協同だけの市場というのは無理でしょうね。

会計の部分をやってきたので、この会計の部分を本来の非営利・協同の会計に少し持っていくような取り組みが、あるいはそういう議論が一方では必要なかもしれない。極端な例が、減損会計です。農協はこれでやられたんです。農協はみんな不動産を持っています。例えばここに土地・建物があって商売している、事業をね。それで共済でも購買でもなんでもいいですが、ここからあがる10年間のキャッシュを、経費を払って、それでこの不動産を評価するというのが減損会計なんです。そうすると資金が生まれない不動産はゼロ評価なんです。それで、あちこちの農協で不動産はゼロになった。それで、先ほどの農林中金じゃないけど、みんな債務超過に陥ったんですよ。それで合併という方向になりました。それが今、生協にも来ていて、生協も消費生協のところを中心にその流れになる見通しです。

富沢：それは会計ビッグバンの結果？

坂根：そうです。さっきも言ったとおり、金（キャッシュ）で評価するという会計なんです。不動産がどう売買できるかが基本ではなく、また過去にこれで買ったんだということも基本ではなくて、将来ここから生まれるキャッシュの量で不動産を評価しようという意味なんです。だからバブル期に買った不動産は、全部もうほとんどゼロ状態に陥ることは間違いありません。そのことに有効な批判をできないまま、ずっと流されてきたんです。

富沢：批判はあまりなかったんですか。

坂根：あまりなかったでしょうね。そのころ僕らのところでは無縁だったからです。だけど、じわじわと来ている感じがするんですよ。もう生協会計基準がそうなって減損会計を採用する事項も組み込まれており、難しいです。

先ほど農林中金の話題が出ましたが、農林中金

も金融機関なので、金融機関も自己資本比率の確保が必要なんです。今赤字を出したので、各単位農協、単位農協の集まりのところから、資本増強を依頼しているわけです。

石塚：金を出すという話になりましたよね。

坂根：そう。たぶん、普通の借金で出したんじゃない。だけど、おそらく最後にならないと返さない劣後ローンで組まされるんだらうなと思います。そうすると、もらった側の農林中金はこれを自己資本にカウントできるんですよ。

それで、僕のところに、ある農協から「例えば5億円出すとすると、これは最初から戻ってこないということを考えてほうがいいんでしょうか？」という質問がありました。

それで、僕がこう答えたんです。「そういう議論をするんだったら、最初から出さないほうがいいと思うけど、そういうものは」、と。というように状況になっています。

富沢：実際はどうなんですか。それは戻ってきますか？

坂根：まあ大丈夫だとは思いますがね。結局、農林中金にお金が集まるのは、農協自身で資金運用をする場所がないんですよ。かつてのように農業をわーっとやっているわけでもない。だから農協の預金でお金は集まっちゃう。その預金を運用するところがないから、預金のうち、ほんの一部だけ貸しているんです。大半はほとんど農林中金に預金している。農林中金は資金が集まりそれを運用しないと、預金の利息を払わなければいけないから、という構造なんです。少しでも利を上げようと。そうすると、何かにつられて資金運用をしちゃうということです。

だから一連の損失そのものは農林中金の規模では、極端ではないのです。極端ではないけれど、局面だけで見るとやっぱりまずいから、そこは少しカバーしなきゃいかんということです。

非営利・協同セクターと金融市場

角瀬：いちばん基本にあるのは、市場というもの、今のは金融市場ですけど、これは一般の市場と、市場であるという点で共通しているわけです。非営利・協同組織が市場というものどうつきあうかという、そういう原理・原則がはっきりしていないですね。市場と無縁であれば簡単ですが、それは不可能ですから、「マネー資本主義」といわれるような、今日の金融資本主義の仕組みをどこまで規制できるかが重要です。

富沢：そうですね。非営利・協同セクターで生み出した資金が、金融市場に流れて投機的に運用される。それを防ぐ手はないものかということなんです。

坂根：非営利・協同の金融機能のような機関が、僕も欲しいなとは思いますが、簡単じゃないなと思います。つまり先生がおっしゃったとおり、僕らにそういうテクニクも含めたものの形成が、はっきりしないわけですよ。

だから、金融機関にも証券会社にも、ノウハウを持った人がいると思います。今は規制緩和だから、金融機関をつくるのも、昔ほど難しいものではないんですよ。ある程度の規模の資金を集めればできるはずなんです。昔は、ほとんどできなかったのですが。

富沢：NPO 金融がありますね。

坂根：やっています。非営利なんか、とやっているのがありますよね。

だから、それを大規模にやろうとすると、当然、市場と同じ、いわば法律や制度の適用を受けることになるので、それをクリアしていくのに、結構コストもかかるんですよ。だから一定の規模になるまで、ずっと赤字が続くんです。その間、持ちこたえられるだけの元手がないとできないです。

富沢：でも誰かそういうシステムつくれませんかね。坂根先生とか中心になってね。何年かかってもいいから。

坂根：夢ではあるよね。でもそれが必要な規模には、日本のこの非営利の世界があることは間違いないですよ。

富沢：せっかく苦勞してつくったお金を、ひどいところに使われて、しかも損をするというのはばからしいじゃないですか。

角瀬：要するに資本主義の中でわれわれは生きているし、非営利・協同の組織も生きているわけです。その資本主義の仕組みなり市場なりと、どう付き合うか、それを抜きにすることはできません。資本主義を一挙になくすことができればよいかもしれないけど、それは不可能でしょう。

富沢：でも、ヨーロッパなどでソーシャル・バンクが元気ですよ。イギリスのコオペラティブ・バンクなどは、おそらく一般の金融機関と共通の市場で機能しているんでしょうが、武器製造企業や環境汚染企業には融資しないなどの倫理規程をつくっていますね。しかも、その倫理規程をつくったことによって、それ以前よりも利益をあげています。

日本でもコオペラティブ・バンク的な規模の銀行がネットワークを組んで一定の市場を形成し、そこで資金運用するというようなことは、全然夢想でもないような気がするんですが。

角瀬：ソーシャル・バンクというのは、ソーシャル・エンタープライズの一種ですよ。ソーシャル・エンタープライズも利潤追求活動と無縁じゃないし、それは前提にしているわけでしょう。「ソーシャル」ということが「ビジネス」になる時代でもあります。したがって、私はソーシャルという形容詞のついたものについても、一応洗い直してみることが必要と思っています。かつて下町の私の家の近くに、永代信用組合というものがありましたが、その理事長は地域では政治的の野望をもった問題のある人物とみられていました。やがて息子の代になり、社会運動家と手を結び、金融商品的一种として、社会的事業への融資を始めたことがありました。

これは評価が分かれるところがでてくるかとも

と思いますが、インドの社会事業家で経済的に貧しい女性を対象とした零細な金融事業を組織し、ついにはノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌスという人物がおります。最近の報道では、ついには社会活動を基盤に政党を組織し政治に乗り出したということですが、どこへ行くのでしょうか。

したがって、私は非営利・協同組織が経済的な市場原理の上に立ってどういう活動をするかという点に関して、非営利・協同の運動としては小零細な金融を積み上げ、回していくことも重要とは思いますが、今日の国際化した金融をどう規制し、利用するかということがまずメインに据えられる必要があると考えています。

富沢：そうですね。だから、そういう共通な市場原理に立ちながら、なおかつ非営利・協同の原理で機能するような金融市場がつかれないか。これは私の夢想ですかね。

坂根：一般論でいえば、作れるんだと思います。

例えばちょっと数字が正確じゃないけれども、全日本民医連が年間の収益が約6000億円。そうすると、月に500億円なんですよ。

今だいたい1カ月分以上の金は持てと指導で言っていますから、500億、常にだいたい資金はあります。それを、それぞれがそれぞれの金融機関にみんな預金しています。もちろんこれは平均だから、足りないところもあれば、ちょっと多めにあるところもあります。それをどこか1カ所に集めてまとめたほうが、絶対効率がいいぞということを考えるときはありますが、現実化しようと思ったら、それは簡単ではありません。

だから、自分たちはできないけれど、例えばAという金融機関に「ここにこういうまとまりがあるんだけど、こういうことで運用してくれないか」と、それは可能なような気が僕はしています。そこで言っている技術を学べば、みたいなことを考えることはあります。

富沢：民医連で合意が形成されれば、そういう問題を検討することもできるってということなんですか。

坂根：もちろん。ある程度はできるでしょうね。

富沢：もったいないじゃないですか。500億円ものお金を有効に使わなくては。

坂根：だから部分的には、それぞれのエリアで事業協同組合というのをつくって、一定資金を出し合って、資金的な課題も含めて協同はみんなやっているんですよ。融通し合うみたいなことも含めてね。

石塚（司会）：グローバル的には世界社会フォーラムとか、ラテンアメリカのグループなどが国際的な社会連帯金融というのをつくろうということは言っておりますし、ヨーロッパの、先ほどのイギリスのバンクだとか、イタリアには倫理銀行がありますよね。フランスではフィナンソルという金融ネットワークをつくっているし、カナダでもそうですが、第2金融市場、すなわち社会連帯金融市場を作ろうという、実験的な試みはすすんでいます。

また、ノーベル賞を取ったユヌスのグラミンバンクのマイクロクレジットがありますね。今、非営利・協同セクターの金融ということは世界的に大きなテーマになっています。

富沢：そうですね。だから今度の金融危機からも学べる教訓があるとすれば、非営利・協同の金融システムをどうつくっていったらいいのかという課題があるということですよ。

石塚（司会）：協同組合原則の中に、制限利子というのがありますがね。利子を非営利組織みたいにまったく受け取らないというのではなくて、協同組合の場合は適正な利子を受け取ると。だからその原則に従うならば、金融投資、機関投資家としてやはり適正な利子のための基準といいますか、ルールを作ればいいんじゃないですかね。国債を買いましょうというのも1つの項目になるのかもしれないけれど。

坂根：いずれはそういう潮流が出てくる可能性はあります。ただ金融の機能とそれからいわゆるピ

ジネスと、為替の世界が微妙にからまるから、簡単ではないように思います。

角瀬：今の金融危機問題が「アメリカ発」といわれるように、その張本人は、アメリカのドルにあるといいます。だからドルに代わるものを生み出すことができるのかということ、それは不可能だというのが、多くの経済学者の一致するところだと思います。まずドルを前提としたうえで、市場での活動をやっていくことになります。EUの国々も打撃をうけています。

坂根：アメリカが元の状況に戻ってくれば、アメリカ自身が戻らないと、そういう議論がますます盛んになるということは、間違いないでしょうね。

格差社会と非営利・協同セクター

石塚（司会）：いま日本では、格差社会の問題がいろいろ新聞やマスコミや世情から注目されているわけですがけれども、この格差社会問題と非営利・協同セクターが、その中でどういう役割を果たせるのか。

特にEUなどでは、社会的企業や協同組合が、この格差、つまり社会的排除をなくすという問題、それから若者の失業克服のためのいろんな労働挿入企業というものをEUの政策の中で推進しているのですが、日本の場合はそこはまったく議論になっていない。その点について、いかがでしょうか。

角瀬：私は昨年来、日本の「労働の世界」に新しい動き、芽生えが出てきているということを考えてきました。一つの要素に、労働組合は労働組合、NPOはNPOというふうになんか完全に分かれていたのが、労働組合とNPO、非営利の組織が協同して連帯し合って、何らかのことができないかということに取り組みだしたということです。

その一つの例として、キヤノンの大分工場のたたかいがあるわけです。そこでは、「NPO法人ガテン系連帯」というのがあって、昭和女子大教授の木下武男君が共同代表をやっているんですよ。それと労働組合とが手を結んで一定の成果を上げ

たということ。これは、ネットに出ています。ユニオンとNPOとが、大きな成果を上げている。

富沢：金融危機の結果、格差社会の問題はだれの目にも明らかになりました。今回の経済危機の特徴と非営利・協同組織の役割ということについて考えてきたことがあるので、すこし長くなりますが話をさせてください。

今回の世界的な金融危機の特徴を一言でいえば、実体経済から乖離した金融経済の暴走だと言えます。経済とは本来、生活に必要なものの生産から消費にいたる過程に関わる活動です。このような経済過程に即した活動が、実体経済です。金融経済の社会的機能は、実体経済の運営に必要な貨幣を供給することです。ところが、このような仲介機能から離れて、たんなる貨幣間の取引で利益の増大を図ろうとすると、金融経済は暴走し始めます。

金融危機の特質を明らかにするために、人類の経済の歴史を実体経済の時代と金融経済の時代とに二分してみたいと思います。

石器を使うホモ・ハビリスはほぼ200万年前に誕生したと言われていますが、それ以来200万年の人類史のほとんどを占めているのは、実体経済の時代です。それは、採取経済→交換経済→貨幣経済→市場経済（市場価格の自由変動により社会全体の需要と供給のバランスが調整されるシステム）→計画経済（国家が価格を設定）→新自由主義の市場経済、と種々の形態をとってきましたが、経済活動の根幹は、生活に必要なものの生産から消費にいたる過程に関わるものでした。

これに対して、金融経済が世界市場全体を混乱させるほどの強い力を持つようになったのは、最近の20年ほどにすぎません。人類史200万年のなかの、ほんの20年です。約20年前の1989年にベルリンの壁が崩壊すると、その後、新自由主義が世界市場を制するようになりました。世界市場においては、経済のグローバル化とIT化の急速な発展を基盤として、金融経済が実体経済から離れて活動するようになりました。産業資本主義からマネー資本主義への転化の時代とも言われています。さらに、独自の相場見通しにたって投機的な資金運用で高収益を狙う巨大なヘッジファ

ンドなどが世界市場を動揺させるようになると、マネー資本主義のなかでもギャンブル資本主義という特色が前面に出てきます。

しかし、ギャンブルで勝ち続けることはありません。バブルは、いつかは弾けます。2008年9月15日に、投資銀行リーマンブラザーズが破綻しました。

非営利・協同組織に及ぼした金融危機の影響を概観すると、非営利・協同組織が学ぶべき教訓は明らかです。非営利・協同組織の活動の原点は、人々の協同であり助け合いです。どのような状況にあってもこの原点を見失ってはならない、ギャンブルなどの虚像に踊らされてはなりません。虚像に踊らされないためには、非営利組織における資金運用についての原則を明らかにすることが必要です。そして、非営利組織の資金が非営利組織セクターの拡大強化のために用いられるような仕組みづくりを検討すべきです。

つぎに経済不況と格差社会における非営利・協同組織の社会的な位置と役割について述べたいと思います。

図1 非営利・協同組織と国家と営利企業

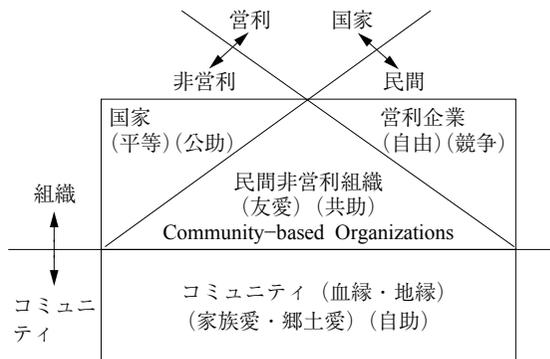


図2 土台組織と上部組織



図1は、非営利・協同組織が、種々の生活問題を解決するために、生活の場を土台として組織されていることを示しています。非営利・協同組織の社会領域(サード・セクター)は、生活の場(コミュニティ)と国家領域(第1セクター)と営利企業領域(第2セクター)を結びつける結節点に位置しています。これは、非営利・協同組織が、国家と営利企業に対して生活上の要求の実現を求める役割を果たしうる、重要な社会的位置を占めていることを意味しています。

図2は、生活の場を母体として、生活上の種々の問題を解決するために非営利・協同組織が誕生し、そこからさらに国家と営利企業が派生したという、歴史的経緯を示しています。左翼用語で言えば、人民を母体として人民組織が誕生し、そこから国家と営利企業が派生したという関係を示しています。

生活の場(コミュニティ)は、生命の再生産の場です。非営利・協同総合研究所の表現を用いれば、「いのちとくらし」の場です。

金融危機の今日の状況は、営利企業が金融市場で失敗して、国家が市場に助けを出しているという図式で説明ができます。構造自体は変えないで、とりあえずほころびを直しているようなものです。したがって、この構造が生み出す危機は、再来する可能性があります。坂根先生が言われたように、「100年に一度の危機」は、今後100年もたたないうちに再発するかもしれません。

市場と国家の連合体は、非営利・協同組織の活動を市場国家連合体のルールに従わせようとしています。非営利・協同組織の特性を認めないで、営利企業と同じ土俵に乗せてしまおうとしています。

非営利・協同組織としては、生活の場を土台として、あるいは人民の立場に立って、国家と市場を規制していく必要があります。非営利・協同組織に対する国家と市場のコントロールをはねのけながら、国家と市場をコントロールするという役割が重要になります。

国家への規制の強化に関連して言えば、例えば「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するという、憲法25条で規定された国家義務を遂行させることが必要となります。

市場への規制としては、企業に社会責任を遂行させることが重要です。よく「企業の社会貢献」なんていうことが言われますが、貢献の前に、まずは社会的な責任を果たしてもらいたいものです。

国家と市場は強い力を持っていますから、これに対抗するには、人民の連帯、非営利・協同組織間の連帯がどうしても必要になります。

全国レベルの連帯とともに、地域レベルの連帯が重要な課題となります。

地域レベルの連帯をどう強化すべきか。『Small is Beautiful』の著者であるシューマッハー(E.F. Schumacher)は、地域社会活性化の4要素としてa、b、c、dが重要だと言っています。aは、administration(行政、地方自治体)。bは、business(企業)。cは、coordinator(調整者)。dは、democratic organizations of the community(地域の民主的組織)です。これを先ほど言った私の図に当てはめると、administrationが国家、businessが企業です。非営利・協同組織は、民主的組織で、なおかつ調整者だということになります。

非営利・協同組織の連帯、あるいは人民組織の連帯を強めることが、非営利・協同組織の役割だと思えます。

角瀬：大変体系的にまとめられていて、これについて疑義を差し挟むと、また同じような長さになってしまうので(笑)、できるだけ簡単に、疑問としたいのは、この図ですね。この国家と市場が上部組織で、非営利・協同組織が土台だと。非営利・協同の土台が国家、市場という上部組織を規制すると。簡単に言うとそういうことだろうと思うんですが、私はどうも納得しがたい。

というのは、非営利・協同組織というのはそんなに万能なのかというと、そうではあり得ないのではないかという疑問があるんです。

もしも市場とか国家のあり方というものを規制するのであれば、その市場の中から、あるいは国家の構造の中から、規制するものが出てこないといけない。市場経済の中から出てくるのがソーシャル・エンタープライズあるいはソーシャル・ビジネスというものであるし、国家では行政の民主化というものが必要になってくる。

そういうふうに私としては考えるんですが、ち

よっとそこらへん、先生と食い違う点が出てくるわけですね。

非営利・協同組織は重要であります、こういう構造全体を支配しているような、そういうことはあり得ないというのが、私の最近の到達しているところなんです。

富沢：図2は、今日の座談会のために昨日あわてて作ったものなんで…。

坂根：まあ縦割りじゃないね。少なくとも。

富沢：非営利・協同組織が万能だと言いたいわけではありません。国家には国家の役割、営利企業には営利企業の役割があります。しかし、国家と営利企業だけではなくて、非営利・協同組織も重要です、3つのセクターのベストミックスの形成が重要ですよと言いたいのです。

角瀬：それであれば賛成です。しかし、この図はちょっと理解しがたい…。

富沢：この図では、国家と営利企業に対する非営利・協同組織の対抗関係を明らかにしたかったのです。

坂根：平面で書こうとするから、わかりにくくなるんです。

富沢：もっといい図がないものですかね。

坂根：今朝、仕事やりながら聞いていたNHKで、憲法25条の討論会をやっていたんですね。その出席者には、埼玉のNPOのホームレス支援団体がありました。僕は若干関わりあるんだけど、ここ2、3年、ホームレス支援等々の団体の仕事で今やっている動きがあるんです。

富沢：あ、坂根先生がやられているのですか。

坂根：僕自身はやらないけど、そこにも財政の中に金があるわけだから、その支援をやっているんです。どうも知らないところにそういうのがいっ

ぱいあるんだと、あるときそう思ったんですよ。

つまり、無数にそういう人々がいる。ホームレス支援をする団体等々が、いろんなところにあるんだなということがまずわかりました。

この非営利・協同との関係でいうと、例えば医療とか介護のところは、その仕事として関わるじゃないですか。生活困窮者とか生活保護申請とか、そこはそれでやっているんですよ。

ところが、解雇されちゃったから、自分たちの働く場に、というふうにはなかなかこれはなりにくい。もともと非営利・協同の分野では利が薄いじゃないですか。大企業なんかと違うから、そこへ、その人々をもうちょっと10人入れてとか、そういうのはなかなか難しいと、あまり言っちゃいけないけども、労働組合があるものだから、なかなかそういうのが拡大するのはやっぱりいろいろ課題が生ずるから。

でも一方では、医療機関もそうだけど、派遣が増えているわけです。当然ながら。だから病院の窓口の1階は全部派遣という病院もあります。誰も常勤者はいないと。じゃあそれでどうやって友の会の会員を増やしたりするんですか、ということの矛盾はありながら、走っているんですよ。

ホームレスの支援団体など、そういうのを見ると、横にあまりつながっていないんです。それぞれの団体がみんな孤立して、一生懸命やっているんだけど…。

富沢：自分のエリアの中でね。

坂根：そうそう。誰も手を差しのべる人がいないので、もう何かやっている人々がいるんだなというのと、世の中にホームレスらをまた食べ物にしている人々もいることも間違いはないんですよ。だからそのへんは課題があるんだろうと思います。だからワークシェアリングの議論があったじゃないですか。それもなかなか、非営利・協同の世界でも簡単じゃないなと僕は思っています。

石塚（司会）：非営利・協同セクターでも、いわゆるビッグな農林中金から下のホームレス支援のNPOのような小規模のものまで、いくつも階層があるし、またその縦割りもあり、全体としてやは

り全部まとまるという感じの場所がなかなか日本では今はない。ヨーロッパの事例の方は、縦横、相当網羅しているんですね。

富沢：網羅とは、横のつながりのことですか。

石塚（司会）：要するに大きな農協系のところから社会的排除のホームレスをやっているようなところまでいろんなものが集まって、一応グループという意識を持ってやっている。それが日本にすごく欠けている。まだやはり行政も縦割りだし、市民運動のほうもなんとなく縦割りにになっているのが現状かなと。

●すすむ社会的排除

富沢：私があえて社会構造の真ん中に非営利・協同組織を位置づけた図を書いたのは、非営利・協同組織がなくては社会はうまく機能しないということを書いたかったからです。私の知人で、公園なんかにいるホームレスは法律違反だ、それにもかかわらず、そういうホームレスに炊き出しなんかするような、けしからん組織があると憤慨している人がいます。国家と個人があればそれで十分で、国家と個人の間余計な組織などないほうがよいと言うのです。

角瀬：新聞や何かの投書に、そういう考えがちらほら出てますね。

富沢：そういう考えに反論したくて、あえてこういう図を作りました。

石塚（司会）：その考えを認めるとした場合に、その非合法の人たちは、どこに行ってどうすればいいと考えているのでしょうか。刑務所とかに入りなさいとか？

富沢：そう。そういうことですよ。非合法の人が社会から排除されれば、社会はきれいになるというわけです。

石塚（司会）：でも、刑務所の定員があるので、

じゃあ刑務所をどんどんつくりなさいと…。

富沢：必要なだけつくりなさいということでしょう。

石塚（司会）：その費用は税金で払うんですか。税金を使うことには賛成なんですか。

富沢：いや、そのような問題までは考えていないんでしょう。ともかく、けしからんことをしているやつは排除しろというんでしょうね。

坂根：だから昔で言えば流人、島流しみたいな感覚ですね、たぶん。そこの責任は持たないみたい。な。「そういうのは俺たちの社会にいるな」みたいな、そういう意味でしょう。

富沢：そう。それがきれいな日本だと、こういうことです。

坂根：それはあり得ないことですね。

石塚（司会）：社会の安全を誰が負担してどうするのかという議論に、その人の論理でも行き着くと思うんですよね。

富沢：詰めていけばね。

坂根：僕は千鳥ヶ淵のあたりをずっと、毎朝犬の散歩をしているけれど、この間、ホームレスはみんな排除されました。

富沢：排除された。どこへ排除されたの。

坂根：わからない。

富沢：わからないの？

坂根：それまではねぐらがあったのです。線路下とか、公園とか、雨露をしのげるところにあった、そういうものは全部撤去。それで、そんなことができないような仕組みに全部変えた。たぶんあのオリンピックの視察のために、みんな排除したの

かなと思いましたがね。うちの犬と仲のいいホームレスもいるわけだから、「お宅の犬は栄養いいねえ」「すいませんね」とか、やっていましたが。みんないなくなっちゃいました。どこに行っちゃったのかな。

石塚（司会）：どこか、それは個別に分散しているから、見えなくなっちゃったんでしょうね。ただ、今、公園とかベンチは、とにかく寝っ転がれないような構造になっていますよね。ベンチでひっくり返ろうということは、今はできないんですよ。

富沢：そういうのはいいことなのかしら、悪いことなのかしら。

石塚（司会）：困りますよね。ひっくり返って空でも見たいと思うと。横になることができないようになって、排除型です。

角瀬：駅のベンチが、ちょこっとお尻だけ乗せるような形ですね。

富沢：横にはなれませんね、あれは。

石塚（司会）：もう、とにかくそういうところに長くいないように、寝っ転がらないようにという発想。

坂根：一時期、新宿西口の地下道にいっぱい植木をバンバン置いて、横になれないようにするって…。

石塚（司会）：今は変なテトラポットみたいなのを置いて、あそこで段ボール部屋をつくれなくなっていますよね。だから、社会的排除の問題は、ようやく日本がヨーロッパ並みになって、そういう人たちが目に見えるようになってきて、ただそれに対する政策は非常に日本の場合弱いような気がします。

坂根：だから、ホームレスの支援団体での話をよく聞くと、失対事業が打ち切りになって、そこから始まっているんですよ。どこにも行けなくなっ

た人々はどうするんだよという、山谷から隅田川から、あのあたりのところなんですよ。そこも、いろいろ追い出されたりなんだかんだして。それが首都圏にみんな散らばったんですよ。

富沢：ああそうか、今までは山谷などにいた人たちね。

坂根：この前テレビに出た人もそうだけど、埼玉のほうで、もう使わなくなった畑、ああいうのを開墾させて、食物を植えさせて、こういうことを組織してやろうとしている団体もあります。

富沢：それは、いいじゃないですか。

石塚（司会）：それから昔のドヤ街は、やっぱり建設会社だとか、そういう受け入れ仕事先、毎日の仕事があつて山谷や釜ヶ崎が形成されたけど、今は仕事そのものが、もう建設業などに集中しているわけじゃないから、ホームレスの人も比較的分散しているんだと思いますが。

坂根：だから、僕、南千住のお得意さんがこの前亡くなったからやめたけど、だいぶ前に行ったときは、もうそこらへんに寝っ転がっているみたいな町だったもの。南千住、山谷の内側のところでしたが。

富沢：いつごろなくなったんですか。

坂根：もう20年以上前。もうそういう人たちも減って、だから、それこそ20日に1回、風呂屋に入る人がいたわけだから、大変ですね。それでもみんな町の人たちは「しょうがねえな」と言ってやっていたんです。もう今はそういうふうに言う人はいなくなって、「あの汚い人をなんとかしてよ」という話になりますね。

石塚（司会）：炊き出しなんかでも、近所迷惑だからやめてくれというので中止するとかのケースが、新聞に載ってますね。

だからやはり、抽象的だけれども、どういう人を社会の一員として受け入れるのかというコミュ

ニティの合意が必要でしょう。広い意味では失業者とかホームレスとか、外国人とか元犯罪者とか、いろんな人がいると思うんですが、日本は最近是非常に他人には厳しいと。裸で公園で酔っぱらっていたら逮捕されちゃうんだ。

富沢：あれはひどいよ。あの扱い方には私は反対だね。

坂根：まあね。いろいろ議論があるでしょうが。日本の場合は、この事態に陥ったときに、この間、小泉以来、弱者がずっと痛めつけられてきたじゃないですか、とにかく。そこへもってきての危機でしょう。で、真ん中の市場の企業は、とにかく社員らを切っていればとりあえずやっていけるわけです。正社員も派遣も下げたり切ったりしていれば、なんとか企業は生き延びて、また回復してくるよね。

そこからはじかれた人と、もともと底辺で非常に厳しかった人たちは、やっぱりおしなべて打撃ですよ。

富沢：だって職もなし、住まいもないわけでしょう。そういう層が増えていくわけですからね。

坂根：そうそう。

●雇用創出と非営利・協同セクター

富沢：ところで、中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか』がベストセラーだといわれていますね。

石塚（司会）：反省の弁ですね。富沢先生、一橋の同僚だったんじゃないですか。そのときにちゃんとっておかなきゃ、君子は豹変す、と（笑）。

富沢：あの本を読みました。新自由主義が格差社会を生み出した。さらに、人と人とのつながりを希薄にしてしまった、という点を強調しています。本の最後のところで、日本社会への提言というかたちで、まとめをしています。非営利組織のことも若干はメンションしていますが、基本的にはやっぱり国家の対応が重要だということになります。

彼は、消費税をもっと上げて、上げた分を底辺層へ還元するような「還付金付き消費税」という制度を提言しています。私の考えでは、日本社会への提言としては、非営利・協同組織の独自の役割を強調する観点が必要だと思うんです。

そこで、つぎに、非営利・協同組織側の提言を紹介したいと思います。

去る3月21日に首相を囲む「経済危機克服のための有識者会合」が開かれましたが、その席上で堀田力さん（さわやか福祉財団理事長）は、つぎのような提言をしています。

「1. 政策の方向

モノからヒトへ

- ・将来、大きく生きる
- ・需要に強く、即効あり
- ・国民に、希望が生まれる
- ・地方の内需

2. 具体策

○需要を満たせない福祉・教育施設の一斉建設・改修

例 保育園、子育て支援施設、特殊学校（不登校児童等のため）、グループホーム（認知症、高齢者、障害者）、地域密着施設など」

数日間にわたって開かれた「経済危機克服のための有識者会合」では、その他に多くの有識者が経済危機克服のための種々の提言をしています。それらの提言でほぼ共通して強調されているのは、雇用の安定、内需の拡大、地方経済の活性化の3点です。

私見によれば、これらの施策が成功するためには、国家の財政出動だけではなく、なによりも地域経済を担う主体をつくる必要があります。そのためには従来の企業誘致だけでなく、さらに住民自身が地域経済を担う非営利・協同組織を多く創出し、それらの企業体のネットワークをつくる必要があります。そして、地方自治体と一般企業とも連携をとって地域経済の活性化を図ることが必要となります。つまり先ほどのシューマッハーの言うa、b、c、dの連携をつくりだすことですね。

私の育ったところは静岡県の浜松なのですが、数日前、NHKが面白い事例を紹介していました。浜松信用金庫が、有望企業を育てるという観点から、企業の合併・吸収の仲介に積極的に取り組んでいるというのです。紹介された事例は、こうです。バイクのマフラーなどを製造しているA企業は、金型を外注していますが、コスト削減のために金型を内製化したい。もう1つのB企業は、高度の技術力を持つ金型メーカーですが、経営の後継者がいないということで悩んでいる。両社をよく知っている信用金庫が、両社は合併させたほうがいいのではないかと考えて、両社とよく相談して、必要な資金提供もしながら合併にこぎつけたというのです。このように、非営利・協同の金融機関が、地元企業の持っている問題をよく理解して、問題解決のための方策を提起して、新しい企業をつくって地域経済の活性化を図ると、そういうやり方もあると思うんです。

いずれにせよ、地域経済を担う主体を住民自身の力でつくっていくことが重要だと思います。それからもう1つ。中谷さんも強調しているコミュニティの崩壊という点から言うと、新しいコミュニティをつくる必要があります。堀田さんも「モノからヒトへ」ということを強調していますが、人への投資が必要です。それから地域資源の開発です。まだ眠っているような未開発の資源がかなりあると思います。今の浜松信金の例からもわかるように、それを掘り起こし結び付けていくことが必要ではないでしょうか。それからもう1つ、そういう種々の活動を通じて人と人との連携をつくり、信頼関係をつくり、ソーシャル・キャピタルを蓄積していくこと。そういうかたちで新しいコミュニティをつくっていくということが、なによりも重要ではないかと思います。組織と組織の連携は、結局は人と人の連携です。組織と組織の連携も、人と人の連携がなければ、うまく機能しません。異なった組織を結びつけることは至難のわざですが、人と人の連携から始まるのだと思えば、比較的気楽に取り組めます。

最後に、民医連についてです。民医連は、「いのちとくらし」を守る組織という意味では、社会構造の土台組織の母体であるコミュニティの中核に直結する重要な位置を占めています。ともかく、

いのちとくらしを守るのですから、社会にとってこれほど大切な仕事はありません。だから民医連は、地域社会の民主的な諸組織の連携をつくるうえで重要な役割を果たしうるし、果たしているのだと思います。新しいコミュニティをつくる。これが今日の非営利・協同組織に求められている課題ではないでしょうか。

たこつぼ的活動。先ほど坂根先生が言われたように、埼玉みたいな小さな地域でも、共通の課題を持つ種々の組織がバラバラに活動している。このような状況をどう克服していくのかが、今日の重要課題ですね。

それは労働組合にとっても同じで、労働組合が自己閉鎖的な活動に留まらずに、他の社会運動とどう連携するのかという課題があります。今日、労働組合がどう動くかは、社会全体のあり方にとって非常に重要な意味を持っていると思います。

坂根：似たようなことを言うと、俗に言う安心・安全、教育・医療・福祉・介護、そこにやっぱりお金を使うべきで、そこで人を育てるべきです。そこには、堀田さんが言うように、まだたくさん投資する部分があって、それは日本の経済、内需じゃないけれども、活性化することは間違いない。

富沢：そうそう。内需拡大に直結しますからね。

坂根：間違いないし、そこはある意味じゃ利益ということはあまり考えないほうがいい仕事の部分なんです。だからそこにこそ非営利・協同の意味があるわけで、それが土台といえど土台かもしれません。

富沢：そうそう。土台の土台です。なにしろ医療は、人のいのちに直接かかわるのですから。

坂根：だから、消費税がそのことについて一番いいのかどうかについては議論があります。消費税がだめだと思っているわけではないけれど、むしろもうちょっと、それこそ今朝もNHKで言っていたけど、「私は教育に寄付をしたい」とか「いやいや介護に寄付したい」ということで、税金が安くなるみたいな配分の仕組みがあれば、これは

やっぱりそういうのをつくるべきだろうと私は思います。国の役割と個人の意思を少しくまにかみ合わせるような事柄がいいんじゃないのかなと。日本はそれが全然だめなんです。ちょっと寄付をしようにも、全然何の意味もない事柄だから、やりにくいわけです。みんな尻込みしちゃうんだよね、やっぱり。それが、ちゃんとここに行っているよということになれば、それはそれで意味があります。

富沢：寄付税制に関して言うと、アメリカなんかでは寄付文化を育成するような税制になっていますね。先ほど挙げたイギリスのコーペラティブ・バンクでは、預金者が希望した投資先に投資をするというシステムをつくっています。税金も同じで、自分のお金は自分が有効だと思うところに使ってほしいですね。非営利・協同組織への寄付についてはしかるべき優遇税制をつくり、日本でも寄付文化の育成を図るべきだと思います。そのためには非営利・協同組織セクターに特別な意味があるという社会認識を一般化する必要があります。国家と企業と個人だけですべてに対応するという社会認識から、3セクターのベストミックスから成る社会へという、社会認識の革命が必要です。

石塚（司会）：教育・医療・福祉は国のお金でやれといったら、それは公的な保育所を増やしなさいというけれども、実際はどんどん保育所を減らしている。そこで社会的企業なり非営利組織なり協同組合が担うということを国民がイメージすれば、ずいぶん打開できる。

角瀬：最近、フィンランドのことを勉強しているのですが、北欧でもスウェーデンなどは大分異なるところがあるように思われます。人口500万の小国ですが、経済、福祉、教育の水準が高いところが注目されます。西欧諸国のような技術的イノベーションだけでなく、社会的イノベーションということで、民主主義の水準が大変高いものがあります。

そこで何か特別なものをつくらないと事態を打開できない、不可能だというふうに考えがちですが、私は今あるものを改造すれば十分なのではな

いかと考えています。株式会社でも何でも、既存のものでも十分それを使いこなせば役に立つんだというふうに考えています。ここで2つ考え方が分かれてくると思うんです。非営利・協同も重要ですが、同時に今あるものを使いこなすことを重視しています。株式会社を社会的企業にすることといえます。株式会社はもともと社会的企業になるポテンシャルを持っていると考えています。

富沢：そうですね。持論ですよ。

角瀬：日本では今、協同労働の協同組合という労協法をつくるのが問題になっていますが、これがなければどうしようもないというふうには考えてないんです。労協も企業形態の1つ、株式会社も1つということで、要するに何をするのか、つくるのかということが大事で、100万を超す中小零細企業をどう育成し、活用するかが問題といえます。非営利・協同組織の場合の弱点は、やっぱり実体経済を構成する、そういうものづくりが弱いんですよ。サービスの面ではいろいろなことをやっているんですが。育児や介護の分野においても営利、非営利と様々な組織が存在しています。すべてが社会的企業の実を備えるようになればいいのです。営利企業が問題をかかえているのはよくわかりますが、同時に出来の悪い非営利組織も困ります。

石塚（司会）：社会的企業という用語は今のところ定義がすごく曖昧模糊としていますけれども、しかし社会的企業と企業の社会的責任という議論は両輪であって、それでいいと思うんです。非分配原則が適用されていないからいかんとか、いいとか、そういう原理主義的なことを言わないで、社会的企業というような感じでやれば、かなり幅が広くみんながその指に止まれるんじゃないかなと思うんですけどね。

富沢：この前、社会的企業研究会で立教大学の中村陽一さんがソーシャル・ビジネスという概念について報告しました。

角瀬：今までは、ソーシャル・エンタープライズ

という言葉が使われていましたが、最近になるとソーシャル・ビジネスという言葉がみられます。自分のところは違うんだぞと、日本人はそう言いたがりますね。

富沢：そういうこともありますけど。ソーシャル・エンタープライズという組織じゃないですか。企業の形態が問題にされたりします。しかし、ソーシャル・ビジネスは社会に役立つ事業だと考えると、事業の内容が問題にされます。企業形態が株式会社であろうと非営利・協同組織であろうと、ソーシャル・ビジネスをやっているという点では同じだと。つまり、企業の形態が問題ではなくて事業の中身が問題ですよ。こういう問題に入り込むことができるような概念だなど、私はなんとなく感じたんですけどね。

坂根：どういう言い方をしてもいいけども、非営利かどうかとは概念が少し別ですが、ソーシャルという部分では別なんだけど、やはり協同という部分です。それは少人数であっても、ワンマンじゃない、というようなことが欲しいと思うのです。それはどういう形態でもかまわない。世の中で紹介されている、特に日本で紹介されているものの中では、それらが混在しているものだから、なかなかそれを普遍的にこういうものなのかというふうに捉えにくいんですよ。だから売りにしている人もいるのです。

石塚（司会）：ソーシャル・ビジネスという言葉は、そういう協同という中身はブラックボックスにして問題にしないけども、何を外に向けて、外部社会に向けて、提供したり貢献するのかという外見のほうだけで見ていこうとしている。

坂根：その場合、社会という広い概念、むしろ地域社会みたいな限定をつけたいなという気持ちがあるんだよね。

角瀬：その場合、やっぱり最終的に問われてくるのは、労働に対してどう向き合うかということ。そこが曖昧なんです。

石塚（司会）：富沢先生はそこを質問されていたと思うんですけどね。

富沢：質問ではなくて、意見を申し上げました。労働のあり方の問題を意識しておかないとおかしなことになるという意見です。

石塚（司会）：そこはあまりはかばかしい返事は返ってこなかった気はしましたけども。

坂根：返ってこないと思いますね、今のところね。そういう整備をしているわけじゃないから。だからやっぱり、ブラックボックスではよくないのだと思います。

● 労協法の意義

富沢：労働のあり方の問題で言うと、今、全国労働者協同組合連合会が「協同労働の協同組合法」をつくろうという集会を各地域でやっています。

『協同労働の協同組合法』法制化をめざす市民会議・埼玉』の4月18日の集会で、埼玉県労福協の鈴木雄一さんが、労働の問題を、「雇用される働き方」と「雇用されない働き方」にわけて、つぎのような報告をしています。

まず「雇用される働き方」ですが、「これからの雇用の基軸」として「公正、安全、多様性の確保」を重視し、「これからの雇用政策の方向性」としては「①雇用訓練・職業能力開発の抜本拡充訓練、②職業キャリアの発展と安定の確保、③働き方の公正なワークルール、④公正な労働条件決定システム」を強調しています。これは労働組合が基本的に担うべき課題だと思うんです。

「雇用されない働き方」に関しては、「①人としての尊厳が守られた働き方、②地域社会に貢献する仕事の創出、③新しい公共サービスの担い手、④第3の雇用創出を担う、⑤市民社会との連携と協働」というポイントが挙げられています。

今、日本の法制度で足りないのは、このような「雇用されない働き方」を担う組織に法人格を認める法律です。そういう法律をつくるのは今非常に重要です。しかし日本の法制度のもとでは、労働者は「雇われて働く者」という考えを基本にし

て労働法がつくられているので、そのような枠組みのなかで「雇用されないで働く者」をどう位置付けるかという問題で、今、困難な山場を迎えています。

石塚（司会）：スペインの社会保障法や労働基礎法に、協同労働労働者という定義があったわけです。賃金労働者、自営業者、それから協同労働労働者。これがいわゆる労働者の3つの概念で、これらは社会保障法の中で定義されて、労働者の権利を認めますよとなっていたので、たぶん法律的には、こういうのがあるんだよというのでスペインのその法律があるというのが、政治家には説明しやすいとは思いますがね。

富沢：そのためにも、先に述べたように、社会組織の領域を3つのセクターに分けて、非営利・協同組織のセクターの独自性を認めたいので、そこでの「雇われない働き方」を法制度化することが必要だと思います。

石塚（司会）：雇われないというのが抽象的で、実際にじゃあどういう企業に雇われるのかというと、スペインの場合だと、ワーカーズコープと労働株式会社で働いている人は協同労働者であって、賃金労働者と同じ社会保障権利を受けますよという規定になっているから、それは説明するにはわかりやすいと思いますけどね。

富沢：だけど、今の日本の法律体系を前提とする限りは、なかなか分かってもらえないというのが現状です。

石塚（司会）：もう憲法、民法、労働三法など、いろいろ規定を変えないといけませんからね。それはかなり難しいかなと。自民党議員などは事業協同組合的なイメージを持っている。協同労働というのはなかなか頭に入らないと思います。ワーカーズコープだとか労働株式会社という概念が、日本に実体がないので、それは難しいかなという気がします。

富沢：そのためには、非営利・協同組織のセクタ

ーを日本社会の中できちんと、法体系のなかでもきちんと、位置づけさせるというのが1つの実現目標としてあるべきだと思うんですよ。

石塚（司会）：そうですね。この表の中で、やっぱり政府なんか考えているのは、最近、大学でもあちこちで講座があるみたいですけども、起業するエンタープレナーでしょうね。若い人に、自分で生涯仕事起こして新しいベンチャービジネスをやってくれという方が、むしろ講座的には多いと思うんですよ。ワーカーズコープで働こうとか、社会的企業で、というよりも、世間は自分でベンチャーで起こして、そのための支援策って割と今行政でやっていると思いますけど、社会的企業をつくるということで支援策にそういう発想はない。協同労働がいいんだといって、じゃあそのために何か補助金を出そうとかというのもない、そういう状況かなと思います。

富沢：電車の吊り広告などを見ると、起業できる人を育てる教育というのを売りにしている大学がありますよね。難しいと思うけど。

石塚（司会）：非営利・協同組織で社会的企業を起業しようとか、何かで力を入れたらいいと思いますね。僕もNHKラジオの深夜放送で聞いたんだけども、外国の株などのトレーダーをやっていた若い人が、NPOを作って、保育所なんかに預けられないような、ちょっと熱を出した子どもとか、そういうのをとにかく面倒を見るようなNPOをつくって、割と成功しているというのがありました。

だからそういうベンチャー型の、つまり労働組合出身みたいな、労働者出身みたいな人がベンチャーをやるというのはもちろん望ましいけれども、バリバリの金融市場なんかで働いていた人が、社会的企業をやる。そうすると結構うまくビジネス感覚を持ってやることになる。

富沢：アメリカなどではそういう事例が多いみたいじゃないですか。優秀企業に勤めていた人が、収入は半分ぐらいになるのを覚悟で、非営利・協同組織を自分で立ち上げるとか。そのような事例

の紹介がずいぶんありますね。

石塚（司会）：アメリカのソーシャル・エンタープライズなどかというサイトを見ると、数は10万ぐらいある。やっぱりアメリカですから、社長になって社会的企業家として頑張るみたいなのがどうも中心です。われわれが考えているような労働形態、民主的な運営だとかにはほとんど関心ないみたいです。それでも社会貢献をするんだということで、それは、外見はいいと思うんですよ。中身はさておき。

坂根：もともと縦割りだから、例えば医師は医師法だし、僕らは会計士法だから。例えば、僕は会計士で税理士だけど、1つの会計士法人と税理士法人は一緒になれないんですよ。

富沢：ああそうですか。それは何かそれなりの理由があつてのことですか

坂根：わからない。行政が違うからという意味でしょう。片や国税庁、片や金融庁。で、もともと欧米のようなパートナーシップに関する法律がないんですよ、日本は。だから横並びにどうとでもやってくださいみたいな法律はないのよ。

石塚（司会）：それは難しい。

坂根：だから企業は縦割りの、頭がいてという仕組みでしかもともとないんです。

だから、僕のところの事務所は、法人格なき団体としています。法人税を納めているんです。法人格がないけれども団体なんです。ところが、この前社会保険に入るときに面倒くさいことになったんです。僕はたまたま代表みたいになっているだけの話で、別に代表であることが面倒くさい。僕は形式上は個人です。だって法人で登記しているのではなくて、税務署だけはそうしているだけの話だから。

富沢：そうか。個人でしかあり得ないのですか。

坂根：そうそう。そうすると、僕が全員を雇用し

ているということにしかないんですよ。だから届けを出すのも全部、僕の通帳とか何とか、すべて必要になってきて、僕はこれ全部に責任を負わされるのか、みたいな状況になります。

富沢：いざとなったらそういうかたちになるわけですか。

坂根：だからこのへんが全然自由ではないのです。実態的には多少別に問題ないんだけどもね。外と関わりを持とうとすると、やれやれ面倒なことになっちゃうなと思います。

で、僕がいずれもうちょっとで降りようと思つて、代表を変えようと思つたらこれまた大変なんですよ。

石塚（司会）：法人にしたらいいのに。

坂根：だから法人にしようとする、僕らができる法人というのは限られていて、両方できないから。税理士法人をつくる、監査法人をつくる、これは一緒になれないのです。税理士監査法人ってできないんですよ。

石塚（司会）：所在地を同じにして別々の事務所を構えれば。

坂根：だからそのへんが今後の課題でしょうね。協同労働というようなものは、私もそのことを言っているけども、なかなか普通の方々には理解されない。

富沢：今の法体制の中で、非営利・協同組織で働く人が労働者としての保護を受けられるようになるのは、本当に難しいですね。

坂根：かつてモンドラゴンだって、無保険の時代もあったわけだから。

石塚（司会）：それでラグン・アロ共済組合をつくったわけですよ。そのあとその社会保障法の中に協同労働者規定ができたものですから、独自の補完的共済になった。

坂根：二階建てみたいなことになったんですね。

石塚（司会）：今日はいくつかの大きなテーマで、金融の問題、それから雇用労働の問題、それから社会的企業と社会的責任の問題について、大変いろいろ示唆に富むお話をいただきました。最後に一言あればお願いします。

坂根：角瀬先生が言った、利益が必要だと。そのとおりなんです。まだ利益を生み出す事業の質量がまだ狭いし、利益を出す能力もまだまだ。先生が言う市場のところの意味もわかりながら、自分たちの側でそこを変革していくみたいにならないから、やっぱり今の仕事をしっかりやって、会計的にいえば、利益をちゃんと出す経営をつく

らないとダメだね、ということではないでしょうか。

石塚（司会）：それはやっぱり、意識的には非営利・協同だからこそ利益を出そうということでしょうか。

坂根：そうそう。同じようにやって、こちら側のほうが利益を出せるはずだぞと。金と縛りでやっている企業じゃないわけだから、本来思いがあって、思いを1つにしてという経営なんだから、もっと利益が出るはずですよ。

石塚（司会）：本日は連休中のところ、いろいろ貴重な示唆に富むお話をありがとうございました。

（2009年5月3日実施）



シリーズ 民医連の医療・介護制度再生プラン(案)によせて(3)

国民生活の危機と再生プラン

相野谷 安孝

●必要とされる「再生プラン」

『医療、介護再生プラン』のパンフレットを読ませていただきました。実によくできたパンフレットだと思いました。現在の医療、社会保障全体に関して、パンフレットに盛り込まれたようなことが地域の中に徹底される、そうすればこの社会が政治を含めて大きく変わりうるという展望を指し示すようなパンフであったと思います」

昨年末の全日本民医連社会保障委員長会議で、神戸大学二宮厚美教授から、「再生プラン」は大変高いお褒めの言葉をいただきました。二宮氏が「大きく変わる」と指摘されたように、「100年に一度」といわれる世界的な経済危機の中で、『医療、介護再生プラン』は、政府の経済対策・社会保障政策に対抗できる軸として、大きな力を持っていると思います。「再生プラン」を「地域の中に徹底」できるようがんばるときです。

この国ではいま、人が人として大切にされない格差と貧困が、さまざまな世代さまざまな場面で急速に広がっています。国民の暮らしは、小泉「構造改革」以来の弱肉強食の新自由主義的政策がもたらした雇用の破壊、福祉・医療の切り捨てによる貧困と格差の拡大に加え、原油・穀物の異常な値上がりに端を発した中小企業、農業の深刻な経営危機など、あらゆる分野で悪化しています。世界的な金融・経済危機（「恐慌」と指摘する論調もすくなくありません）はそれに追い打ちをかけるもので、深刻な暮らしの破壊が加速されています。「経済の危機・恐慌」は、「国民生活の危機」ととらえることが重要です。

雇用の一層の破壊がすすみ、生活が土壇場に追い込まれています。派遣切りなどによって職を失った人は40万人をのぼるといわれます。完全失業率も5%となり、高い水準で推移、今後のさらな

る上昇が予測されています。大量の非正規切りによる雇用不安と将来不安の高まり、こうした不安が国民の消費を冷え込ませ、いっそう不況を深刻にする、不況がさらに雇用状況を悪化させるという悪循環にいま日本社会は陥っています。

国民生活をどう立て直し、経済を活性化させるか、これが日本のそして世界の最重要の課題です。その際、重要な課題であり注目されているのが、雇用の確保政策と社会保障の機能です。

ところが日本では、国民生活を支える社会保障制度が、そのすべての分野で「機能不全」を起こしています。社会保障が「破壊」されていると表現しても過言ではないと思います。国民健康保険に加入する158万世帯が、保険料の滞納を理由に、正規の保険証を取り上げられています。この他に、保険証のない無保険者は100万人を大きく超えると推計されます。保険証があっても高い窓口負担のために受診をためらう人々がいます。これらのなかから、毎年少なくない人が、治療の手遅れで尊いいのちを失っています。医師不足を大きな原因として地域医療が破壊され、安心して医療を受けることが困難になる患者も増えています。介護保障の破壊で、一人ぐらいの要介護高齢者が入れる施設は決定的に不足し、多くの「介護難民」が作りだされています。そんななかで、入所者10人が焼死した群馬県渋川市の無届け老人施設「静養ホームたまゆら」の火災のような悲劇が発生しています。

働き盛りの自殺も増加しています。11年連続で年間3万人を超える自殺者数、今年も過去11年間をも上回るペースで自殺が発生しています。11年間で35万人超、中核都市の人口にも匹敵するような自殺者数です。未遂もふくめたらどんな数になるのでしょうか。この大変な自殺者数は、国民生活が支えられない、生存権が破壊されている日本社会の実相を物語っています。

生活苦を理由とする万引きやかっぱらいといった犯罪、時として凶悪な事件も増加しています。

「生」が否定、排除され、不安、閉塞感が蔓延している社会になっているのではないのでしょうか。作家辺見庸氏は「しのびよる破局」と表現しました。

さすがに政府与党も、格差と貧困の広がりには危機感を持ち、「安心社会実現」を唱えはじめました。09年度予算成立直後に、15兆円にものぼる史上最大の補正予算を提案し、追加経済対策を打ち出しています。しかし、総選挙を意識した目先の目くらしというものが対策の実態であり、出口は消費税の増税が待ち受けています。

日本社会の現実、あらゆる場面で、生活の保障、人間らしく生きるという最低限の保障が壊されていることを示しています。政府の「安心社会」のスローガンや、目先の弥縫策ではぬきさしならぬ事態に陥っていることを確認する必要があります。

こうした時代、社会だからこそ、医療・介護をはじめ、社会保障の「再生」がもっとも必要な課題となっているのです。

● 社会保障制度の再生こそ日本経済立て直しの鍵

外需頼みの経済から内需拡大の経済へというのは一致した声になりつつあり、追加経済対策でも、医療、介護に一定の手当がなされました。しかしこれも、取り急ぎの弥縫策であり、私たちの望む社会保障拡充とはほど遠いものです。また政府内部では、外需頼みの巻き返しが始まっています。

内需の拡大のなかで、国民生活の安定を図り、安心を取り戻し、景気の回復、経済の立て直しをすすめる鍵は、雇用の確保と社会保障の充実です。

「賃金と社会保障」という言い方が示すように、雇用（賃金）と社会保障は車の両輪です。両輪そろって、人間らしく生きられる社会がつくられます。この両輪がともに破壊されているのが、みてきたとおり今日の日本社会の現実です。日本経済の立て直しで重要なことは、この両輪を確かなものとするということです。

日本の産業連関のなかで、社会保障の分野は一つの業界としては大変大きな比重を占め、国民経済にとって欠くべからざるウェートを占めています。

す。内需型の産業として明確なのが医療と介護です。この分野を重視することは、日本経済の建て直し、活性化に大きな意義を持つものと考えます。

昨年8月5日に発表された平成20年版厚生労働白書も、社会保障が経済成長に与える影響に焦点を当て、社会保障関係事業が他の産業に与える波及効果は全産業の平均より高いと指摘し、社会保障制度は経済社会の発展を支える重要な役割を果たしているとして強調しています。

社会保障の充実、まず国民の暮らしを暖めます。暮らしが安定しよくなれば、安心が生まれ将来不安も解消されるでしょう。そしてなによりも社会保障の充実、雇用の確保・拡大によってこそ実現されるということです。社会保障の仕事というのは、人と人との関係において成り立つ仕事です。社会保障の充実、そこに働く人を増やしてこそ実現できるのです。また医療でも介護でも保育でも、働く側に人間らしいゆとりがあってこそいいサービスが提供できるはず。社会保障の充実には、そこに働く人の労働条件の改善も含まれます。この分野での雇用の拡大がもたらす経済効果が大きいことも指摘されています。

例えば、特別養護老人ホームの待機者は40万人ともいわれます。待機者に見合った新たな施設の建設や老朽化した病院などの建て直しを公共事業として位置づければ、巨大な雇用を確保できます。

● 2200億円削減路線の撤回のみでは「再生」できない

憲法第25条に大きく違反する社会保障の「機能不全」「破壊」をすすめた直接の要因は、小泉「構造改革」による2001年から開始された毎年2200億円の社会保障費自然増の削減にあることはまちがいありません。

単年度に削られた費用は、次年度にも繰り越されるので、08年度までに年間削減の合計額は1兆6200億円、2001年以降の削られた社会保障費用の総額は、6兆7200億円にのぼります。この削減が社会保障制度破壊を決定的なものにしました。いくつ具体的な事実を紹介しておきましょう。

実施から10年目を迎える介護保険制度は、2200

億円の削減を最大の目的に、2005年に制度の「大改革」が行われました。この「改革」にあたって厚生労働省がかかげた3つの視点は、①制度の「持続可能性」をはかるため、「給付の効率化・重点化」を思い切ってすすめる、②「予防重視型システム」へ転換する、③「社会保障の総合化」として、社会保障制度全体を効率的・効果的な体系へ見直す、というものでした。この3つの視点に盛り込まれた本音であり中心課題は、介護費用の「抑制・削減」です。「給付の効率化・重点化」とは、介護サービスの切捨てを意味し、「予防」の名で軽度要介護者へのサービスの切捨て、施設入所者への居住費・食費の全額自己負担化などがすすめられました。

今年4月からスタートした「新介護度認定基準」をめぐっても、「介護認定の適正化」によって200～300億円の国庫負担削減が可能という厚労省の内部文書が国会で追及されました。要介護度認定で、重度の判定を押さえ込むことで費用削減を図ったのです。また、従来「非該当」と一次判定された人の約7割が二次判定で重度に変更されてきましたが、これについて厚労省が、07年度から推進してきた「要介護認定適正化事業」の中で、「非該当からの重度変更は、変更する理由等を慎重に吟味する必要がある」として、「介護が必要」な人であっても重度への変更を抑制するよう求めるマニュアルが作成されていたことも暴露されています。この「適正化事業」で、約45億円の国費が「縮減」できるとしています（09年5月23日付け「しんぶん赤旗」）。

医療をめぐっても、07年の医療制度「改革」で成立し、08年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、医療費削減が最大の目的であり「うば捨て山」と批判されています。後期高齢者医療制度を盛り込んだ「高齢者の医療の確保に関する法律」には、法の目的に「医療費適正化」が前面に出されました。またこの「改革」によって、およそ13万床の介護療養型ベッド、数万床の医療介護型ベッドの削減がすすめられています。この削減計画も、医療費抑制のために大ナタで削減数が決められたという証言もあります。

「経済財政諮問機関や財務省からの社会保障費削減という巨大な圧力」の下、「医療費適正化対

策としてクローズアップされたのがメタボ健診であり、療養病床の見直しだった」「いきなり38万床あった療養病床を、15万床に削減するという乱暴な方針が打ち出されたのである」「これでは大量の医療・介護難民が生まれる」（村上正泰、元財務相課長補佐、医療改革案の作成時に厚労省に外向、「中央公論」08年9月号）

さすがにこの2200億円削減路線には、尾辻元厚労相など、自民党内からも猛反発をまねき、09年度予算では圧縮幅が小さくなりました。一時期はこの路線の凍結がすすむかのように見えた時期もありますが、財界などの巻き返しもあり、現在もお堅持されています。

与謝野馨財務相の国会での答弁を紹介しておきます（下線は筆者による）。

* 3月27日、C B通信

与謝野馨財務・金融・経済財政相は3月26日の参院予算委員会で、2006年の「骨太の方針」が定めた社会保障費を毎年2200億円抑制する財政再建方針を見直す考えを示した。蓮舫氏（民主）の質問に答えた。

蓮舫氏は「社会保障費を毎年2200億円削減していくという方針は撤回してもらいたい。もう介護も医療もぼろぼろで、母子家庭の加算も減らされている。尾辻秀久氏（自民）が『乾いたぞうきを絞っても水は出ない』とおっしゃったが、現場はぞうきを絞る力も残っていない」と訴えた。

これに対し、与謝野財務・金融・経済財政相は「この点については、おそらく自民、民主だけでなく、他の政党もほぼ一致しているのではないか。各党が一致しているのであれば、政策の方向はおのずとそういう方向に行くのではないか」と答えた。

* 5月11日、時事通信

与謝野馨財務相は11日の衆院予算委員会で、今夏から本格化する2010年度の予算編成について「概算要求基準（シーリング）は『骨太の方針2006』で決めた方針に沿って行いたい」と述べ、社会保障費の2200億円抑制など厳しい歳出削減方針を継続する考えを明らかにした。

わりとあっさりと、2200億円削減の凍結が回避された感があります。

その後、財務省の諮問機関である財政制度等審議会が6月3日にまとめた建議「2010年度予算編成の基本的考え方」では、「骨太の方針2006」の定めた社会保障の抑制路線を堅持するとしています。

福田前首相の下に開催され、麻生首相の下で08年11月4日に「最終報告」をおこなった「社会保障国民会議」や、08年12月24日に閣議決定された「中期プログラム」などでは、きわめておおざっぱに要約すれば、「日本は中福祉・低負担だったが、（構造改革による）行き過ぎた財政圧縮が、中福祉の諸制度にほころびを生み、格差が広がった。だから社会保障の機能強化の道を示し、機能強化への財源として消費税をアップするルールを引く。それによって『中福祉・中負担』の日本をめざす」としています。

しかし、述べてきた日本社会の現実からすれば、日本の社会は「低福祉・高負担」の国であると言ってもいいのではないのでしょうか。「低福祉」よりもさらに悪い「貧困な福祉」であり、それを「構造改革」が破壊したととらえる方が正解のようです。

2200億円削減路線を堅持させた、あるいは堅持した背景には、「構造改革」以前からすでに日本の社会保障が「貧困なレベル」のものであった、という認識の欠如があるのではないのでしょうか。

したがって、2200億円の削減の路線の転換を行わせることは喫緊の課題ですが、それだけでは、「日本の壊れ」は治らないと考えます。

● 貧困な社会保障レベル、その原因

日本の社会保障が、戦後64年にわたって「貧困なレベル」で推移してきたことの実証は、今後の研究テーマにしたいと考えていますが、医療問題を中心に、ごくおおざっぱに、検討してみます。

戦後の社会保障は、その多くを「企業社会大衆統合」の仕掛けの一つとしての企業内福利厚生に頼り切ってきました（「企業社会大衆統合」については、都留文科大学後藤道夫教授らの著作を参照。企業内福利厚生と国及び自治体が行う社会保障・社会福祉との連関は、さらに研究テーマ）。

たとえば、国民年金は自営業者などを念頭に、死ぬまで働く、もうけられるとの視点から40年も

の満額掛け金をかけても、給付額は月額6万6千円程度です。とても老後の設計が立てられる金額ではありません。国保も同じような理由から設定された保険料体系のために、今日の諸矛盾を引き起こしています。

雇用保険に至っては、今日のような「派遣切り」にあい、家までも失う労働者が、雇用保険による失業給付からも排除されています。失業と同時に医療でも無保険となる人が多数うまれています。アルバイトやパートタイマーなどの働き手を、扶養家族である専業主婦を想定して設計されているために、社会保障が皆無といってもいい状態に放りだされるのです。

医療制度を中心にもう少しみてみましょう。死者も出すような医療崩壊の危機を生み出した原因が、国民のいのちや健康よりも経済を優先させる国の政策的なあやまりであることが判明します。

「福祉元年」と名付けられた73年前後に、オイルショック、スタグフレーション（不況と物価高の同時進行）に直面した財界は、70年代半ばから社会保障支出の引き締めを露骨に要求するようになります。労働運動の右傾化と、80年の社公合意による共産党を除くオール与党体制のなかで、81年に第二臨時行政調査会が設置され、社会保障に対する全面攻撃が常態化しました。

臨調「行革」といわれた80年代に、医師養成抑制の閣議決定（82年）、老人医療費有料化（83年）、健保本人一割負担（84年）などが実施されます。高齢者の窓口負担はその後の改定のたびに引き上げられました。原則無料の常識が、負担があるのが「当たり前」に変えられていきます。

とくに医療について、政府は、1987年に「国民医療総合対策本部中間報告」を発表し、「高齢化の進展は今後とも老人医療費を中心に国民医療費の増大を招かざるをえないが、これを支える高い経済成長率はもはや望めない状況にある」として医療費抑制策を強化し、医療給付費の増加が日本の経済発展に悪い影響を与えないように、医療給付費の伸びを「経済の伸びの範囲」に抑えるという目標を提示しました。

こうした社会保障・医療に対する攻撃は、90年代に入って「グローバリゼーション」の名の下に加速します。「経済の成長力・競争力強化を重視」

というスローガンのもとにすすめられた「構造改革」は、「医療費抑制策」を最大限に強化しました。

「構造改革」は、大企業の競争力を強めるという経済的側面にとどまるものではありませんでした。89年11月のベルリンの壁崩壊から始まって、91年のソビエト連邦の消滅にいたる世界的な大激動の時代に、「資本主義の優位性、資本主義万歳」という風潮が高まり、「社会保障イコール社会主義」「ソ連がつぶれたのは社会保障で国民が働かなくなったからだ」といった社会保障への攻撃も強められました。「社会主義的性格を持つ社会福祉は不要」という論調が新自由主義とともに広がったのです。財界・大企業にしてみれば、雇用の確保と賃金の保障、社会保障への負担は不要ということにつながります。

日本の財界・大企業は、多国籍企業化するにしたがって、「大競争時代」、「企業が国を選ぶ時代」と称して、国のあり方を大企業本位に作り変えることを要求しました。これが、財界の新自由主義に基づく「構造改革」の要望です。そして、国内のさまざまな規制や負担（賃金、税、社会保障）をなくすという財界の要望がストレートに政治に反映する仕組みがつくられました。96年1月、経団連が発表した「魅力ある日本一創造への責任—（豊田ビジョン）」では、「高齢化にともなう社会的コストの増大をどのような財源でまかなうかは今後の大きな課題」「社会保険料の負担のほとんどが企業負担であり、これにより社会的コストの増大をまかなうことは企業への負担をさらに重くすることになり、経済成長にとって好ましくない」「社会保障は総花的なばらまきや自称弱者への助成ではなく自己責任原則を前提としつつ、あらゆる面における国民の相互扶助を通じて真の弱者の救済やハンディキャップの克服をはかるべきである」と、国民の「自己責任」を強調し、企業負担の軽減を政府に露骨に求めています。

こうした財界の要求は、96年の橋本「六大改革」に盛り込まれ、それが小泉「改革」に受け継がれました。橋本「改革」は健保本人負担を2割に引き上げました。

そして、前半でみてきたように、2001年からの小泉構造「改革」が、毎年社会保障への国庫支出を2200億円削る政策を基本にすえ（「骨太の方針」、

健保本人3割負担を強行したのです。

医療費を抑制するために医師養成数も削減政策がつけられ、日本の医師数は、OECD諸国で比べると人口1000人あたり2.0人で、30カ国中、下位から4番目、OECD平均にするには14万人以上の増加が必要という絶対的な医師不足を招き、地域医療の破壊を加速させています。

こうして世界の流れに逆行する日本の医療がつけられ、崩壊の危機に陥っています。国民のいのちや暮らしよりも、財界・大企業のための経済を優先させる国の政策的な過ちの結果です。

●国民的運動で打開を

以上のような諸点から、「構造改革」路線にきっぱりと終止符を打ち、社会保障、医療・介護の抜本的な「再生」「再構築」をすすめなければなりません。

さいわい、07年参議院選後の新しい政治状況の中で、「たたかえば情勢を切り開ける」「声をあげれば変えられる」ことの確信がひろがっています。部分的ではあるが、いくつかの成果もあげることができました。

昨年4月にスタートした後期高齢者医療制度に対し、老人医療費の無料化を求めた70年代の運動以来30数年ぶりといわれるほどの国民の大運動がわき起こり、運動と世論に押された野党四党の結束で、6月6日には参議院で同制度の「廃止」法案を可決させました。一院とはいえ、実施済みの社会保障の制度に対する廃止が議決されたのは、史上初めての快挙です。

06年に実施された障害者の自立支援法でも、同制度の廃止を求める声は大きなものとなり、7000人が結集した10・31集会など、さまざまな障害者団体の思想・信条を超えた連帯と共同が広がり、「応益負担をやめてほしい」の一致点での「声」が政府を揺さぶっています。

医師・看護師を増やせのドクターウェーブやナースウェーブの運動、地域医療の崩壊や自治体病院の廃止・縮小に反対する地域住民の運動も、全国各地で勤務医自身や開業医を含む医療従事者・医療労働者、自治体労働者、住民を中軸に、広範な自治体関係者が参加して、激しく、粘り強く、

創意を凝らして、展開されています。ついに政府は、長年の医師養成数削減方針を転換させました。09年度、大学医学部の定員数は700人近く増加し、過去最多だった1980年代前半の8280人を上回る8400人台に達します。医師養成数の抑制に関する82年と97年の2度にわたる閣議決定が撤回され、積極的な医師増員へと政策が転換させることができました。

手遅れ死亡者が後を絶たない保険証の取り上げ、無保険の問題でも、とくに子どもの無保険問題で、昨年12月19日に、国保法の一部改正案が参議院において全会一致で成立し、今年4月から、15歳未満の児童には、親に保険料の未納があっても、保険証（ただし短期保険証）が渡されることになりました。無保険をめぐる問題での一歩前進です。この運動では、学校給食費の未払い問題で起こった「親の責任論バッシング」が、無保険問題ではなりを潜めたことも特徴でした。

介護をめぐっても、制度実施後初めての介護報酬の3%プラス改定がおこなわれました。もちろん3%程度では焼け石に水、実際に介護労働者の処遇改善に役立てられたところはおくわずかです。一方で、「新介護認定によって」より一層の抑制路線が強められています。

生活保護の老齢加算や母子加算の縮小・廃止など切り捨てに対し、第2の朝日訴訟といわれる生活保護裁判も各地で闘われています。保育分野の運動、貧困を無くせの運動や労働法制の改善を求めるたたかい。あげればきりがなほど、かつてない広がりとしなさを持ったたたかいがすすめられました。

「一揆」と称してもいいような運動が政治と社会を動かし、福田につづいて麻生内閣も追い詰めていることはまちがいありません。

このように少なくない成果も上げた運動の原動力は何だったのでしょうか。

ひとつは、貧困な土台をさらに削り取った、破壊したために発生した、社会保障制度をめぐる深刻な現実です。

この点では、本稿で強調させていただいた「破壊された社会保障」の現実という認識を実証し、具体的な事実を告発してさらに認識を発展させる取り組みが必要です。

2つめに、底流に流れる深く怒りと変化への期待の強まりです。高齢者の生活が日に日に逼迫している実態があります。いまの社会の中で、「肩身の狭い」思い、日常的な差別感が生まれています。それだけでなく「やるせなさ」や「生きづらさ」があります。そうした高齢者を、後期高齢者医療制度の実施はさらに追い詰めたのです。収まりようのない怒りが全国で噴出しました。このエネルギーはいま、一部で「75歳以上医療費無料」の実現に向けられています。

3つめに、こうした怒りを背景に当事者自らが立ち上がったことです。後期高齢者医療制度に対する不服審査請求は1万件におよびます。ドクターウェーブやナース・介護ウェーブも、当事者の運動として組織され、力を発揮しました。

さらに、地域や現場から、患者や住民の抱える困難や不安をつかみ、制度の本質と問題点を告発する運動が、社保協に結集する各団体で共通して追求されたことです。また、「怒りの集会」や宣伝活動、繰り返しの学習運動が、怒りを行動につなげてきました。

一揆のように広がった各地の運動を反構造改革、反新自由主義、そして「社会保障にお金を使え」という声でむすびあわせていく取り組みが大きな課題です。

経済財政諮問会議の民間議員でもあり、社会保障国民会議の議長も務めた吉川洋氏（東京大学大学院教授）は、「週刊社会保障（09.5.4—11号）」のインタビューで、「日本の皆保険・皆年金が確立したのは1961年です。2011年はそれからちょうど50年になります。是非、これを機に、社会保障について国民運動というようなものを展開し、国全体として、もう一度改めて社会保障を見直してはどうかと思っています」と述べています。

吉川氏がめざす「見直し」の方向は、私たちが望むものとは違うと思いますが、正面から受けて立って、「医療・介護の再生プラン」を高くかけ、社会保障の国民大運動を展開すべき時ではないでしょうか。

（あいのや やすたか、研究所理事、中央社会保障推進協議会事務局次長、全日本民医連理事）

自治体病院の危機を探る

—「第12回全国小さくても輝く自治体フォーラム」参加記—

村口 至

参加する上での問題意識

私は、東北地方の民間病院の院長在職中に地元自治体病院と自らの病院を比較し、ある意味“ひがみ根性”に似たものを抱いてしまいました。県内で1,2の救急車搬入を受け入れても、せいぜい数百万円の補助金しか入りません。差別の無い医療の実現のために個室も差額料金を取らないなど、公共性の高い医療を追求してきたという自負がありました。公共性の高い差別のない医療を迫るにはボーナスカットもあえて行い、職員的情熱にあつい思いを抱きつつ経営をやりくりしてきました。その一方で、1ベッドあたり70万円(当時)の助成を受けそれでも数億円の繰り入れを受けて存続できる隣の自治体病院には、うらやましい視線を注いでいました。

ところが今日、総務省の平成の大合併と自治体病院改革ガイドラインに対する自治体の対応を見るにつけ、一気に日本の自治体病院が消滅の危機に晒されていると感じるようになりました。総務省のガイドラインを作成した審議会での自治体病院の役割の議論を見ても、「民間が出来ることは民間に」が最初に登場し、「地域医療の公共性」に関する議論は全くないということに失望したと同時に恐ろしさを感じました。これでは、民間病院も含めて、日本の医療の公共性を成り立たせる根拠がなくなってしまうという危機感です。そのような意識で、このところ続々と出される各自治体病院の改革プランに目を通してみると、生き残りをかけて必死で頑張る姿は見えても、3年後の新たな展望が見えない。ましてや、民間病院と同じようなやり方で競争し、その結果として民間病院と同じになってしまうという自家撞着に陥る計画としか見えません。どうしてそのような改革案しか出せないのか、それはなぜなのか、この疑問に対する回答を求めて今回のフォーラムに参加し

ました。このフォーラムは、全国51人の自治体首長の呼びかけで、自治体問題研究所を事務局に、現地事務局を開催地の役場において2009年2月7,8の両日催されました。参加者は300人強、首長、自治体議員や職員、自治体労働組合の参加で盛り上がりました。

秩父小鹿野町での教訓

今回のフォーラムは埼玉県秩父の山間にある人口1万4千人の小鹿野町です。丘の上の神社を訪ねると「秩父困民党集結の場」と表示されていました。フォーラムの前日に小鹿野町役場を訪ねたところ、健康福祉関係部局は町立病院に同居していますといわれ、なるほど期待できるワイと内心ほくそ笑みました。対応してくださったのが保健師の須藤さんで、フォーラム分科会で小鹿野町の報告をする方でした。全住民対象の成人病健診をしていること。保健・健康の情報は、全住民の健康管理台帳に系統的に記録されていること。その年季の入った健康管理台帳を見せてもらい全住民を対象とした、くらし、保健、医療、介護の組み立てが出来ていることに感銘を受けました。また、保健補導員制度を30年前に発足させ、年60回の健康談話会を各部落で開催していること。フォーラム開会での町長の歓迎の挨拶では、老人医療費を無料(償還払い)としても県下最低であること、独居世帯、脳卒中患者宅には保健婦のみならず消防署も含めた役場の職員が見回ることなど、具体的な数字を挙げながらのお話でした。町長と個人的にお聞きした話では、限界集落及びそれに近いところには職員を居住させるつもりであるとか、療養型病床削減の厚労省の方針に対しては補助金を削減されても残すつもりであるとの強い決意を語られていました。

岩手県沢内村の教訓と重ねて

私は、小鹿野町の保健事業を知るにつけ、かつての岩手県沢内村の保健行政と重なっている部分が少なくないことに気づきました。住民の保健・医療を行政の機構の中に位置づけ、住民1,750人に1人（沢内は1,500人に1人）の保健師を配置し地域ぐるみの健康町づくりを長期に取り組んでいることです。沢内と同じように老人医療費無料にしても国保会計は黒字です。確かに沢内でも村立病院は赤字でも国保料は引き下げられた。命を大切にするための村の行政機構を追求すると、このような行政構造になるという一つの到達点と感じました。そして、この構造こそが、地域医療の公共性を保持し発展させる鍵であると。

さらに沢内では、健康管理課の課長を村立病院副院長とし院長を部長とし、保健婦を重点的に配置し保健と医療を一体として運営する構造を作ったところに成果を上げた核心があると考えていました。しかし、小鹿野町では、病院院長などのトップは行政機構には位置づけられていませんでした。病院を訪ねましたが、院長は年度末に退職が公示されており、どうも病院の経営問題で当局との軋轢があったようにも伺えました。フォーラム2日目の分科会では、他のある自治体の保健師からの報告では、村立診療所所長のアイデアと行政との整合に苦勞している様子も感じられましたが、行政側の方策と機構の未成熟さがあるようにも感じました。

自治体病院には、県を通して自治医科大学卒業

生がローテーションしてきます。しかし、2,3年で移動するために地元や、患者、住民との関係が作れません。地元出身の医学生を奨学金でつなぎ将来の展望を作るしかないとの地元の思いは胸を締め付けます。

道州制との関係で自治体病院改革ガイドラインを見ることの大事さ

大森彌氏（東大名誉教授）が『『平成の合併』と基礎自治体のあり方』と題した記念講演を行いました。平成の大合併や道州制の論議の内容やその意味を聞くにつれ、今日強行されている自治体病院改革が、その先導役を担わされているのかという関係が見えてきました。これは果たして見越し過ぎでしょうか。

自治体病院をつぶしてはならない

この思いを一層強くしたフォーラムでした。眼前に突きつけられた「財政、経営危機」と「医師体制危機」の深い本質を明らかにしつつ、自治体病院が地域医療の公共性を高める役割を果たすように前進するには如何にすべきかなど、非営利協同の視点からも検討が待たれます。

（むらぐち いたる、坂総合病院名誉院長、医師、会員）

民主的な組織運営へのアプローチ

—当事者のための5つの視点—

川口 啓子

- I 問題提起
- II 現場感覚と民主主義
- III 当事者のための5つの視点
 - 1) 理念の民主主義
 - 2) 所有形態の民主主義
 - 3) 組織・機構の民主主義
 - 4) 民主主義を体現する主体
 - 5) 労働生産物の民主主義
- IV 民主的な組織の継続
- V まとめにかえて

I 問題提起

かつて「民主団体」⁽¹⁾を対象に民主的経営論や民主的管理論が盛んに語られていたころ、そこには、資本主義か社会（共産）主義か、資本家か労働者か、保守か革新かなど、多かれ少なかれ、政治的イデオロギーという対抗軸を含んで語られた。したがって、「民主団体」は政治革新を理念の中心に据え、そのこと自体が民主的であることの内容を表すものでもあった。

だが当時から、理念や政治的スローガンには賛同できるが、必ずしも運動体自身の職場運営が民主的とはいえないという実態はあった。その問題提起は、研究者によってもアプローチされてきた。

『社会革新と管理労働』⁽²⁾の著者である山口正之は、「民主的管理」論を展開した。山口は、人間労働を出発点に唯物史観の全体理解と「労働の社会化」論との結合を以て、管理労働を人間労働の本質、すなわち生産的要素ととらえ、その延長上に民主的管理を位置づけ現場に還元しようとした。だが、政治的イデオロギーを含む対抗軸が中心だった1970年代、「管理」⁽³⁾という言葉を含む彼の理論はなかなか受容されなかった。

一方、マルクスの著書を多用しながら、社会変革の理論と運動を「民主（的）経営」論として展開する論者に有田光雄⁽⁴⁾がいた。有田の議論は、階級闘争や社会主義革命など政治的イデオロギーを伴い、当事者が抱える日常的問題を解決するには適さない議論だったと思われる。

有田の議論については、角瀬保雄が批判している。詳細はその著書⁽⁵⁾に譲るとして、角瀬は、1980年代後半から台頭した非営利組織論や社会的経済

- (1) 「民主団体」とは、戦後、様々な分野において民主化闘争を進めてきた事業体や運動体などを指すが、明確な定義は示しようがないまま、本稿の問題意識を展開する上で他に適した言葉がなく「民主団体」を使用した。「民主（的）経営」や「民主経営」については、角瀬保雄氏が「運動のなかで使われてきたものであり、仲間内でしか通用しない特殊用語であることも事実…学問的に認められた概念にはなっていない」（『非営利・協同と民主的医療機関』同時代社2000年 p.109）と述べており、「民主団体」についても同様の理解でいいと考える。
- (2) 山口正之『社会革新と管理労働』汐文社1976年。
- (3) 山口正之氏は『「管理労働」という言葉を私はわざわざ使っています。…それは管理も明らかに労働であり、しかも生産的な労働だということを強調するためです』（真田・池上・山口・鈴木『時代を切り開く民主経営』かもがわ出版1992年 p.97）と述べている。管理という言葉は、「資本家が労働者を搾取する」という対立的意味合いを当然として使用されていたため、1970年代当時、彼がその意味合いを捨象して論じてもなかなか受け入れられなかった。
- (4) 著書に『民主経営の管理と労働』同時代社1996年、『民主経営と労働運動』同時代社1997年、『非営利組織と民主経営論』かもがわ出版2000年など。
- (5) 角瀬保雄『非営利・協同と民主的医療機関』同時代社2000年など。

の議論を踏まえ、「民主団体」を「世界的なパースペクティブの中で位置づけ」⁶⁾、より普遍性のある議論へと導いた。角瀬のこの議論は、現在の「民主団体」が自らの歴史的社会的背景を認識し組織の発展を考える上で、将来を見据えた有効な議論になると考えられる。「当事者」、「参加」、「統治」、「意思決定」など関連するキーワードと考え方は、「民主団体」の新たな画期につながるのではないだろうか。

以上のような議論を背景に、今日に至って重要なことは「民主団体」の当事者が何をなすべきか、であろう。

ところで、民主主義とは何か。辞書から要約すると、「人民が権力を合法的に所有し行使する政治原理、政治形態。古代ギリシアに始まり、近代市民革命を経て近代国家の主要な政治原理、政治形態として一般化した。近代民主主義においては、国民主権・基本的人権・法の支配・権力の分立などが重要とされる。現代では政治形態だけでなく、

広く一般に、人間の自由と平等を尊重する立場をいう」⁷⁾とある。

だが、日常の現場ではいちいちこのような内容に立ち返ることはない。民主的経営論や民主的管理論の民主的とは民主主義的の省略形であろうが、「民主主義とは何か」あるいは「民主主義とは〇〇である」という概念や定義から出発する議論では（正当なことではあるが）、なかなか現場の問題解決に到達しない。

そこで本稿では、これらの議論の経過を踏まえつつも、「民主団体」に働く当事者⁸⁾の視線で民主的な組織運営へのアプローチを試みる。したがって、先達の議論に比して本稿にはにわかには学問的性格を失うが、当事者の議論であることに免じてご容赦願いたい。

尚、本稿では、「民主団体」に働く人々を主として職員という言葉で記した。その他、下表のような用語（全てではないが）が混在している。

表1 職員等、関係者を指す表現として

種例	職員に相当する表現	事業の対象者に相当する表現
「民主団体」	当事者／職員／構成員	(業種によって異なる)
会員制組織	有給スタッフ／事務局	加入者／会員／契約者
医療機関	医療従事者／医療労働者／提供者	利用者／患者
教育機関	教職員／教育労働者	学生
福祉施設	福祉労働者	利用者

II 現場感覚と民主主義

「民主団体」の職場では、「何を以て民主的であると言うのか」、「民主的であることの基準は何か」という疑問が日常的な業務遂行上に生じ、かつ具体的解決を求めつつ発せられる。これらは、「民主主義とは何か」というアカデミックな問いではなく、「理念に民主主義が謳われているにも

かかわらず職場は民主的とはいえない」という不満の表れととるべきである。

これら不満の多くは、労働条件の改善などで解決すべき内容というよりも、「民主団体」の職員が当事者として組織の意思決定過程へどのように参加するのか、その方法と範囲とを確立し事業内容にふさわしい組織運営の確立と改善によって解決する内容が多く含まれると考える。

(6) 同書、p.108。

(7) 『大辞林』『大辞泉』などから要約。

(8) 筆者は現在、保育運動団体に深く支えられた民主的を自称する短期大学に勤務する当事者である。本学では保育運動に結集する保育園を民主園と呼ぶが、それ以外の保育園を非民主園と呼べるわけではなく、そういう点から言えば、民主園も「仲間内でしか通用しない特殊用語」(角瀬、注1)であると言える。

現場では、例えば「民主的と言いながらお茶汲みは女性ばかり」、「上司の態度は民主的とは思えない」、「人事と給料は不透明」、「現場の意見が上に届かない」、「仕事より選挙優先」、「仕事量の負担が不公平」、「ルールや手続きがずさん」、「何がどこで決まるのかわからない」などのような事態を、「民主的とは言えない」事態として問題にしている。つまり、現場が求めているのは、これら諸問題の認識の共有と解決の道筋なのである。

一方、上記のような不満とともに当事者が使用する民主的という言葉は、あたかも他者と共有できているかのように使われるが、実際には使用する各人のイメージや思い込みに過ぎず、内容や到達段階を互いに確認した共通合意を持っているとは思われない。さらには、民主的とは「政治革新の運動をすること」、「アットホームな職場の雰囲気のこと」、「給与などの労働条件に恵まれていること」、「規律に厳しくない職場のこと」というように、主観や自己都合に合わせた解釈に終わる傾向も少なくない。

したがって、「民主団体」の職員には、あらためて民主的内容や到達段階を確認する作業が必要であろう。そのためには、「民主的ではない」といわれる事態を分析する視点、さらに具体的解決に結びつけるための考え方や条件を整理しつつ、実務的に民主的な職場を構築する行動が求められる。さらに、「民主団体」の職員は組織運営ならびに意思決定過程にどのような方法と程度で関わることができるのか、その方法と程度によって抱える諸問題をどこまで解決できるのか、当事者の目で自ら働く「民主団体」を分析し、民主主義の成熟度を問い、具体的な解決の道筋を現場で見出さなければならない。

そこで本稿では、筆者の経験とこれまでの研究活動⁹⁾から議論の土俵を「民主団体」の現場（職場）に置き、当事者のための5つの視点—1) 理念の民主主義、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主

体、5) 労働生産物の民主主義—を提起する。これらは、民主的な職場を実務的に構築するための初歩的ツールのようなものである。

Ⅲ 当事者のための5つの視点

1) 理念の民主主義

まずは、所属する「民主団体」の理念を確認しよう。民主主義またはそれに相当する文言が記されているかと問うた場合、「民主団体」と名乗る以上、非民主的な文言は存在しないと考えていいだろう。その時点で、理念そのものが問題視される状況は考えにくい。では、その文言中の民主主義とは何なのかが記されているかと問うた場合にはどうだろうか。理念の抽象的表現と現実とを対比することになるのではないだろうか。その時点で、何を以て民主的というのかという問いが成立し、理念と現実との相乗または乖離、即ち理念の貫かれ方に焦点が移る。

理念を唱えるだけでは、事態は進展しない。理念は、日々の労働過程と労働生産物が民主的であるための指針である。そこに理念と現実が乖離しているという事態があれば、そもそも事業体の所有形態に限界があるのか、組織・機構が未整備なのか、個別労働者の力量や意識が未熟なのか、その一連が機能しないことに原因があるのか、我々はその問題の所在を突き止めることから始めなければならない。

その作業を通して、所属する「民主団体」の民主主義の内容や到達段階を確認しあい、解決の端緒を見出すことになるだろう。そこから、理念が生きる「民主団体」の姿が現実のものとなる。単に、理念に民主主義という文言があることを以て、その組織に何の矛盾や軋轢も生じないという根拠にはならない。

つまり、理念の民主主義とは、先の視点の順に、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主体—これらを貫

(9) 1994年に行われた「医療生協職員アンケート」（立命館大学・日本生協連医療部会共同研究プロジェクト）の調査分析にはじまり、医療生協、日本赤十字社を中心に組織のあり方を歴史的形成過程に注目して研究。例えば、「1950年代における医療生協の生協法人選択理由についての調査と報告」大阪健康福祉短期大学紀要『創発』創刊号2003年、『従軍看護婦と日本赤十字社』文理閣2007年など。

き、5) 労働生産物の民主主義—ここに結実することを以て、事後的に承認されつつ立証されると言えよう。

2) 所有形態の民主主義

「民主団体」と一口に言っても、その所有形態によって意思決定の仕組みは異なる。ここでは、民主主義の概念の主要な内容の一つである民意の反映に注目し、所有形態と意思決定の関係を整理する。

「民主的な職場であるはずなのに、職場の意見が反映されない」という声はよく聞くが、そのように声高に叫ぶ前に、その「民主団体」の所有者が誰であり、誰に意思決定権が付与され、どのような意思決定過程の仕組みを有するのかなどを、客観的に把握しなければならない。とりわけ事業計画と予算は、その「民主団体」の最高意思決定機関が決議するが、そもそも「民主団体」に働く職員に評議権や議決権があるのだろうか。所有形態の違いによってその差も生じるであろうし、問題解決の方法も異なるはずだ。

以下、所有形態別に述べる。

《株式会社》¹⁰⁾

所有者は、株主である。原則として、持ち株に依じて票数（意思決定権）が異なる。したがって、最高意思決定機関である株主総会に労働者や消費者の意思がどれほど反映されているかは、まず彼らが株主であることとその持ち株に応じてということになる。もちろん、彼らが株主でない場合は、意思決定権もなく意思決定過程には参加できない。

つまり、持ち株によって利益の有無（配当の多寡）が異なる株式会社の場合は、たとえ理念に民主主義が謳われていたとしても、そもそも所有形態から既定される意思決定過程への参加には限界がある。したがって、労働者、消費者の多数意思

を反映するためには、その根拠法が許容する範囲内で、株の持ち方や株主総会のあり方などの工夫が必要とされる。

会社や社長がどれほど民主的な理念を掲げて、意思決定過程の仕組みは別である。言い換えれば、現場の労働者が株主でない限り、「民主的なはずなのに、現場の声が届かない」と嘆いてみてもその最高意思決定機関に声を届かせる仕組みにはない。むしろ民主的な株式会社の職員は、こういった客観的事実を認識することから解決の具体策を考え出さなくてはならないはずである。

《社団法人》¹¹⁾

医療法人、学校法人、社会福祉法人などがそうであるが、所有者はその法人に出資した社員（法人社員。職員のことでない）である。株式会社と異なり、社団法人の場合は一人一票の意思決定権を有し、出資額には左右されない。社団法人は、社員総会が最高意思決定機関であるが、その「民主団体」の職員が法人の意思決定過程に含まれるかどうかは、出資社員であるかどうかによる。したがって、出資していない職員や患者、学生、利用者らの意思は、そもそも意思決定過程の範囲外にある。

経営規模にもよるが、親族だけが出資社員となって経営する家族経営もあれば、大衆出資¹²⁾によって多くの関係者の意思が反映するような経営スタイルもある。ここでも、理念の民主主義に関わらず、意思決定の仕組みは所有形態に規定される。したがって、出資していない者の意思を反映するには、やはり根拠法が許容する範囲内で、個別「民主団体」の工夫が必要とされる。

《生協法人》¹³⁾

医療生協がそうであるが、所有者は出資した組合員である。経営に携わる理事はもちろんのこと、職員も利用者も組合員でなければならず¹⁴⁾、その

(10) 「会社法」第2章第1節第109条第1項（株式の平等）。

(11) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第2章第3節第1款第48条（社員総会）。及び、医療法人は「医療法」第4章第39条、学校法人は「私立学校法」第1章第3条、社会福祉法人は「社会福祉法」第6章第22条。

(12) 医療法人協仁会小松病院（大阪府寝屋川市）が大衆出資を試みた。

(13) 「消費生活協同組合法」。

(14) 「消費生活協同組合法」第2章第12条（事業の利用）。

(15) 「消費生活協同組合法」第3章第17条（議決権及び選挙権）。

組合員全て（即ち、組織の構成員全員）が出資額に関わらず一人一票の意思決定権を有する¹⁶⁾。総会が最高意思決定機関であり、組合員は直接に議決権を有する。また、組合員500人以上を有する場合は、構成員の意思を反映することが可能な代議制民主主義—総代会の形式をとる¹⁶⁾。

この利用者・提供者ともに意思決定権を有する仕組みは、利用者提供者共同所有協同組合とも言われ、民主的な仕組みを有する形態として国際的にも注目されている¹⁷⁾。

だが、生協法人といえども、総会や総代会が関与しうる範囲と日常の現場で生じる問題には相当の距離がある。生協法人の規模にもよるだろうが、組織の隅々まで民主主義の機能を十分に発揮できるか否かは、ここでも個別事業所による生協法人にふさわしい様々な工夫が必要となる。

蛇足ながら、民医連（全日本民主医療機関連合会）に加盟する医療機関の場合、生協法人を経営主体とする医療機関と医療法人を経営主体とする医療機関では先述の通り所有形態が異なるため、意思決定の仕組みも異なる。つまり、同じ民医連綱領のもとにあっても、例えば医療機関の予算や事業計画の決定に際して、医療法人の職員・患者は出資社員でない限り最高意思決定過程に参加する権利はないが、医療生協の職員・患者（ともに組合員）にはその権利があるという違いが生じる。つまり、所有形態が異なれば仕組みも異なり、現場の問題解決の仕方も異なってくるのである。

《その他》

生協法人に似たような仕組みをもつ組織として、日本赤十字社がある。法律によって出資者の意思決定権が定められ¹⁸⁾、その組織・機構は国民の割以上の総意を反映することが可能な基盤を有する。だが、出資と意思決定の仕組みが周知されないことや、定款において職員が出資者である場合の意思決定権を凍結¹⁹⁾するなど、民主主義の制限が見受けられる。

他にも、出資者や会員には意思決定権があるものの、その有給スタッフには権利が付与されない組織は多い。「民主団体」では保険医協会がそうである。少し考えてみればわかることだが、会費を払い会員である保険医には総会を最高意思決定機関とした議決権があるが、一般の事務局員にはない。その点から言い換えれば、事務局が民主的な仕組みを有する職場だという客観的根拠は無かったのである。

逆に、営利企業と混同されがちだが、民間の保険相互会社²⁰⁾は加入者（保険契約者＝社員）が意思決定権を持つ社団法人である。その限りでは一人一票の民主的な仕組みを備えている。だが、実際にその権利を行使する機会はほとんどないと言っていいだろう。

以上のようなことから、どのような事業体であっても、その所有形態とそれによって規定される意思決定の仕組みがどうであるのかということが、まず重要である。それらが異なれば、日常の職場運営のあり方が異なる。所有形態がもたらす意思決定の客観的基盤をどう生かすのか、何で補完するのかなど、問題解決の方法も異なることを知らなければならない。

3) 組織・機構の民主主義（制度と手続きの民主主義）

組織・機構の民主主義とは、言い換えれば制度と手続きの民主主義である。「民主団体」の組織・機構が、その制度と手続きによって理念を実現する結合労働過程として機能するならば、それが現場の諸問題を解決する要素の大部分であると言っても差し支えない。

そこでこの項では、「民主団体」の組織・機構、その機能のための制度化や手続きについて、初歩的な想定事例で検討したい。問題意識を有する当事者であるなら、おそらく想定事例の提示だけでいくつもの事例と解決の方向性を見出すことにな

16) 「消費生活協同組合法」第4章第34条（総会の招集）～第47条（総代会）。

17) Cooperative Enterprise in the Health and Social Care Sectors, A Global Survey. United Nations-New York, 1997 参照。

18) 「日本赤十字社法」第2章第14条（社員の権利）。

19) 日本赤十字社代議員会が定めた定款—「日本赤十字社定款」第5章第39条。

20) 「保険業法」第1編第2条の5（定義）、第2編第2章第2節第4款第1目第37条（議決権）。

るだろう。

《規模と機能分化》

①「なぜこの業務を私がしなければならないのか」、②「そんなルールはいつ決まったのか」、③「業務改善の提案はどこに言えばよいかわからない」など現場でありがちな疑問が出た場合、多くは同僚らと推測し合うか、あるいは上司の事情説明を受け、何となく納得して終わることはないだろう。業務に追われ、それ以上追及することなどほとんどないであろう日常ではあるが、本来ならこのような疑問がなぜ発生するのか、その仕組みを追及することが重要である。

①の場合なら、例えば業務命令が発せられる指示命令系統が確立されているか、②の場合なら、種々のルールはどのように整備され共有されているか、③の場合なら、業務分掌とその連携機能がどのように確立されているか、ということなどが問われなければならない。その現実的対応は、第一義的には組織の規模によって、次いで機能分化の程度によって異なるであろうが、「民主団体」

が有する制度と手続きの到達段階を確認することから第一歩がはじまる。

例えば医療機関の場合、夫婦二人で切り盛りしている小さな診療所であっても大学医学部付属病院のような大規模なところであっても、患者に医療サービスを提供するという基本は変わらない。だが、前者には事務も検査も薬局も未分化一体としてあり、後者はそれぞれに細かく分化し機能している。そして、この前者と後者の間には、様々な規模の医療機関が様々な機能分化の状況を呈して無数に存在している。自らが働く「民主団体」の規模や機能分化の状況はどうであろうか。まずは、そこを把握しなければならない。その後各部署・各職員ともその役割や任務を組織的に位置づけて把握することになる。

そこで、下表のような項目を挙げてみた。これだけでも、「民主団体」の組織・機構整備の到達段階を把握し、民主的な組織運営のために何をなすべきかの現実的な課題を想起する手掛りになる。

表2 組織・機構の整備 考察のための若干の項目（順不同）

➤ 組織・機構図が整備されているか。
➤ 組織・機構図は職員によって認知されているか（描けるか）。
➤ 指示命令系統は明確になっているか。
➤ 組織・機構図にある会議や委員会などの任務（業務範囲）は明確にされているか。
➤ 組織・機構図にはない会議や委員会などが習慣になっていないか。
➤ 会議や委員会などの規程や申し合わせは整備されているか。
➤ 重要な制度や習慣などは成文化されているか。
➤ 制度・規程・ルールなどの文書は職員に配付されているか。
➤ 制度・規程・ルールなどの文書の改定には誰がどのように関われるか。
➤ 職員の意見や提案を反映できる仕組みはあるか。
➤ 手続きのための書式やルールが整備されているか。

あとは、未整備・未分化な機能の一つ一つ確認し、適切に位置づけ制度化すればいいだけである。例えば、慣習的に行なわれている〇〇委員会がある場合、どのような任務を持つ委員会で、委員や委員長はどのように選ばれるのか、任期は何年か、外部の関係組織と連携するような委員会か、「民主団体」内部だけで機能する委員会か、その権限の範囲はどこまでか…など、その委員会を組織の全体に位置づけ、規程を定めて制度化していく。大方がその作業の繰り返しである。そうして組織内部の様々な部署や会議、委員会などの関連を明

確にした全体像が組織・機構図であり、その関連性は手続きによって機能することになる。

組織は、よくオーケストラに喩えられる。中心的に管理労働を担う指揮者もコンサートマスターも大切である。各パートも個人の演奏力量も大切である。同様に、楽譜を大切にしたい。そこには、結合労働過程の全てが表現されている。組織・機構の整備とは、規程やルールを定めるとは、さらに主体の力量とは、まさに楽譜を充実させ、共有し、使いこなし、結合労働過程を民主的な結合労働過程として機能させることにつながる。その結

果が、職場の隅々に民主主義を根付かせ、次代を創るシンフォニーとして引き継がれていくのである。

《想定事例①：予算》

下記のケースは、「民主的と言いながら予算執行は不透明」と問われる単純な想定事例である。

表3 組織のルールと手続きに関する想定事例①（予算）

A氏、△△会議で、◆◆購入予算が必要に…	C氏、◎◎委員会で、▲▲購入予算が必要に…
A氏「◆◆購入予算は、どうしたら出るのですか？」	C氏「▲▲購入予算は、どうしたら出るのですか？」
B氏「X氏に聞いたらいいみたいですよ」	D氏「X氏に聞いたらいいみたいですよ」
A氏「すみません、X氏。◆◆購入予算が必要です」	C氏「すみません、X氏。▲▲購入予算が必要です」
X氏「いつまでにいくら必要ですか？」	X氏「いつまでにいくら必要ですか？」
A氏「今月中に30万円です。E氏が××で、どうしても」	C氏「来月中に、15万円です」
X氏「E氏の依頼なら、出しましょう」	X氏「急な話なので、今回は我慢してください」

想定事例①は、「予算が出るか、出ないか」あるいは「予算が出ればそれでいい」というような問題ではなく、予算請求の事案が発生した際の取り扱い（申し出から執行まで）に対する原則が確立されていないことが問題である。疑問点をいくつか列挙してみる。

- ・ 予算請求は口頭で行なうのか。予算請求書はないのか。
- ・ 予算の請求は個人（X氏）にするものか。
- ・ X氏はその場で決裁の判断をしてよいのか。原則は何か。
- ・ 予算の請求と執行に関わる組織（部署）はないのか。
- ・ A氏の申し出ならYESでC氏の申し出はNOという判断の基準は何か。
- ・ 個人事情（E氏）が優先するのはなぜか。その基準は。

これらの状況を放置すると、例えば次のような考え方や行動が働き方として常態化する。

- ・ 予算が必要なときはX氏に頼めばよい。
- ・ X氏と親しくしておけば予算を取りやすい。
- ・ 個人的事情が予算を動かす。E氏を通せばX氏に近づきやすい。
- ・ 予算を決定する基準はなさそう。タイミングの問題。

たとえ想定事例のX氏が優れた人格者であり巧みな采配で潤沢な予算があったとしても、さらにどれほど居心地の良い職場であったとしても、この状態はX氏による予算の私物化に他ならず、前近代的な組織としか言いようが無い。

想定事例①のような「民主団体」の職員は、予算を審議する機関（予算委員会など）の有無を確かめ、なければ該当する機関をつくるという提起から始めなければならない。その提起が始動すれば、組織的位置づけを明らかにし、関係する様々な規程、予算要求の時期、請求手続きやルール化、書式の共有など、その仕組みを制度化し機能させることが民主的な職場への前進につながる。

《想定事例②：人事》

「民主団体」に限らず、最も慎重さを要求されるのが人事（昇進・採用・異動・配属）である。

想定事例②の問題点について列挙はしないだ

ろう。問題意識の高い職員ならば、表5のような項目を手掛かりに、解決に向かう方向性を見定めることが可能なはずである。

表4 組織のルールと手続きに関する想定事例②（人事）

ケース1 昇進	F氏は勤務3年目で昇進したが、5年目を迎えるG氏の昇進はない。 (F氏はH専務理事と親しいらしい…)
ケース2 採用	I氏が採用された。いつ、どのように募集したのだろう。 (Jさんが、理事長にお願いしていた人らしい…)
ケース3 異動	K部署の長にL氏が抜擢されたのは納得できない。 (K部署の職員はMさんに長になってほしいのに…)
ケース4 配属	Nさんは、採用以来10年もO部署に配属。 (各部署の配属は、いつもPさんが決めているらしいが…)

表5 人事について考察のための若干の項目（順不同）

➤ 人事担当部署（委員会など）があるか。その担当者は公開されているか。
➤ 人事担当部署の業務範囲はどこまでか。 (採用・昇進の個人の審査か、人事政策・戦略か、異動や配属か、評価・査定を伴うか)
➤ 人事担当部署の業務範囲を、全ての職員が知っているか。
➤ 人事募集の計画や条件は公開されているか。一般公募か、内部推薦か、不透明か。
➤ 採用、昇進とも条件や基準は明確か。公開されているか。
➤ 職員の正確な個人帳票（配属部署や昇進などの履歴）を作成、管理、更新しているか。
➤ 各部署の長はどのような基準・ルールで決められるか。任命か、互選か。
➤ 人員配置や増員、減員の要求はどのようなルートで提案できるか。
➤ 職員からの人事提案（要望）を議論の俎上に載せるための公式の制度はあるか。
➤ 各部署への配属や異動の原則、基準などは確立されているか。

採用人事は、募集を要する職場の総意が反映された条件を付し、公正な手続きを経た募集でありたい。そうすることで、配属を受けた職場に新採用者を受け入れ育てるという姿勢と責任が生まれる。昇進人事は、職員一人ひとりの履歴など基礎資料（個人帳票）が正確に管理・更新されていることを前提に、公開された原則・基準・ルールのもと正当な手続きを経て成立するものでありたい。そうすることで、不平等感を生み出す原因の大半を払拭できる。

人事には、往々にして給与（基本給や手当など）が絡むため、透明な人事取り扱いと客観的な基準を平等に適用することが最も重要である。その上

で、全職員の納得と合意を得なければ職場内部に不満と不信を潜在させることになる。

人事取り扱いの制度化のみならず、人事政策についても「民主団体」職員全体で議論し共有する必要があるだろう。事業計画や将来像があつてこそ、人員募集の時期や対象の年齢・職種などが決まる。併せて、数年先までの退職（定年）者推移の動態把握²¹や、専門職に課せられた研修によるキャリアアップなども、人事政策に総合的に組み込む必要がある。職場は、まさに人事政策が反映される現場だからである。

以上のような議論を踏まえるならば、いくら理念が立派でも、その職員が組織・機構の全体像も

21) 組織は世代交代をすることによって存続する。定年退職者予定表を常備するなどして、世代交代を見通した人事政策が求められる。逆に、定年延長や退職後人事など、新たな考え方を呼ぶ基礎資料にもなる。

知らず、予算も人事も「蚊帳の外」にある状況では、労働意欲や働き甲斐を維持するのはむずかしい。職員の成長も期待しにくく、労働生産物の民主主義も保証されにくい。

組織・機構は、「民主団体」にとって民主主義の内容や到達段階を互いに確認し共通合意を形成する場であり、民主的な人格を育成する結合労働過程そのものである。職員はそのなかで業務に従事し、民主主義を身につけ磨き、民主的な労働生産物を生み出す。そのような職場には優れた人材が集まる。この仕組みが、様々な形態の企業や団体の規範となるならば、政治的スローガンや民主的理念の復唱より社会を変革する実質的影響は優れて大きい。

4) 民主主義を体現する主体

どれほど理念が立派でも、所有形態と意思決定に民主的な仕組みが備わっていても、組織・機構が整っていても、それらを機能させる職員一人ひとりの力量が未熟な場合には、「民主団体」総体としての力量は十分に発揮できない。民主的な組織を守り発展させるためには、それにふさわしい個々人の力量が要求される²²⁾。

以下、民主主義を体現する主体の力量に言及する。

第一に、組織的な手続きを遂行する力量である。ルールや規則を皆で決め、それを理解し守って仕事をするという初歩的な行動を通して、組織の全体像を意識しながら個々の任務を遂行する。このような力量は、組織・機構の整備に伴い様々な業務が制度化される過程を通して実践的に鍛えられる必要がある。

3) 組織・機構の民主主義の項で述べた想定事例①(予算)、②(人事)はフィクションだが、未だに手続きを軽視する傾向も少なくない。そのような事態が看過され続けると、特定の人物による組織の私物化を許してしまう。たとえ当該人物

が優れた人格者であったとしても、組織的手続きが習慣化されない「民主団体」では職員の初歩的な民主的力量さえ育たない。

第二に、意思決定に不可欠な会議の運営と参加の力量である。議事進行の力量は言うまでもなく、会議資料(基礎資料、提案資料、参考資料など)を作成する力量、資料を理解し発言し議論を進め、確かな合意を形成する力量も職員一人ひとりに求められる。

最も慎むべきは、会議の軽視、形骸化である。民主主義には会議とそれに伴う事前事後の実務や手続きなど煩雑な処理は付き物である。職員各自が会議運営に習熟しないうちは、時間がかかることも予想の範囲内だ。効果的効率的な会議運営の力量も、会議に取組み会議を重ねることで向上する。組織・機構が未整備な「民主団体」なら、組織・機構の整備とともに会議を運営する力量も追求することになるが、会議の質が高まれば効率的な運営も可能になるだろう。

上記、第一の力量と第二の力量は、組織・機構を維持する力量でもある。

第三に、基本的人権を尊重する力量である。日常生活における立ち居振る舞い、言葉や仕草において、自己の基本的人権を貫きながら他者の基本的人権を尊重する、人としての存在の仕方が磨かれなければならない。意見の対立を人格の対立にもちこむようでは、未熟である。指示命令系統の上下はあっても、人格としては対等なマナーやモラルが確立されていたい。前近代的な礼儀作法ではなく、表面的な接遇でもなく、基本的人権の視点を備えた普遍性の高いマナー²³⁾、モラルが求められている。この力量は、第一、第二の力量に理念の民主主義を貫く力量でもあり、組織・機構の民主的風土、体質を確かなものにする力量である。

「外面民主主義」という俗語がある。組織の外では文字通り「民主主義を語る良い人」だが、内部では威圧的な言動を發し組織的な手続きや決定

22) ダグラス・ラミスは、「民主的に代表を選ぶとしたらそれはくじで選ぶべきである…どの市民を選んで代表を務められる、それだけ共同体に対する責任感があるという前提」『経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか』(平凡社2002年 p p. 166-169)と述べている。

23) 医療生協は、「医療生協の『患者の権利章典』(1991年)の具体的実践のひとつとして、従来の接遇訓練に基本的人権の尊重という視点を取り入れた。

事項を無視するような身勝手な人物を指すようだ。少なくとも、自らの言動においてそのようなことがないよう意識することが求められる。

同様に、政治的思想信条や労働運動や市民運動などに関わった経歴と、民主主義を体現する主体であるかどうかということは、次元の異なる問題として注意すべき点である。職場で日常的に行なわれる組織的な手続きの遂行、会議の運営と参加、基本的人権を尊重する姿勢と言動にこそ根拠を求めるべきであって、思想信条や政治的スローガンだけで左右されてはならない。

戦後、日本人はあらゆる場面で民主主義という言葉を使ってきた。だが、民主主義を日常生活で使いこなすことにどれだけ習熟しているだろうか。私たちは、民主主義を「民主主義とは〇〇である」という概念や定義として書物に鎮座させず、自分の身体、言動を通して日常的に活用しなくてはならないのである²⁴。

5) 労働生産物の民主主義

労働生産物の民主主義は、1) 理念の民主主義が、2) 所有形態の民主主義→3) 組織・機構の民主主義→4) 民主主義を体現する主体という全体を貫くことによって生産された物財、サービス財に結実する。ここでは一般的抽象的ではあるが、下記のように押さえない。

- ・社会的有用労働の生産物で社会的使用価値を有すること。
- ・労働力の再生産と人間発達に寄与すること。
- ・基本的人権の尊重と発展に寄与すること。
- ・歴史と社会の発展に寄与すること。
- ・地球自然環境の保護と育成に寄与すること。

今日においては、環境を無視した労働生産物に民主的という形容詞はつけられないだろう。地球的視野と歴史的社会的経過を見通した労働生産物の提供も「民主団体」の課題である。

注意したいのは、医療、福祉、教育などのサービス（労働生産物）には、慈悲やパターナリズムなど前近代的要素が混在しやすいことである。それらはどれほど愛情と善意と優しさにあふれてい

ても、基本的人権と民主主義成立以前の権威主義による労働生産物となる危険性を免れない。

我々は、我々の労働生産物が社会に民主主義を根付かせ、新たな時代への端緒となりうることを常に意識しなければならないだろう。

Ⅳ 民主的な組織の継続

ここまで、民主的な組織運営のために必要な当事者の視点として、1) 理念の民主主義、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主体、5) 労働生産物の民主主義という一連を述べてきたが、従来、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主体が看過される傾向にはなかつただろうか。つまり、1) 理念の民主主義からダイレクトに5) 労働生産物の民主主義を求め、その理念と生産物だけで民主的であることの内容を語り、議論をしてきたように思われる。

例えば、民主的な理念を掲げたY先生が素晴らしい民主的医療を実践していると仮定する。この時、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主体が看過されると、Y先生が理念のダイレクトな実現者であり、この医療機関にはY先生が必要、Y先生の実践を以て民主的医療機関であるという状況になり、Y先生個人崇拜の傾向が生まれる。徐々にY先生を基準とした組織となって硬直化すると、次代への継続が危ぶまれることになる。

同様の実践を、2) 所有形態の民主主義、3) 組織・機構の民主主義、4) 民主主義を体現する主体という一連に位置付けるならば、その実践が組織に集約され、組織に還元され、組織の標準的な力量となる。この循環が次世代への継承を現実のものとし、後進の育成に寄与する。そうであれば、現在の職員が時とともにすべて入れ替わったとしても組織—「民主団体」が継続し、民主的な医療労働の生産物を提供し続けることを可能にするだろう。

(24) 齊藤孝の一連の身体論（『子どもたちはなぜキレるのか』筑摩書房2002年など）を評した船曳建夫（『日本人論』再考）NHK人間講座2002年）は「民主主義的な身体」と表現している。

V まとめにかえて

本稿では、1) 理念の民主主義→2) 所有形態の民主主義→3) 組織・機構の民主主義→4) 民主主義を体現する主体→5) 労働生産物の民主主義

義という一連の視点を持ち、当事者が現場で解決することの手掛りを述べてきたつもりである。とは言え、ここに至るまで問題意識の羅列に過ぎない内容となってしまったが、あらためて要点を整理すると表6の通りである。

表6 当事者のための5つの視点とそれぞれの要点

1) 理念の民主主義	理念の民主主義とは、2)所有形態の民主主義、3)組織・機構の民主主義、4)民主主義を体現する主体を貫き、5)労働生産物の民主主義に結実することを以て、事後的に承認されるものである。
2) 所有形態の民主主義	所有形態の客観的基盤が異なれば、組織・機構の構築も、定款などの整備から日常の職場運営まで、おのずとその方法は異なる。
3) 組織・機構の民主主義	組織・機構は、「民主団体」にとって民主主義の内容や到達段階を互いに確認し共通合意を形成する場であり、民主的な人格を育成する、自身と仲間の結合労働過程そのものである。
4) 民主主義を体現する主体	民主主義を書物に鎮座させず、組織的な手続き、会議の運営と参加、基本的人権を尊重する姿勢など、自分の身体、言動を通して日常的に活用しなくてはならない。
5) 労働生産物の民主主義	労働生産物の民主主義は、1)理念の民主主義が、2)所有形態の民主主義→3)組織・機構の民主主義→4)民主主義を体現する主体を貫く一連から生まれる。

筆者は、この一連の視点の中でも、当面は3) 組織・機構の民主主義を重視したい。これまでの経験から「民主的ではない」という訴えをあげると、不平等、不公正、専制的、独裁的、上意下達、不透明、非公開、不自由、前近代的、非合理的、基本的人権の欠如、無原則、無規律、曖昧な基準、手続きの欠如、合意形成の欠如…といった表現になるであろうが、これらは、3) 組織・機構の民主主義という視点から解決を迫らざるを得ないからである。

繰り返しになるが、3) 組織・機構の民主主義は、「民主団体」の職員にとっては自身と仲間との結合労働過程である。それが機能すれば、2)

所有形態の民主主義の新たな工夫も生まれ、4) 民主主義を体現する主体も自ずと育成されよう。そうしてこそ、1) 理念の民主主義は、職員の働き甲斐を伴いながら5) 労働生産物の民主主義に結実する。

営利に走る多くの企業において労働者の働かせ方や労働生産物の真偽が問われる現在、「民主団体」が名実ともに民主主義を貫いて存在するならば、それだけで大きな社会的役割を果たしていることになるのではないだろうか。

(かわぐち けいこ、大阪健康福祉短期大学教授)

ヨーロッパの共済を訪ねて

長谷川 栄

昨年11月に労働共済連としてイギリス、フランス、ベルギーの3カ国を訪問し、共済等の調査を行いました。調査目的は2つありました。一つ目は、労働組合と共済の関係や労働組合が運営している共済事業があるのかを調べること。二つ目は、今日の日本における政府・金融庁の不当な共済規制とその根拠となる法律の改悪とたたかうために、この法律による「共済規制」問題がヨーロッパではどのようなになっているかを調べることでした。

3カ国8組織、2ナショナルセンターを調査

3カ国で共済的な8組織を調査しましたので別にその概要を報告します。なお、イギリスとフランスのナショナルセンターである英国労働組合会議(TUC)とフランス総同盟(CGT)も訪問しましたが、紙数の関係で報告は省きます。

(イギリス)

教員支援ネットワーク(TSN)

TSNは1870年に創立され、当時は、教員組合が資金を出して教員が死亡した時や事故があって働けなくなった時の家族や孤児への経済援助が主な事業でした。労働組合による経済的扶助という点では、日本の労働組合共済と似ていますが、違いはお金を出した人同士の助け合いではなく、現在は慈善団体なので教員なら誰でも支援を受けられることです。1967年には、財政的に有利なこともあり慈善団体として労働組合から独立しました。最近では、教員の状況の変化に対応して支援の内容が大きく変化し、経済援助だけでなく健康、精神疾患、個人の資産、新人教育、労働時間・条件等々の電話相談を行うなど幅広い内容のサポートを教員に提供しています。この相談活動という点は、これからの私たちの共済や組合の課題としても興味深いものでした。利用者は教員全体の内3

分の1くらいで十数万人です。

通信労組友愛組合(CWFS)

CWFSも通信労組とともに1895年に発足し、初めは組合員だけに加入が限られていましたが、今では、友愛組合として労組からも独立し、18歳以上で掛金を払えば誰でも利用できるようになっています。共済の種類は、貯蓄型生命保険、医療保険、学資保険と小額ローンなどで、制度や収益を目的としない点では私たちの共済と共通点があります。利用者は組合員25万人の中で約3万人弱くらいです。

イギリスの場合、共済組織はなく、友愛組合のような協同組合も社会保障の充実とともに減ってきています。CWFSなどの友愛組合は金融サービス局(FSA)の基準で規制され始めています。これまでのように会員が経営に参加できる運営形態が規制を受け始めているようです。

(フランス)

退職技師組合(APRI)

APRIは、年金業務が一番古く、もとは労働組合からつくられました。現在は保険業務、相互扶助組合(再保険も)、子会社で構成されており、企業や相互扶助組合などの団体が会員で加入者は70万人。会員であるそれぞれの企業年金や相互扶助組合では、労使対等で運営することや1人1票の投票権を持つ、非営利などの運営原則が守られています。一方、1989年に法律ができて1992年からは保険料計算などの保険技術では民間保険とほぼ同じ規制下に置かれました。また、税制面でもこれまで保険税や法人税は払っていませんでしたが、2005年から保険税、2009年からは法人税を払うことになったそうです。

技術センター協同福祉機関(CTIP)

CTIPは年金の連合機関で、創立は1986年。2005

年からは保険法に従い補足的な年金を行っています。運営には労使が参加、会員は企業、組合などの団体で1250万人が加入しています。フランスでは、公的医療・年金の補完として、医療保険は相互扶助組合、年金は年金機関に多くの国民が加入しています。いずれも非営利の団体です。日本で言えば、地方公務員共済組合や公立学校共済組合と民間企業年金基金を合わせたような共済や基金の連合会というイメージでした。

欧州社会保護共同機構連合 (AEIP)

AEIPは1996年に設立され、現在ヨーロッパ16カ国の組織、36の労使同数の組合が加盟している年金機関及び相互扶助組織の連合組織です。主な活動は、社会保護分野の普及や調査・研究でEU議会やEUの社会経済委員会に代表を派遣しています。

フランス商工業相互保険会社 (MACIF)

フランスの5つの労組のナショナルセンターも経営に参加している相互保険会社。火災保険や損害保険、自動車保険、医療保険などを扱い、1530万件の契約をもつ大きな団体です。相互保険の発祥には教員組合が貢献しており、損害保険は教員組合が始め、その組織(MIAF)の一部からMAICFができたそうです。

以上のようにフランスでは、相互扶助組合(共済)や相互保険は、歴史が最も古く、業種別、企業別、地域的なグループがあり、主に医療保険や年金を扱っています。相互扶助組合(共済)の歴史は古く、労働組合とも密接に関連しながら発展し、医療や年金の社会保障の補完として広く国民の中に定着しており、大きな社会的勢力として影響力をもっています。

(ベルギー)

相互扶助組合国際協会 (AIM)

AIMは1950年設立。医療保険または医療保険団体及び社会保護団体の各国連盟で構成する国際協会。27カ国が加盟し非営利で、主な活動は①EUや国際組織へのロビー活動、②各国への情報提供、経験交流、③各国との医療保険制度等のプロジェクトの協力などです。

欧州相互保険及び協同組合保険協会 (AMICE)

AMICEは、1975年設立のACME(欧州協同組合及び相互保険者協会)と1964年設立のAISAM(相互保険会社協会)が2008年に統合した国際協会です。その目標は、①非営利の共済団体として資本に対抗して事業を振興させる、②EUなどへの働きかけを通して法律的环境を整備する、③会員相互の交流と支えあい、④共済や会員の存在意義を高めることなどです。

以上のように、EUを中心にそれ以外の国とも協力しながら、資本に対抗して国際的な団結でいわゆる協同組合や共済の役割を広め、存在意義を高めようとしている点は私たちの国内でのたたかいいにも示唆と激励を与えてくれます。

3 カ国の共済的な組織の特徴点

以上の概観を踏まえ、3カ国の共済的な組織の特徴点を以下に列記します。

- ・共済の発祥と発展に労働組合が大きな役割を果たしていること。
- ・イギリスやフランスでは、現在、労働組合が直接共済事業を行っているところは少なく、現在では組合から独立して運営されている。一方、理事会などの運営には労働組合が関与するなど適切な関係が維持されていること。
- ・労働組合は、今後も労働者や加入者の代表として使用者や政府との交渉、政策提言等を行うなど、その社会的役割を高める必要があると認識していること。
- ・共済の理念、価値としての相互扶助、非営利、協同、連帯、民主的運営、透明性、社会貢献などを大切にするとともに、これらを人間尊重という価値と結びつけて発展させていること。
- ・上記の理念から、利益を追求する資本との対抗も重要課題と認識していること。特に、この間のアメリカが引き起こした金融危機の教訓から、共済の理念と価値が見直され重視される必要があるということ。そのためにも、共済同士の連帯と団結が国レベルでも国際的レベルでも求められているということ。
- ・フランスでは共済と年金機関は、多くの労働者・国民に利用される社会的存在となっており、

国内での団結や協力関係が発達している。欧州全体としても団結力が強い上にさらにこれを拡大する方向が鮮明になっている。

- ・イギリスでもフランスでも共済団体は資金の運用や投資も行っている。

調査結果のまとめ

一つ目の目的については、上記の特徴にあるように、イギリスでもフランスでも労働組合が共済組織を設立したケースが多いのですが、今日ではそのほとんどが労働組合からは独立していることがわかりました。しかし、現在も将来も共済組織の運営に適切に関与する必要があると認識されています。

二つ目の目的については、イギリスでは共済がほとんどなく、友愛組合などは国の金融サービス局（FSA）によって日本と同じように民間保険会社と同じ規制がかけられ始めていました。フランスでも、1992年の新しい法律によって民間保険会社と同じ法律が適用されるようになった面もありました。一方で、共済法という法律もあるので、新しい法律が何をどこまで規制しているかは不明

です。

EU全体でも商品規制や会計基準、税法などは民間保険会社と同様に扱われる傾向があるようです。しかし、日本のように共済組織そのものをなくして営利を目的とする民間保険会社だけを認めるような動きではありません。保険法と企業法があって共済には企業法が適用されない国もあるなど、国によって違いもありますが、共済の理念や存在意義は、きちんと政府も認めているという印象でした。「公平な規制」というとらえ方も日本の「営利を目的とする民間企業と同等の規制」という意味とは全く逆でした。ヨーロッパでは、相互扶助組合のような非営利団体の理念や目的、存在価値をきちんと認め区別した上で規制することを「公平な規制」と言っていました。この点は今回の調査の成果でした。

最後に、今回の調査に際し、「非営利・協同総合研究所のちとくらし」の石塚秀雄氏にも様々なご教授をいただきましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

（はせがわ さかえ、労働共済連専務理事）

スペインの医療過誤補償制度

石塚 秀雄

はじめに

スペインの医療過誤補償制度は1995年頃から整備された。①中央政府レベルでは保健省が所管するが、全国基準は存在しない。対応は17ある各自治州の公的医療局（INSALUD）が独自の対応を行う。②INSALUDの補償財源は保険である。補償金額は内容によりまちまちである。死亡で50万ユーロくらいである。③請求は、根拠薄弱で却下または賠償に区分されるが、異議ある場合は裁判に訴えることができる。④請求件数が増大したのは患者団体の存在が大きい。⑤公的医療機関は「公的医療行政保険」などに加入している。医師個人は個別に責任保険に加入することが多い。保険料は増大している。INSALUDが対応しない補償に個別の保険が対応する。

1. スペインの医療制度

スペインは人口約4600万人で日本の約3分の1の人口である。スペインの医療制度は公的医療制度で比較的良好に機能している。普遍主義的な原理をもって行われており、国民のほとんどが無料の公的医療を受けることができる。医療機関は、公的、非営利、営利と3つのセクターによって担われているが、多くは公的医療制度の枠内で医療活動をしている。一般患者は開業医に行くか、または診療所（CS）に自由選択により行く。以下、表によりデータ概略を示す。

表1. 医療機関数 2005年

機関	数	10万人 当たりの数	公的比率
診療所(CS)	2,702	6.3	100%
病院	779	1.8	38.6%
ベッド数	157,000	367.8	66.5%
薬局	20,348	47.6	—

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

表2. 病院とベッド使用 2005年

	数	公的比率	ベッド数	公的比率
急性期病院	574	40.2%	129,389	71.6%
精神病院	92	38.0%	16,141	38.4%
老人長期介護病院	113	31.0%	12,396	39.5%

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

表3. 医療専門家数 2004年

	人数	女性比率	人口千人当たり数
医師 (公的病院勤務医)	194,668 (54,298)	41.4%	4.7
歯医者	21,055	40.5%	0.5
看護師	225,487	81.6%	5.5
薬剤師	57,954	68.3%	1.4

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

表4. 公的医療（NHS） 比率2003年

	入院	治療	救急	特別治療	産科
公的比率	77.9%	88.1%	78.8%	73.4%	74.4%

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

表5. 公的医療費財源の内訳 2005年、百万ユーロ

	金額	比率
自治州	43,505.6	90.4%
中央政府	3,894.6	8.1%
地域団体	721.5	1.5%
合計	48,112.6	100.0%

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

表6. 年度ごと医療費推移と区分（百万ユーロ）

	総額	公的医療費	私的医療費	私的比率
1990	20,842.0	16,412.8	4,429.2	21.3%
1995	33,386.8	24,124.8	9,262.0	27.7%
2000	45,568.8	32,672.8	12,896.0	28.3%
2001	49,405.1	35,213.1	14,192.0	28.7%
2002	53,126.6	37,947.6	15,179.0	28.6%
2003	57,698.7	41,199.7	16,499.0	28.6%

出所：Ministerio de Salud. 2008により作成

2. スペインの医療過誤補償

医療過誤とは、医療行為の結果損害についてい。医師の技術、知識不足により生じた被害や、監督不足によって生じたもの、不注意（過失）による損害も含まれる。

(1) 被害者の補償請求過程

第一に、公的医療サービスを提供している病院や診療所であれば、自治州の公的医療局（INSALUD）などの窓口で文書で請求をする。民間非営利団体の「患者護民官」が代理を務める場合が多い。公的医療局は3ヶ月以内にどのような対応をするか返事を出す。公的医療局（INSALUD）は、①医療過誤審査を医療専門家を集めて行う。②法的な検討を行う。③補償額を決定する（保険と相談して）。

ただし、州政府によって対応は異なる。とりあえず裁判外の解決を目指して、公的医療局（INSALUD）が解決示談をする。各州政府は死亡補償金を平均1件当たり800万円程度だしている。示談が不調に終われば裁判ということになる。

第二に、民間の医療保険により民間の病院にかけ、医療過誤補償請求をする場合には、過失を

犯したと見なされる医師が所属する病院またはおよび所属医師会に苦情を訴えることもできるが、医師会は医師を守る傾向が強いと言われる。

第三に、解決が困難な場合は、裁判所に訴える。弁護士に相談するのがよいとされる。民事、刑事、行政訴訟の3つがある。裁判の進行内容は、請求額の大小によって書類手続き内容が3つに分かれるようである。訴願書、公的文書、私的文書などの提出が行われる。専門家（医師、科学者など）の意見書が提出される。双方からいくつもの専門家意見書が出されることもある。これが不十分だと裁判官が判断した場合は、さらに大学、公的機関に所見を依頼する。

医療過誤の責任は契約的責任と契約外的責任がある。公的医療の場合は行政責任が問われることが多く、医師個人の契約的責任は当てはまらない。医療一般法では患者に対する専門家（医師）の責任義務を次のようなものとしている。

①知識と手段の実行義務、②情報提供の義務、③治療の継続性の義務、④治療についての情報提供義務。

医療過誤と被害者団体が認めている数は2008年度において12,300件である。うち死亡は508件である。そのうち116件が出産時死亡である。

表7. 自治州別医療過誤発生数 2008年

マドリッド	4,111	バスク	576	アストリアス	228
アンダルシア	1,538	カスティジャラマンチャ	562	カンタブリア	211
カタルーニア	1,105	アラゴン	433	バレアレス	177
バレンシア	998	ムルシア	351	ナバラ	57
ガリシア	670	エストラマドゥラ	279	リオハ	34
カスティジャレオン	661	カナリア	264	セウタ・メリジャ	21

出所：ADP, 2009

医療過誤の多い分野は順番にすると、①災害外科、②産婦人科、③救急外科、④一般外科、⑤腫瘍、⑥救急、⑦カルテ関係、⑧心臓、⑨内科、⑩歯科、である。

(2) 医療過誤補償の根拠となる主な法律規則

民法1089, 1101, 1104, 1902, 1903各条

刑法（医師責任、墮胎罪など含む）

1984年法第26号「消費者利用者防衛一般法」第

25条、第26条、第28条

1986年「医療一般法」

1990年法第31号「安全証書契約法」

1992年法第30号「公的機関法制度」法 第139条、144条

1993年王令429号「公的機関手続規則」第19条

1995年 INSALUD 決議「INSALUD 民事責任保険契約」

1998年法第29号「行政訴訟規則法」

2008年「行政訴訟手続」法。C A 503条「公的病院医療過誤訴訟要求」

これは社会保障関係機関、公的医療制度機関、その他サービス機関に対して医療過誤の責任を規定したものの。

3. 医療過誤関係団体

関係する患者市民団体は、いずれも1990年代初頭に設立されている。

(1) 医療過誤被害者協会 (AVINESA)

AVINESA は、1994年に医療過誤被害者救済団体として被害者団体などにより設立された。

(2) 医療過誤協会 (AEM)

1995年に設立された。

(3) 患者防衛協会 (ADP)

1998年に設立された。毎年、全国の問題病院を各州ごとに5カ所をリストアップして、公表している。

(4) スペイン医療権利協会 (AEDS)

1992年に設立された。患者および人々の医療権を守るために法制度、医療従事者の責任、医師と患者の関係、医療苦情などの問題を取り扱う。

(5) スペイン医療災害管理協会 (AEGRS)

1991年に設立。

(6) 医療過誤患者防御協会 (ADEPA)

医療過誤苦情にたいして弁護士が対応。「患者保護管」を置き交渉に当たる。

(7) 医師同業組織 (OMC)

約15万人の医師が加入している。「医療過誤報告書」を作成し、件数の低減化を目指している。

4. 賠償判決事例

・コルーニャ地方裁判所は、産婦人科医師に対し、モニター監視を怠って新生児を死なせたことを理由に、母親に1,073,000ユーロの賠償金の支

払いを命じた。(2008年12月)

・ガリシア地方裁判所は、医師に対して、出産の際に新生児の腕に麻痺を起こさせたとして、両親に対して27,000ユーロの賠償金の支払いを命じた。(2008年10月)

・最高裁判所は、保健省に対して、出産時に背骨の麻痺を女の子に起こさせたとして、両親に対して、550,000ユーロの支払いを命じた。(2007年12月)

・ガリシア高等裁判所は、ガリシア州医療局に対して、2004年に、誤診により脳髄膜炎により19歳の男性を死なせたとして、家族に対して130,000ユーロの支払いを命じた。(2008年8月)

・最高裁は、1989年に出産時に死亡した女児の両親に対して、480,000ユーロの支払いを命ずる判決を2006年に出した。判決まで17年かかった。

おわりに

スペインは公的医療制度を中心としているので、その部分の医療過誤は行政が対応している。ただし、補償予算を立てているというより、保険契約により対応している。17ある各州は独立性が強いいため、全国一律の制度基準は存在しない。賠償請求の半分以上は却下されている。裁判外が多いが、金額が高くて目立つのは裁判による賠償決定である。時間がかかるのが問題であろう。

また民間医療サービスの原理は契約であるので、医師の個人責任が追及されることになる。公的医療で手術などの待機日数が長いことや、より質のよい医療を求めて、民間医療サービスに向かう患者が増加してきている。こうした患者は民間保険に加入している場合が多い。しかし、民間保険はいわゆるクリームスキミングを行うので、高齢者や低所得者は加入しづらい。医療過誤は主として、公的医療制度の枠内で起きている。各自治州、医療機関、医師会は保険料の増大を押さえようとしている。補償額の一応の上限額を各自治州などは決めているようである。行政による裁判外補償が主であるが、裁判による補償が大きく目立っているということがいえる。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

6 保健・医療政策の時代

野村 拓

26. 戦死よりもインフルエンザ死

— 「スペインかぜ」の猛威—

大正中期に世界的に猛威をふるったインフルエンザは、そのために幼女を失った野口雨情の「しゃぼん玉 消えた 飛ばずに消えた 生まれてすぐに こわれて 消えた」という痛恨の歌「しゃぼん玉」(1920)を生んだ。

俗に「スペインかぜ」といわれるが、第1次世界大戦を「総力戦」として戦っていた交戦国は、マンパワー政策上、自国におけるインフルエンザ流行のデータを伏せ、中立国スペインがデータを公表したので「スペインかぜ」と呼ばれるようになったと言われている。

しかし、本当はアメリカの農業地帯、カンザス州発の新型感染症であつたらしく、

『専門看護』

☆Kay Kittrell Chitty : Professional Nursing. (1993) W. B. Saunders.

には、「アメリカの戦争努力は1918—1919年のインフルエンザ大流行によって著しく阻害された。軍隊や市民と同様に、医師や看護婦もインフルエンザによって打撃を受けた。」「アメリカだけで、1918年の最後の4カ月から1919年の最初の6カ月の間に548,452人—アメリカ陸軍の第1次大戦での戦死者の5倍—の死者を出した」と書かれている。

第1次大戦でのアメリカ軍の戦死者数は、115,000人とされているから、まさに5倍であった。あとから参戦したアメリカの戦死者数は比較的少かったので、インフルエンザ死が戦死の5倍

になったのだろうが、

『第1次大戦の歴史』

☆David Stevenson : 1914—1918, The History of the First War. (2005) Penguin Books.

によれば、第1次大戦という人類の愚行での国別の戦死者数は次のようになっている。

〈ドイツ・オーストリア側〉	〈人口〉	〈動員数〉	〈戦死者数〉
オーストリア・ハンガリー	5,200 (万)	780(万)	120(万)
ドイツ	6,700	1,100	180
トルコ		280	32
ブルガリア		120	9
〈連合国側〉			
フランス	3,650	840	140
イギリス	4,600	620	74
英連邦諸国		270	17
ロシア	16,400	1,200	170
イタリア	3,700	560	46
アメリカ	9,300	430	11.5

この戦死者のなかにはかなりインフルエンザ死が含まれているものと思われる。大量殺戮兵器の登場した第1次大戦で、はじめて戦死者数が戦病死者数を上回るようになったと、軍医学校の教科書には書かれているが、第1次大戦中の「インフルエンザ死」は正確に統計化されなかったようである。

なお、第1次大戦、ロシア革命につづく列強の反革命干渉戦争については「大戦」と切り離して取り扱われる場合が多いが

『チャーチルの十字軍—イギリスのロシア侵略1918—1920』

☆Clifford Kinvig : Churchill's Crusade—The British Invasion of Russia 1918—1920. (2006) Hamble-

don Continuum.

はこれまであまり取り上げられなかったテーマである。そして、この本でもインフルエンザによる損害が各所で描かれている。

27. 米騒動

— 買い占め、戦争成金、シベリア出兵 —

『チャーチルの十字軍』のように、第1次世界大戦末期に起こったロシア革命に対して列強は反革命干渉戦争を始めた。日本は「シベリア出兵」という形で干渉戦争にもっとも熱心であったと言われている。そして、日本国内では、戦争、出兵、米需要の高まりをあてこんだ、今日の穀物商社ともいべき米の仲買人が、米の買い占めと米価の吊り上げを行った結果、米騒動の勃発ということになるのである。米の仲買人は戦争成金を目指したわけだが、戦争成金は日本にかぎらない。

ディッケンズの『二都物語』はロンドンとパリであったが、これにベルリンを加えた「三都物語」といべき本

『大戦下の首都—パリ、ロンドン、ベルリン 1914—1919』

☆Jay Winter 他編：Capital Cities at War—Paris, London, Berlin, —1914—1919. (1999) Cambridge Univ. Press.

が出されているが、ここには生産者（農民）と消費者（主婦）の間で丸々と太った仲買人（intermédiaire）の諷刺画が掲載されている。

日本の場合は、国家自体が戦争成金で、ドイツの潜水艦対策で、地中海にまで艦隊を派遣した代償のような形で、旧ドイツ領の南洋諸島の赤道以北（ガム島を除く）を手に入れ（国連委任統治という形で）、また、攻略したドイツの拠点、青島（チンタオ）もそのまま領有した。つまり、帝国主義国家の仲間入りをしたわけである。そして、外で陣取り合戦、内で社会政策という形で、1920年、内務省の社会課が社会局に昇格して「社会政策ラウンド」に入るのである。

これは米騒動でゆさぶられたからだけではなく、労働運動、社会主義運動、前衛党の結成などを視

野にいれての社会政策であった。そして、社会局発足の年に第1回の国勢調査が行われ、ついで健康保険制度などが準備されはじめるのである。

また、外に向かつては、シャム（タイ）で極東赤十字会議などを主催し、進出の足固めを始めるのである。国際赤十字会議に軍人を派遣する日本赤十字社は、衣の下で鎧が見え隠れする特殊な組織であった。

28. 大正デモクラシー

— その保健・医療版は —

明治期の「国力の一要素」としての「国民の健康」ではなく、市民1人ひとりにとっての健康の意味が問われるようになったのは、いわゆる「大正デモクラシー」の時代と考えられる。しかし、この場合の「市民」の範囲はかなり限定された自覚的市民、インテリ層であった。啓蒙的マルクス経済学者河上肇が『貧乏物語』（1917）を出した次の年に、統計学者アーヴィン・フィッシャーと公衆衛生学者 E. L. フィスクとの共著“*How to Live*”を『人生如何に生きるべき乎』として翻訳出版したことは時代を象徴するものであった。そして、健康に生きようと思っても、不健康や病気が、貧困と密接な関係を持ちながら、労働者・貧困層を脅かしつつある状況を明らかにする研究が次々に公表された。

農商務省技師、石原修は職を賭して、紡績女工の結核の実態を『女工と結核』（1913）として公表して農商務省を辞めるが、その内容は動態的な結核罹患統計であった。すなわち、毎年20万ほどの紡績女工が口入れ屋などの斡旋で紡績工場にやってくるが、あつという間に消耗し（死亡もあれば解雇後消息不明もあり）8万ほどが帰村するが、その中の1万2、3千は病気になっており、約4千人が結核にかかり、農村地帯における結核の感染源になっているという調査である。

また、高野岩三郎は先駆的な労働者の家計調査（比較的恵まれた熟練労働者ではあったが）を行い、暉峻義等は労働者家族における乳児死亡率の高さを明らかにした。それだけではなく、深夜業

の女工の体重を連続的に測定して「ジリ貧」状態を明らかにした。

日本への電気の導入がもたらしたことは、紡績工業における12時間2交替の24時間連続作業であった、交替番が病欠すれば連続36時間という無茶なことも行われた。

このような状況は、労働のあり方についての合理的根拠を求める労働科学、労働医学や不健康をもたらす社会的要因を明らかにする社会衛生学などを「時代の申し子」のような形で生み出した。大原社会問題研究所と倉敷労働科学研究所との合作のような形で大正9（1920）年から出され始めた『日本社会衛生年鑑』はこの時代の精神を雄弁に物語っている。この仕事は、大学ではなく在野の研究者と開明的資本家のバックアップによって進められたものだが、大学の中にも新しい動きは見られた。東大の衛生学がコッホの真似をして「脚気菌の発展」（1886）というようなナンセンス研究をしているだけでは駄目なので、別に「社会衛生学」の講座をつくらうという動きが生まれた。

また、京大では戸田正三が、市民の生活に密着した「衣・食・住の衛生学」を展開した。

そして「住」の問題として紡績女工の寄宿舎の狭さを取り上げ、「畳数と結核発病率」の関係をしめた。

このように大正デモクラシー時代に新しく芽生えつつあった学問および学問的方法を継承・発展させる条件を、次の時代は備えていたであろうか。

29. 公権力の反省？

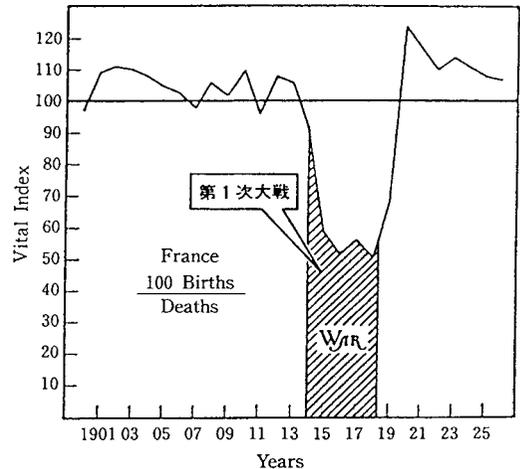
—国連とILO—

第1次世界大戦は欧州諸国に大きな傷痕を残した。

『人口の自然史』

☆Raymond Pearl : The Natural History of Population. (1939) Oxford Univ. Press.

はフランスにおける傷跡を〈図1〉のような形で示している。ここでの Vital Index は現在ではあまり使われない指標だが、年間の出生数/死亡数を100倍したもので、大戦中、出生数は死亡数の



〈図1〉大戦中の出生の低下（野村拓：20世紀の医療史、2002.本の泉社）

ほぼ半分であったことを示している。

子どもが生まれにくく、多くの働きざかりの国民が戦場に駆り立てられる戦争は、人口構造の「くびれ」となって現われるが、それが、もっともはっきりした形で現われたのはドイツであった。

なぜ、人口構造に傷痕を残すほどの戦争をしたのか。海外植民地獲得に熱心な勢力も、犠牲の大きさを考え、多少の反省はしたようである。そして、いうなれば、「公権力の反省」の上に、国際連盟が成立するが、これを提案したウィルソン米大統領は参加を見送った。インフルエンザによる死者は多かったが、反省するほどの死者は出さなかったからだろうか。

また、反省の一環として、ILOが国際連盟の専門機関のような形で結成された。善意に解釈すれば、労働者を搾取しながら製品輸出競争、資本投下競争を行ったことが戦争への誘因になったのではないか、もっと労働者保護に努めなければ、という精神からであろう。

しかし、アメリカでは労働時間制限などなんのその、という労働密度の増大がフォード・テイラー・システムという形で導入された。テイラーによる Time Study（秒キザミの労働）、ギルブレスによる Motion Study（動作のムダを省く）などによって息つくひまもない労働形態が生まれ、量産システムにより相対的に安い自動車、電化製品などの耐久消費財を提供した。

『時間・動作研究』

☆E.Farmer : Time and Motion Study. (1923) 英国産業疲労局報告・第14集

には、F. W. TaylorによるTime StudyやF. B. GilbrethのMotion Studyが紹介されているが、ここでのMotion Studyとは、例えばチョコレート・コーティング作業を行なう女子労働者の指に豆ランプをつけ、シャッターをあければなしで撮影し、動線のムダを省く、という徹底したものであった。

また、米、英など戦勝国では軍需産業の民需へのスムーズな転換（火薬メーカーの化学繊維メーカーへの転身など）によっていわゆる耐久消費財革命が進行する。そして、GM（ゼネラル・モーター）はガソリンのアンチ・ノッキング剤として4エチル鉛を混入した加鉛ガソリンを1916年に発売した。これは大量消費と公害・職業病との関係を示す原型とも言えるものであった。

30. 日本の「ミドル」と社会政策

一健康保険法・前後一

日本の「ミドル」を表現する言葉として、明治期には「中産階級」「中等度以上の国民」というような言葉が使われた。それより下の下層民はどうでもいいが中等度以上の国民は政府に協力的でなければならない、そうさせることが社会政策の課題であった。

中等度とは小所有者的資産家であり、昭和初期の普通選挙法以前の段階では、一定の納税額を超える者にしか選挙権は与えられなかった。

明治から大正期にかけて、中等度以上の人を対象とする医療費（診療報酬）は、医師会規定料金が目安とされ、初診料1—2円というように、おおむね「円」が単位であったが、当時の労働者の日当は、男工80銭、女工50銭というように「銭」単位であった。要するに労働者は医療の圏外におかれていたわけである。

しかし、大正デモクラシー、ロシア革命、米騒動、労働運動、前衛党の結成などによって、医療の圏外にあった労働者の医療を考えざるをえない状況となった。また、日本の「ミドル」、中産階級は次第に変質し、小所有者、資産家的性格は薄

れ、管理職的高給取りがその主流となりつつあった。ある意味で「ミドル」は労働者化し、社会政策は広義の労働者を対象とせざるを得なくなった。

日本社会政策学会は健康保険（労働保険）を取り上げ、内務省社会課は1920年、「社会局」に昇格し、ビスマルクの疾病保険（1883—89）を手本として健康保険法が準備され、東大法学部出身で高文試験（高等文官試験—現在の国家公務員上級職試験よりは値打ちがあった）に合格して内務省入りしたエリートたちは、ドイツを中心に海外出張して資料を持ち帰った。この時期のエリートたちで、医療政策、医療行政の面で戦後まで活躍したのが灘尾弘吉、古井嘉実などである。

健康保険制度は1927年1月からスタートするが、日本の平均的開業医にとって保険診療はサービスのお付き合いのようなもので、診療の主流は医師会規定料金を目安とする、いわゆる自由診療であった。無産者診療や貧困層の医療に意識的に取り組む医師たちを除くと、保険診療は医師層にとってマイナーな存在であった。

健康保険法施行規則、被保険者	保 険 部 長 湯 澤 三 千 男 三 十 二
健康保険組合（総論、設立）	監 理 課 長 水 玄 十 三
健康保険組合（組合、役員、財務、分合、解散、監督）	監 理 課 長 水 玄 十 三
費用ノ負擔、健康保険審議會	社 會 局 事 務 官 瀧 谷 憲 一 三 三
保 險 給 付	診 療 課 長 瀧 谷 憲 一 三 三
保険料率算定方法ノ概説	社 會 局 技 師 長 山 瀬 三 十 三
諸 手 續	社 會 局 事 務 官 瀧 谷 憲 一 三 三

健康保険講習會速記録

目 次

〔図2〕『健康保険講習會速記録』（1926）

〔図2〕は健康保険法施行直前に開かれた健康保険講習會の速記録（1926.産業福利協会）の目次だが、ここでは「ライプチヒ地区疾病組合の実績」（1887—1909）や「独逸労働保険疾病実績」（1910—1912）などが資料として使われている。

（のむら たく、国民医療研究所顧問）

拙著『新年金宣言』への石塚書評によせて — 改めて社会保険幻想の克服を —

(山吹書店、2,400円＋税、2008年12月、306頁)

里見 賢治

はじめに

拙著『新年金宣言』（山吹書店、2008年12月）について、本誌26号で石塚秀雄氏の書評がよせられたことに、まずは謝意を表したい。

氏の書評は、拙著が最も強調したかった点については、「里見案に政策的な現実性を感じる読者も多いと思われる」としながらも、「この本に書かれていないことに触れたい」として、氏の持論に基づくいくつかの疑問を提起するなどいささか型破りのものである。しかし、それによって私の主張をやや異なる視角から改めて展開する機会を与えられたことになるので、氏の提起に答える形で、リプライ原稿を執筆することとした。

1. 石塚書評の要点

氏の主張の第1点は、「年金とはなにか」という点である。これは単なる疑問ではなく、「生活の基本的ニーズを満たすための基本・基礎的現金支給」なのか、「労働の過程で積み上げてきた権利の追加的な享受」なのか、という視点の相違であるとし、前者であれば「普遍主義型の税による年金」、後者であれば「社会保険型の保険料による年金」となるとされる。氏はどちらかという点、年金とは労働の追加的報酬であり、社会保険型が当然と考えているようである。

第2に、社会保険を擁護していることである。それはたとえば私への批判に表れている。氏は「社会保険と営利保険と共済は原理的に異なるという点において、里見氏はいささか区別していないのではないか」という。その上で、「社会保険（共

済）らしく保険原理ではなくて社会連帯原理に基づいて運営する」ことが大事であるとする。

これに関連して第3に、私が公費負担方式と社会保険方式に関して、第3の道はありえないとしていることに対して、「真実は中間にあり、(中略)現実そのものがすでに『第三の道』といえる」とする。そしてその延長で「現行の満期40年、最低加入25年というのを満期30年最低加入1年にするという提案の方がより現実対応型の案ではないか」として、現行の社会保険方式の踏襲・修正を結論としている。

2. 石塚氏の年金制度認識 — 現行社会保険を擁護？

先に氏の書評の要点を紹介したが、氏の年金制度理解には明らかに混乱がある。

氏の理解では「皆年金というのは用語上の矛盾であって、基礎（基本）年金はミーンズテストのない老齢生活保障金と呼ぶべきもので」、いわば「高齢者むけ生活保護費に区分すべきもの」となる。もしこの理解なら、それを「年金」と呼ぶか「老齢生活保障金」と呼ぶかは用語上の問題であるにすぎない。とくに氏が、基礎年金を公費負担方式（税方式）化し、要件に該当するすべての人に普遍的に給付するという私の構想に、それを年金と呼ぶかどうかは別として基本的に賛成であるとする点、まったく用語法の問題であって、それはそれでどうぞということにならざるをえない。

もっとも、氏が普遍主義型基礎年金に賛成であるかどうか、実は疑問がある。そもそも、普遍主義型年金を「年金」とは呼ばず、生活保護の一種

とまで氏が極論する根拠が問題である。それが、冒頭で紹介した年金とは何かという問題提起に連なるのである。氏は、この点に関連して「里見案は年金概念の一元化・統合化をしていない」とまで評するが、特殊な「年金」概念にこだわっているのは、むしろ石塚氏の方であろう。

氏は、どうも年金とは「労働過程で積み上げてきた権利の追加的な享受」、わかりやすくいえば賃金の後払いとする位置づけにこだわりがあるようである。そうだとすれば、年金とはそもそも社会保険年金を指すとする氏の理解は、ある意味でよく分かる。だが、そこにこそ問題がある。

そもそも「労働過程で積み上げてきた権利の追加的な享受」である所得比例年金だけが「年金」で、普遍的な年金は「年金」とはわず、「高齢者生活保障金」または「高齢者むけ生活保護費に区分」という恣意的な分類は、実はなんの根拠もないことである。基礎年金を公費負担方式で実施しているデンマークやニュージーランド等でも、英語では old age pension (老齢年金) と表記しており、私が採用しているそうした用語法の方が一般的なものである。

その上で、氏が普遍主義型年金制度を（それをどう呼ぶかは別として）どう評価しているかである。氏は「この方向で各年金案がまとまっているとすれば、それは日本独特の制度として慶賀すべきものである」と述べ、一見すると肯定的に評価しているかのようである。しかし、それに続いて「このような美しい光景が現れるであろうか」といささか揶揄的に疑問を呈し、「この50年の支配政党の無変化ということを見ると、国民的合意の大転換を期待できるのか」と第三者的な懐疑を示している。また、普遍主義型年金を年金と呼ばず、「老齢所得保障手当」「老齢生活保障金」などと呼び、あまつさえ「高齢者むけ生活保護費に区分」するなどをみると、かなり否定的にみている、少なくとも懐疑的であると推定できる。このような氏の立場からは、最近注目されつつあるベーシック・インカム論などは論外ということになろう。

制度転換の可能性については拙著第7章で述べたが、研究者や実践家の責務は、「国民の合意の問題だ」と自明のことを語るのではなく、合意形成の方向と道筋を説得的に提示し、論陣を張るこ

とにあることだけはここでも強調しておきたい。

なお、この部分に関連して、氏はベヴァリッジの年金構想を普遍主義型と考えているようだが、それは氏の誤解である。周知の通りベヴァリッジ構想は社会保険型年金で、それで充足できないニーズには「何か望ましくないものであるという感じをいだかせる」公的扶助で対応するとするもので、決して普遍主義に立脚するものではない。

3. 石塚書評への疑問

(1) 氏の認識は発生史的的理解

先にみた特殊な理解になるのは、氏の社会保険方式へのこだわりがあるためだと思われる。既述のように、氏は年金とは「労働を基礎」とするものだという事にこだわっている。これは、19世紀末にビスマルク社会保険として出発した所得比例型年金を考えると理解できるものである。しかし、これに少し遅れてではあるが、デンマークでは今日的に言えば公費負担方式による年金制度の原型が始まっていることをみても、もともと社会保険型所得比例年金に引き寄せてのみ定義することに無理があるのである。

それだけではない。公的年金の原型がビスマルク社会保険にあるとしても、今日的にもそれに限定するのは、発生史的的理解にとどまっているといわざるをえない。社会科学方法論にいささか立ち入ることになるが、制度や事物の特徴をその発生段階のそれに結びつけ、変化しないものとする理解を私は発生史的的理解と名付けている。しかし、制度や事物が不変でないことは、資本主義自体が進化することをみても十分に了解できよう。今日の資本主義は原始的蓄積段階のそれでは理解できず、19世紀産業資本主義段階のそれとも大きく異なっている。資本主義の本質の一つは確かに生産手段の私的所有にあるが、その私的所有の形態自体が、古典的な個人(体)的所有だけでは理解できなくなっているのである。

こうした事態と同様に、公的年金制度も発生史的には社会保険から出発したとしても、いつまでもそれにとどまるものではない。19世紀の出発点においては、確かに一定の稼働所得のある比較的同質的な集団を対象としており、社会保険が当然

とされたが、その後の時代の変化と生活保障の必要対象の広がりとともに、とくに皆年金が目標とされる段階になると、社会保険方式の矛盾が顕著に露呈することとなった。それは社会保険制度(ここでは公的年金制度)の進化であり、発展であるといえよう。こうした発展段階の特徴を発生史段階のそれと同一視できず、またすべきでないことは明らかであろう。

氏は、「年金とは労働を基礎として退職した者の所得保障(中略)だと考えられていた」という点にこだわり、「里見案の基礎年金は労働と切り離されたものである」というが、普遍主義への発展とはまさにそのことではないのだろうか? 労働とのつながりにこだわるのは、氏の理解が発生史段階にとどまっていることの証左である。このような氏の考えでは、福祉レジームを脱商品化を基準の一つとして分類するエスピン=アンデルセンの主張(『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、2001年)は理解不能であろう。

(2) 社会保険は社会連帯か?

社会保険は、拙著第4章で詳しく述べたように保険原理と社会原理からなるが、前者から生じる排除原理が基本的には貫き、社会原理はそれを部分的に修正しようとするが、最終的には修正しきれものではない。そこに最大の矛盾と限界があるのである。石塚氏は社会保険と私保険が異なることを過度に強調し、前者を社会的連帯原理によるものととらえている。そして「社会保険と営利保険と共済は原理的に異なるという点において、里見氏はいささか区別していないのではないか」という。それは誤解だろう。

共済については拙著ではふれていないので、ここでは社会保険に限定していうと、それを社会連帯原理で説明することに私は必ずしも反対ではないが、それだけで説明するのは賛成できない。昨今、社会保険を共助と位置づけ、公助を生活保護等に限定する定義が政府関係の審議会等で流布されているが、このような理解に私は反対で、社会保険も社会保障の一部であり、公助と位置づけるべきものと考えているからである。その公助の中では社会保険は、公費負担方式(とくに普遍的公費負担方式)に比べると、相互扶助的特徴を色濃く残し、共助との親和性が強いが、強制加入であ

る以上基本的には公助に分類すべきである。

しかし、社会保障を主として社会連帯として説明する理解が、社会保障制度審議会「1995年勧告」以来再び強まり、今日では政府系審議会等で多用されている風潮には、私は賛成できない。確かに社会連帯は社会保障を支える重要な要因であるが、同時に考えなければならないのは、その連帯は任意的なものではなく(そうであれば遙かに脆いものにすぎない)、それを必然化する社会的要因や社会的責任が先行しているはずである。そこを重視すべきだというのが私の主張であり、そこから社会保障を「社会的責任と連帯との制度化としての社会保険」、「自助の前提としての社会保険」、「マイノリティの視点の普遍化としての社会保険」の3つの視点から説明したのである。

なお、社会保険でしかできない領域は確かにあり、所得比例型給付制度については、公費負担方式では公平性の点で問題があるため、社会保険で実施されると拙著でも明記している。しかしそれ以外の点については、社会保険がふさわしい根拠はないといわねばならない。

(3) 石塚氏の「第3の道」論?

いまひとつ氏の書評で看過できないのは、社会保障の運営・財政方式について、公費負担方式と社会保険方式の中間の道があると主張している点である。こうした考えは、社会保険方式をなんとか擁護しようとする研究者や政府サイドに多くみられ、排除原理のためがたがたになっている社会保険の延命策として主張される。2008年11月末の社会保障審議会年金部会「議論の中間的な整理」でも、「ポリシーミックス」と説明されているもので、この点で石塚氏の認識も同類である。

しかし、『社会保険』年金財政には公的負担金が入っている」ことを理由として「現実そのものがすでに『第三の道』といえる」などする氏の見解は、まったくの俗論である。すでに述べたように、社会保険であるかどうかは、財源に公費が入っているかどうかではなく、給付の条件として保険料の拠出要件があること、つまり排除原理があるかどうかによるのである。拠出要件(排除原理)がある限り、公費がどれだけ投入されていたとしてもそれは社会保険方式であり、その意味で第3の道などはありえないのである。

それとも氏は「社会保険（共済）らしく保険原理ではなくて社会的連帯原理に基づいて運営する」こと、つまり排除原理のない社会保険方式が本当に可能だと考えているのであろうか？ 保険料を払わなくても無条件に年金や医療・介護・福祉サービスを給付するのなら、それは定義的には紛れもなく私のいう公費負担方式であって、社会保険と説明することは論理的に不可能であろう。

なお、拙著で「たとえ公費が99%で、保険料がわずかに1%でしかないとしても、そのわずかの保険料の納付が給付の条件となる限りは、それは社会保険方式なのである」とする記述に対して、「公的財源原理主義」と揶揄的に評し、「仮に1%の保険料であるとすれば、排除原理の比率は1%にすぎない」という。これは意味不明だが、しかし排除原理にその割合などはないのであって、それによって排除される人が必ず出ることが、普遍性の観点から問題となるのである。それとも氏は、まさかとは思いますが、排除される人がわずかであれば、その制度は許容されるというのだろうか？ こうした記述に、旧い社会保険への氏のノスタルジアが表れているのかもしれない。

（4）1階部分と2階部分の大きさ？

以上で石塚書評の基本的な疑問にはお答えしたが、2階部分に関する問題にもふれておきたい。

氏は「里見案の年金2階建ては、実は2階部分がずっと大きい」としている。確かに量的には、新基礎年金（基本年金）額を、実現可能性を考慮に入れて控えめに8万円程度としたため、平均的な2階部分の老齢厚生年金（基礎年金を除く）額の方が、氏のいうほどではないが少し大きくなるのは事実である。氏は、「現在の満額基礎年金で約8万円弱」と間違った記述をしており（実際は約6.6万円）、「現在、厚生年金と共済年金はそれぞれ月20万円前後」と、これも根拠不明の記述をしている（金額が異なるし、共済年金は厚生年金より高いのが実情である）。年金の平均水準を確定するのは難しいが、厚生労働省は、モデル世帯（夫・40年間厚生年金加入、妻はずっと専業主婦）の老齢年金のモデル年金月額を夫婦世帯で232,592円（2008年度）としている。この額は夫と妻の基礎年金満額分を含むので、それを除くと夫の老齢厚生年金額は100,576円である。新制度

でも当面この程度の水準で発足するとすると、里見案の基本年金8万円よりも確かに量的には2階部分の方が、「ずっと」ではないが、少し大きい。

しかし、拙著をお読みいただければ分かるように、私の構想では普遍主義型の年金（基本年金）を質的には遙かに重視しており、新制度発足後は徐々にその水準を高めていくことを想定しているので、氏のこの批評はあたらなないといえよう。

（5）2階部分は一元型か分立型か

氏はまた「2階部分を大部屋にできるか」として、所得比例年金の一元化に疑問を呈する。2階部分を現行のように分立型にするか、一元化するかは、重要な問題ではあるが、基礎年金を社会保険方式から公費負担方式に転換することに比べれば、2次的な問題である。おおかたの合意が分立型であれば、それでもよいということである。

ただし、一元型が難しいとする氏の理由には理解に苦しむ。氏はそのためには「労働者概念の一元化」が必要とし、「公務員は賃金労働者に転換しなければならぬ」という。つまり、公務員は賃金労働者ではないという理解であろうか？ だが、公務労働の性格をたとえ「全体への奉仕」と理解するとしても、それが本質的に賃労働であることはまぎれもない事実である。

（6）年金には障害・遺族年金もある

氏は年金制度を老齢年金として理解されているようだが、障害・遺族年金も含んでいるのである。氏のように、普遍主義型の新老齢基礎年金は年金とはいわず「高齢者むけ生活保護費に区分すべき」というのであれば、普遍主義型の障害基礎年金も「障害者むけの生活保護費に区分すべき」ということになろう。しかし、無年金障害者の一部への救済措置として2005年度からはじまった特別障害給付金制度が、一定の前進ではあっても、年金ではなく給付金という制限的なものである等から障害者を含め批判が強いことをみても、氏のよな理解が妥当であるとはとうてい思えない。

* * * * *

昨今、論争らしい論争の不在が学会を低迷させる原因の一つだが、これを契機に、公的年金制度への建設的な論争が起こることを期待したい。

（さとみ けんじ、佛教大学社会福祉学部教授）

総研いのちとくらしブックレット

(詳しくは、事務局までお問い合わせください)

総研いのちとくらしブックレットNo.1 『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。



総研いのちとくらしブックレットNo.2 『デンマークの社会政策』 デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した「Social Policy in Denmark」の翻訳。2002年、デンマークへ高齢者福祉視察に行った訳者が、デンマークの社会政策全般の枠組みをはじめに、子ども・家族政策、労働援助、障害者、社会的困窮者への対策など、アクティベーションの福祉政策が一望できる内容となっている。序文・宮本太郎（北海道大学）。



総研いのちとくらしブックレットNo.3

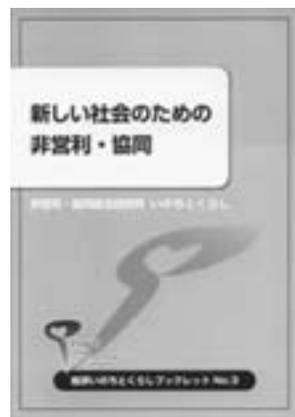
『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75ページ、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用語解説を巻末に入れてあります。

【目次】

- はじめに 鈴木 篤
- 非営利・協同とは 角瀬保雄
- (1) はじめに
- (2) 理念としての非営利・協同
- (3) 経済主体としての非営利・協同
- (4) 経済セクターとしての非営利・協同
- (5) 非営利・協同の課題
- (6) 非営利・協同と労働
- 非営利・協同と社会変革 富沢賢治
- (1) 社会変革の歴史
- (2) 非営利・協同組織とはなにか
- (3) 非営利・協同セクターとはなにか
- (4) 社会経済システムにおける非営利・協同セクターの位置と役割
- (5) 結論
- 非営利・協同の事業組織 坂根利幸
- (1) 非営利・協同の意義
- (2) 非営利・協同の出資と所有
- (3) 協同の民主主義
- 座談会「非営利・協同入門」
角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸
- 用語解説
- あとがき 石塚秀雄



『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

●第26号（2009年2月）—地域シンポジウム「日本の医療はどこへいく—地域のいのちとくらしをだれがどのように守り発展させるか—

- 巻頭エッセイ「スペインの保護雇用制度—カレス障害者特別雇用センターを訪問して」鈴木勉
- 「京都における医療機関の現状と地域医療の問題」吉中文志
- 「開業医から見た地域の現状」津田光夫
- 「アメリカの医療制度と非営利・協同セクター」高山一夫
- 「千葉における公的病院の再編縮小問題と地域の課題」八田英之
- 質疑応答、意見交換、まとめ
- シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（2）「医療介護再生の思想的前提」岩間一雄
- 「改正介護福祉士養成制度の方向性と課題」坂本毅啓
- 「日本の看護師・介護福祉士への外国人労働者の受け入れについて」竹野ユキコ
- 社会福祉と医療政策・100話（21—25話）「5 第1次大戦・前後」野村拓
- 第11回自主共済組織学習会報告「〈貧困〉と〈労働基準法以下の労働条件の拡大〉とどうたたかうか—首都圏青年ユニオンと反貧困たすけあいネットワークの実践」河添誠
- 書評 湯浅誠・河添誠編 本田由紀・仲西新太郎・後藤道夫との鼎談集『「生きづらさ」の臨界—溜め、のある社会へ』相野谷安孝
- 書評 里見賢治著『新年金宣言』石塚秀雄

●第25号（2008年11月）—2006年医療制度改革の影響／医療・介護再生プラン（1）—

- 巻頭エッセイ「地方再生の条件」今田隆一
- 『「医療・介護制度再生プラン」に思う』角瀬保雄
- 『「医療崩壊」問題の一側面—医師・患者関係—民医連医療再生プランに寄せて』八田英之
- 「協同・連帯・共存・共生に基づく新しい社会経済システム」津田直則
- 「オランダ社会と非営利組織の役割」久保隆光
- 「韓国の社会的企業によせて—福祉と雇用の狭間で—」北島健一
- 「2006年度医療制度改革の障害のある人の暮らしへの影響」風間康子
- 「医療費抑制政策と地域の医療者の役割—医療の公共性・社会性と地域医療を守る協同—」向川征秀
- 「住民のいのちを守る小さな村の取り組み—長野県栄村—」前沢淑子
- 海外情報「キューバの医療制度におけるポリクリニコ（地域診療所）の役割」石塚秀雄
- 社会福祉と医療政策・100話（16—20話）「4 植民地支配へ」野村拓
- 書評 岩間一雄著『毛沢東 その光と影』石塚秀雄

●第24号（2008年8月）—シリーズ非営利・協同と医療 差額室料問題（2）—

- 巻頭エッセイ「資本主義の制度疲労」岩間一雄
- 2008年度定期総会記念講演
「労働運動とアソシエーション—現代の連帯のあり方」富沢賢治（コメンテーター：角瀬保雄、坂根利率、大高研道、石塚秀雄）
- 「格差社会における『非営利・協同』—室料差額問題に寄せて」杉本貴志
- 「室料差額と医療倫理（後）—格差処遇の正当性について—」尾崎恭一
- 『「室料差額」に関する考察』肥田泰
- 2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」細田悟、沢浦美奈子、平松まさ
- 第10回自主共済組織学習会報告「ヨーロッパ共済組合法再検討の動向と共済組織の法的位置づけ」石塚秀雄
- 北秋田市・鷹巣福祉のまちづくり研究交流のつどいに参加して」廣田憲威
- 社会福祉と医療政策・100話（11—15話）「3 国民国家へ」野村拓

●第23号（2008年6月）—農村地域と医療／室料差額問題—

- 巻頭エッセイ「市民社会の「普遍性」の崩壊のなか、輝く非営利・協同組織」大野茂廣
 - 座談会「農村地域の変化といのちとくらし」田代洋一、村口至、高柳新、色平哲郎、石塚秀雄
 - 論文「香川の地域医療の現状と打開の道」篠崎文雄
 - 「室料差額問題シリーズの開始にあたって」石塚秀雄
 - 「室料差額と医療倫理（前）—格差処遇の正当性について—」尾崎恭一
 - 「公的保険で安心して療養できる病室を—臨床医の立場から個室を考える—」池田信明
 - 「室料差額問題—看護師の立場から」玉井三枝子
 - 翻訳「日本の民主化する医療—日本の事例—」ビクトル・ペストフ、石塚秀雄訳
 - 第9回自主共済組織学習会報告「芸能人年金はなぜ必要か」小林俊範
・「芸能花伝舎訪問—芸能文化を通じて地域・社会に貢献するモデルケース」事務局
 - 書評「『ビッグイシュー』を知っていますか？」柳沢敏勝
 - 社会福祉と医療政策・100話（6—10話）「2産業革命へ」野村拓
-

●第22号（2008年2月）—非営利・協同セクターの直面する課題—法人制度・金融・保険共済—

- 巻頭エッセイ「退院支援システムの構築を」児島美都子
 - 座談会「非営利・協同組織と法人制度の改正」…角瀬保雄、坂根利幸、石塚秀雄
 - 論文「非営利・協同セクターの金融ネットワークの可能性～市民金融の視点から」多賀俊二
 - 第8回自主共済組織学習会報告「弁護士から見た保険業法と自主共済組織の対応と問題点」渡部照子、小木和男
 - 2006年度研究所助成報告「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」富岡公子、他
 - 論文「民医連による『孤独死実態調査』と『高齢者医療・介護・生活実態調査』」山田智
 - 地域医療を考えるシンポジウム基調講演「医療に情けあり—“人より金”の世界でいいのか」高柳新
 - 社会福祉と医療政策・100話（1—5話）「1市民の登場」野村拓
 - 書評 多田富雄著『わたしのリハビリ闘争最弱者の生存権は守られたか』高田桂子
-

●第21号（2007年11月）—資金調達問題—

- 巻頭エッセイ 樋口一葉と憲法25条 村口至
 - 座談会「非営利・協同組織医療機関の資金調達と非営利・協同金融の展開」八田英之、坂根利幸、根本守、岩本鉄矢、石塚秀雄
 - 論文「近時の医療紛争の諸問題—裁判による解決と裁判外の紛争処理—」我妻学
 - 論文「ドイツの医療事故補償制度」石塚秀雄
 - 参加報告「ヨーロッパ福祉用具事情—REHA CARE 2004と2006視察を通じて」小川一八
 - 第7回自主共済学習会報告「共済と社会的企業」中川雄一郎
 - 書評 角瀬保雄監修、非営利・協同総合研究所いのちとくらし編『日本の医療はどこへいく—「医療構造改革」と非営利・協同』青木郁夫
 - シリーズ・文献プロムナード®（最終回）「医療・福祉の世界史」野村拓
-

●20号（2007年8月）—特集：各国の医療事故補償制度—

- 巻頭エッセイ「いのちとくらし」の意味 富沢賢治
- 定期総会記念講演「フランスにおける医療事故補償制度とONIAMの活動について」D. マルタン
- 定期総会記念講演「日本における医療事故・被害者救済の現状と問題点」鈴木篤
- 論文「英国の医療事故補償制度と医療機関の共済基金」石塚秀雄
- 論文「医療倫理と医療事故補償問題」尾崎恭一
- 論文「E U圏における歯科医療制度の動向と問題点—次は日本の歯科医療が危ない—」藤野健正
- 論文「千葉県に見る地域医療の危機」八田英之

- 第6回自主共済学習会報告「制度共済の今後と自主共済への影響—農協共済を中心に—」高橋巖
 - 書評 押尾直志監修、共済研究会編「共済事業と日本社会」杉本貴志
 - シリーズ・文献プロムナード¹⁹「出版トレンド」野村拓
-

●19号（2007年5月）—特集：外国に見る検視(死)制度と医療事故補償制度—

- 巻頭エッセイ「安全文化について」肥田泰
 - 視察報告「英国における死因究明制度の視察」小西恭司
 - 視察報告「オーストラリア・ビクトリア州の検視制度の視察」大山美宏
 - 論文「デンマークの医療事故補償制度」石塚秀雄
 - 資料「デンマーク患者保証法（医療事故補償法）」、「デンマーク医療制度における患者安全法（医療事故報告法）」
 - 座談会「自主共済の存続のために」齊藤義孝、室井正、渡邊文夫、西村富佐多、司会：石塚秀雄
 - 第5回自主共済組織学習会「保険業法及び保険契約法における共済の位置づけ」松崎良
 - 文献プロムナード¹⁸「視点いろいろ」野村拓
 - 海外医療体験エッセイ²「厄得、？骨折治療で垣間見たデンマークの医療」山田駒平
 - 書評 野村拓『時代を織る—医療・福祉のストーリーメイク』高柳新
-

●18号（2007年2月）—特集：問われる共済の意味—

- 巻頭エッセイ「『主権者』が問われる時」窪田之喜
 - 座談会「非営利・協同入門」角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸、司会：石塚秀雄
 - 第3回自主共済組織学会「保険業法改正の論理と共済問題」押尾直志
 - 第4回自主共済組織学習会「米国の自主共済組織について」石塚秀雄
 - 論文「今、なぜ介護予防事業に『実践運動指導員』が必要か」森川貞夫
 - 「キューバにおける医療の現状—地域医療と国際医療支援活動を推進」岩垂弘
 - ルポルタージュ「いのちとくらし」今崎暁巳
 - 「フランスの医療事故保障制度」石塚秀雄
 - 書評 千葉智子、堀切和雅著『小児科を救え！』鈴木隆
 - 文献プロムナード¹⁷「タテ糸とヨコ糸」野村拓
 - 研究所ニュース
-

●17号（2006年11月）—特集：医療の市場化と公益性—

- 巻頭エッセイ「人体の不思議展」昴昭三
 - 座談会「医療法人制度改革問題」寺尾正之、鈴木篤、坂根利幸、角瀬保雄、根本守、司会：石塚秀雄
 - 協働ウェブサイト転載「医療法人制度改革（社会医療法人新設）」根本守
 - 論文「医療法人制度改革と医療の非営利性」横山壽一
 - 第2回自主共済組織学習会報告：「保険業法改正の動向と共済問題」森崎公夫
 - 研究助成報告「往診専門診療所の満足度調査」小川一八
 - 論文「ロッチェール公正先駆者組合とその“分裂”—『非営利・協同』の源流についての一考察」杉本貴志
 - 文献プロムナード¹⁶「嫌米スペクトル」野村拓
-

●16号（2006年8月）—特集：格差社会と非営利・協同セクター—

- 巻頭エッセイ「61年目の8月15日、ソウルで」平山基生
- 座談会「格差社会の代案とは」後藤道夫、中嶋陽子、前澤淑子、司会：石塚秀雄
- 資料「統計に見る格差社会」後藤道夫
- 論文「EUにおけるワーキングプア対策と社会的経済」石塚秀雄
- 事業所訪問「できることはみんなで分担—『すこやかの家みたて』訪問」事務局
- 総会記念講演「CSR、コーポレートガバナンスと経営参加—中小経営における新しい労使関係の形成へ向けて」角瀬保雄
- 研究助成報告「非営利・協同に関する意識調査」岩間一雄

- 書評 今崎暁巳著「いのちの証言—私は毒ガス弾を埋めました」 村口至
 - 文献プロムナード⑩「日本への目線」 野村拓
-

●第15号（2006年5月）—特集：共済は生き残れるか？

- 巻頭エッセイ「潮目を変える『怒り』を」 八田英之
 - 座談会「共済と保険業法改正」 本間照光、押尾直志、安部誠三郎、住江憲勇、山田浄二、司会：石塚秀雄
 - 労山インタビュー「自主共済は保険業法適用除外に」 齊藤義孝、川嶋高志
 - 論文「共済事業の現状と改正保険業法」 相馬健次
 - 資料「ヨーロッパの共済運動の特徴」 石塚秀雄
 - 論文「CSRとグローバルイゼーション」 佐藤誠
 - 論文「『社会的排除との闘い』の担い手としての『社会的協同組合』」 田中夏子
 - 第1回地域シンポジウム「モンドラゴンから学ぶ非営利・協同組織の運営問題」（シンポジスト・司会・コメンテーター）
角瀬保雄、石塚秀雄、坂根利幸、山内正人、高柳新
 - エッセイイギリス便り「『非営利・協同』の“母国”で暮らして～『いのちとくらし』を考える～」 杉本貴志
 - 文献プロムナード⑭「看護と福祉」 野村拓
-

●第14号（2006年2月）—特集：民営化と非営利・協同

- 巻頭エッセイ「福祉と環境に立向かう協同の仕組みの役割」 藤田暁男
 - 論文「郵政事業改革の国際類型とわが国の郵政民営化」 桜井徹
 - 座談会「介護保険改定と福祉事業の新たな課題と対応」
浦澤正和、岡田孝夫、日吉修二、司会：石塚秀雄
 - 論文「改定介護保険法の特徴と問題点」 林泰則
 - 論文「介護ショップのマネジメントの課題について—介護保険7年目をむかえ、地域において人と人との接点を大事にする事業をめざして」 小川一八
 - 論文「国民健康保険料に関する自治体格差の実態について」 鈴木岳
 - 書評 山口二郎・坪郷實・宮本太郎(著)『ポスト福祉国家とソーシャル・ガヴァナンス』（ガヴァナンス叢書） 石塚秀雄
 - エッセイ韓国から④「富の偏在と新自由主義」 朴賢緒
 - 文献プロムナード⑮「マルチ医療論」 野村拓
-

●13号（2005年11月）—特集：非営利・協同と福祉国家

- 巻頭エッセイ「次は医療と農業？」 吉田万三
 - 論文「社会的排除としてのホームレス問題」 中嶋洋子
参考資料：「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」から
 - 論文「『構造改革』の頂点と医療構造改革」 後藤道夫
 - 座談会「介護への取り組みについて」 鈴木洋、松本弘道、森尾嘉昭、武井幸穂、司会：石塚秀雄
 - 翻訳「中央のサポートと地域への動員のバランス—スウェーデン協同組合開発システム」
Y. ストルイヤン 竹野ユキコ
 - シリーズ医療事故問題②
座談会「医療事故問題をめぐって②」 高橋正己、根本節子、中村建、伊藤里美、棚木隆、
司会：石塚秀雄
 - 資料「アメリカの医療事故過誤救済制度について」 石塚秀雄
 - エッセイ韓国から③「爪痕癒し」 朴賢緒
 - 文献プロムナード⑯「階層化・流動化」 野村拓
-

●12号（2005年8月）—特集：雇用失業問題と非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ「よみがえれ、8月15日」 小川政亮
- 論文「大量失業に直面した、われわれの課題—フランスの失業対策を参考にして」 都留民子

- 論文「障害者自立支援法と真の自立への通」立岡暁
 - 論文「共働事業所運動と障害者の労働参加」斉藤縣三
 - 定期総会記念講演「スウェーデンの福祉戦略と市場主義への対抗ビジョン」宮本太郎
 - 論文「スウェーデンでは、ケア付き高齢者集合住宅等における医行為を誰がどのように担っているか」高木和美
 - シリーズ医療事故問題①
 - 座談会「医療事故問題をめぐって」新井賢一、二上護、高柳新、大橋光雄、篠塚雅也、伊藤里美、棚木隆、司会：石塚秀雄
 - （転載）「個人のニーズに対応する新規医療」新井賢一
 - 資料「医療過誤補償機関制度（スウェーデン、フランス）」石塚秀雄
 - シリーズ・文献プロムナード⑩「はたらきかけ」野村拓
 - 書評・本の紹介：岡崎祐司『現代福祉社会論—人権、平和、生活からのアプローチ』谷口一夫
 - 書評・本の紹介：角瀬保雄著『企業とは何か—企業統治と企業の社会的責任を考える』石塚秀雄
-

●11号（2005年5月）—特集：インフォームド・コンセントと患者・医療者の関係

- 巻頭エッセイ「「和をはかること」と民主主義」中澤正夫
 - 第5回公開研究会報告：「患者と医療者の医療技術観—相互理解のインフォームド・コンセントのために—」尾崎恭一
 - 論文「インフォームド・コンセントを患者医療参加の契機に」岩瀬俊郎
 - 翻訳 M.ファルケフィッサー、S.ファンデルヘースト「オランダ疾病金庫の価格競争」竹野幸子
 - インタビュー「労働運動から見た非営利・協同」小林洋二
 - エッセイ韓国から②「易地思之の心構えで」朴賢緒
 - シリーズ・文献プロムナード⑩「社会的再生産失調」野村拓
 - 書評 八田英之『民医連の病院管理』石塚秀雄
-

●10号（2005年2月）—特集：非営利・協同と労働

- 巻頭エッセイ「地域づくりと協同のひろがり」山田定市
 - 座談会「非営利・協同組織における労働の問題—医療労働について」
 - 田中千恵子、二上護、大山美宏、岩本鉄矢、坂根利幸、角瀬保雄、司会：石塚秀雄
 - 非営利・協同入門⑥「ワーカーズ・コレクティブ、NPOでの就労に関する論点と課題」山口浩平
 - 論文「市民を守る金融システムは出来るのか」平石裕一
 - 論文「介護保険制度『改革』の狙いと背景」相野谷安孝
 - 第4回公開研究会報告「地域医療と協同の社会—金持ちより心持ち」色平哲郎
 - 海外医療事情②「セネガル保健事情—見過ごされた優等生？」林玲子
 - エッセイ韓国から①「わだかまりを越えて」朴賢緒
 - 文献プロムナード⑨「全人的ケアの歴史」野村拓
 - 書評「ボルザガ、ドゥフルニ著、内山哲朗、石塚秀雄、柳沢敏勝訳『社会的企業—雇用・福祉のEUサードセクター』、日本経済評論社、2004年」日野秀逸
-

●9号（2004年11月）—特集：非営利・協同と教育／破綻と再生から学ぶ非営利・協同の事業

- 巻頭エッセイ「セツルメント運動」升田和比古
- 座談会「非営利・協同と教育」三上満、村口至、大高研道、川村淳二、司会：石塚秀雄
- インタビュー「全日本民医連における教育の取り組み」升田和比古
- 教育アンケートに見る特徴
- 教育体験談：長野典右、矢幅操
- Part 1「民医連北九州健和会再生の決め手」馬渡敏文
 - Part 2「破綻と再生から学ぶ非営利・協同の事業」
 - 吉野高幸、山内正人、八田英之、角瀬保雄、司会：坂根利幸
- 論文「社会的責任投資（SRI）と非営利・協同セクターの役割・課題—コミュニティ投資を中心として」小関隆志
- 翻訳「EUの労働挿入社会的企業：現状モデルの見取り図」訳：石塚秀雄
- 文献プロムナード⑧「医療と市場原理」野村拓

● 8号（2004年8月）—特集：非営利・協同と文化

- 巻頭エッセイ「アメニティと協同」植田和弘
 - 座談会「非営利・協同と宗教」若井晋、日隈威徳、高柳新、司会：石塚秀雄
 - 論文「今日の日本のスポーツ状況と非営利・協同への期待」森川貞夫
 - 論文「非営利・協同と労働・文化を担う人間の発達」池上惇
 - 論文「協同社会の追究と家族の脱構築」佐藤和夫
 - インタビュー「前進座・総有と分配」大久保康雄
 - 論文「国際会計基準と協同組合の出資金をめぐる最新動向— I A S 32号解釈指針案と農協法の改正—」堀越芳昭
 - 論文「フランスの社会的経済の現状と事例」石塚秀雄
 - 団体会員訪問①「千葉県勤労者医療協会」
 - 文献プロムナード⑦「平和の脅威」野村拓
 - 書評「二木立『医療改革と病院』」川口啓子
-

● 7号（2004年5月）—特集：コミュニティと非営利・協同の役割

- 巻頭エッセイ「『満足の文化』といまの日本」相野谷安孝
 - インタビュー「栄村高橋村長に聞く」高橋彦芳、福井典子、角瀬保雄、前沢淑子、司会：石塚秀雄
 - 栄村REPORT
 - ・「栄村訪問記」角瀬保雄
 - ・「小さくても輝いていた栄村：山間部と都市との比較から学んだこと」福井典子
 - ・「栄村を訪ねて10年、いま思うこと」前沢淑子
 - ・資料 事務局
 - 論文「市町村合併政策と保健事業の危機」池上洋通
 - 第3回公開研究会報告「インドネシアの非営利・協同セクターと社会保障制度」サエディマン
 - 書評「橘木俊詔『家計からみる日本経済』その基本理念に関連して」石塚秀雄
 - 文献プロムナード⑥「医療職種」野村拓
 - 非営利・協同入門⑤「イギリスにおける社会的企業とコミュニティの再生—サンダーランドにおける非営利・協同組織の試み—」中川雄一郎
 - 海外医療体験エッセイ「英国の医療と『シッフマン事件』」大高研道
 - 書評「東京民主医療機関連合会50年史編纂委員会編／『東京地域医療実践史—いのちの平等を求めて』」相澤與一
-

● 6号（2004年02月）—特集：非営利・協同と共済制度・非営利組織と公共性

- 巻頭エッセイ「出征」日隈威徳
 - 座談会「共済事業と非営利・協同セクター」本間照光、根本守、伊藤淳、司会：石塚秀雄
 - 論文「新非営利法人法の制定議論と税制改悪の方向」坂根利幸
 - 論文「社会的企業体の連帯で保健・福祉・医療の複合体を」大嶋茂男
 - 論文「長野モデルにおけるcommonsについて」石塚秀雄
 - シリーズ非営利・協同入門④「非営利・協同と社会変革」富沢賢治
 - 文献プロムナード⑤「Careを考える」野村拓
 - 書評／南信州地域問題研究所編『国づくりを展望した地域づくり…長野・下伊那からの発信』石塚 秀雄
-

● 5号（2003年11月）—特集：行政と非営利組織との協働（1）

- 巻頭エッセイ「民医連の医師」千葉周伸
- 座談会「行政と非営利・協同セクターとの協働について」
富沢賢治、高橋晴雄、窪田之喜、司会：石塚秀雄
- インタビュー「医療と福祉に思う」秋元波留夫

- 特別寄稿（再録）「津川武一と東大精神医学教室」秋元波留夫
 - 論文「韓国の社会運動と非営利・協同セクター」丸山茂樹
 - 論文「韓国の医療保険制度と非営利協同セクター」石塚秀雄
 - 第2回公開研究会報告「ヨーロッパの医療制度の特徴と問題点」松田晋哉
 - シリーズ非営利・協同入門③「サードセクター経済と社会的企業—ライブリネスのデベロップメント—」内山哲朗
 - 文献プロムナード④「医療の国際比較」野村拓
 - 書評／野村拓監修・赤十字共同研究プロジェクト著『日本赤十字の素顔』角瀬保雄
-

● 4号（2003年08月）——特集：障害者と社会・労働参加—支援費制度をめぐる—

- 巻頭エッセイ「NPOによる地域福祉貢献活動とその困難」相澤與一
 - シリーズ非営利・協同入門②「非営利・協同の事業組織」坂根利幸
 - 座談会「非営利・協同と共同作業所づくり運動」立岡暁、斎藤なを子、長瀬文雄、岩本鉄矢、坂根利幸、司会：石塚秀雄
 - 論文「『共同作業所づくり運動』の過去・現在・未来」菅井真
 - 第1回公開研究会報告「米国のマネジドケアと非営利病院」松原由美
 - 「アメリカのNPO病院の非営利性の考え—薬品安価購入に関連して—」石塚秀雄
 - シリーズ「デンマークの社会政策（下）」山田駒平
 - 文献プロムナード③「医療政策」野村拓
 - 書評・宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』田中夏子
-

● 3号（2003年05月）

- 巻頭エッセイ「わが家の庭から考える」高柳新
 - シリーズ非営利・協同入門①「非営利・協同とは」角瀬保雄
 - 座談会「福祉国家の行方と非営利・協同、医療機関の役割」後藤道夫、高柳新、司会：石塚秀雄
 - 論文「地域づくり協同と地域調査実践」大高研道・山中洋
 - 論文「介護保険制度見直しと法改正に向けての展望」伊藤周平
 - 文献プロムナード②「地域への展開」野村拓
 - シリーズ「デンマークの社会政策（上）」山田駒平
 - 「アメリカの医療と社会扶助の産業統計の特徴」石塚秀雄
 - 書評・八代尚弘・日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』高山一夫
-

● 2号（2003年02月）

- 巻頭エッセイ「医療事故と非営利・協同の運動を思う」二上護
 - 新春座談会「NPOの現状と未来」中村陽一、八田英之、角瀬保雄、司会：石塚秀雄
 - 論文「コミュニティ・ケアとシチズンシップ—イギリスの事例から」中川雄一郎
 - インタビュー「介護保険にどう取り組むか」増子忠道、インタビュアー：林泰則
 - 論文「『小さな大国』オランダの医療・介護改革の意味するもの—ネオ・コーポラティズムの政労使合意のあり方—」藤野健正
 - 文献プロムナード①「もう一度、社会医学」野村拓
 - 海外事情「アメリカの医療従事者の収入事情」石塚秀雄
 - 書評「日本へ示唆 福島清彦著・『ヨーロッパ型資本主義』」窪田之喜
-

● 準備号（2002年10月）

- 発起人による「新・研究所へ期待する」
- 特別寄稿論文
 - ・「市場経済と非営利・協同—民医連経営観察者からの発信—」坂根利幸
 - ・「医療保障制度の問題点—フランスの事例を中心にヨーロッパ医療制度改革の問題点—」石塚秀雄

「研究所ニュース」バックナンバー

○No.26 (2009.5.15発行)

理事長のページ「企業の内部留保をめぐる」(角瀬保雄)、「金色」(坂根利幸)、「韓国農村事情」(朴珍道)、本の紹介「宮本太郎著『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』」(鈴木岳)、「コロンビアの医療協同組合サルコープ」(石塚秀雄)

○No.25 (2009.2.28発行)

理事長のページ「格差・貧困に思う」(角瀬保雄)、「オバマの医療保険政策」(石塚秀雄)、キューバ・メキシコ視察日程概要

○No.24 (2008.10.31発行)

「理事長のページ：協同組合学会に出席して」(角瀬保雄)、「副理事長のページ：ニュー・ラナークの散歩」(中川雄一郎)、事務局からのお知らせ、事務局経過報告、本の紹介『隣人祭り』、参加報告「2008年度夏季医療・福祉政策学校」(竹野ユキコ)、「政管健保から協会けんぽへ」(石塚秀雄)

○No.23 (2008.7.31発行)

「理事長のページ：闘病記」(角瀬保雄)、「副理事長のページ：新しい診療所で」(高柳新)、事務局からのお知らせ、事務局経過報告、本の紹介『非営利・協同のシステムの展開』『なぜ富と貧困は広がるのか』、「献血と『贈与関係論』」(石塚秀雄)、参加報告「全日本民医連シンポジウムー崩壊の危機にある日本の医療・介護制度『再生』に向けて」(竹野ユキコ)、海外事情紹介「若者の半分しか定職につけないースペイン社会事情ー」「協同組合や労働組合は貧困克服支援をーILOによる非正規労働の克服プラン」(石塚秀雄)

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

ワーキングペーパー（2006年11月）

©Takashi SUGIMOTO (杉本貴志), "Red Store, Yellow Store, Blue Store and Green Store : The Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century"

ISBN 4-903543-01-3 (978-4-903543-01-7)

Summary

In this paper the birth and development of the co-operatives which were rivals of the Rochdale Equitable Pioneers Society are traced. Though the famous Pioneers Society has been studied by many historians, little is known about its rivals in Rochdale. In 1870 there were four co-operative stores, each with its own 'colour', in the birthplace of Co-operation. This work sets out to dig up these forgotten co-ops in the historical records and to clarify the meaning of the split in the Pioneers. In the course of the argument the position of the Pioneers in the co-operative movement should become clear.



『いのちとくらし研究所報』17号に日本語の論文が掲載されています（58～63ページ）。

報告書（2008年3月発行）

ご希望の方は、事務局（民医連関係者は（株）保健医療研究所）にご連絡ください。

◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催

『フランス 非営利・協同の医療機関・制度視察報告書』

（ISBN 978-4-903543-05-5、2008年3月31日発行、A4判72ページ、頒価500円）

2007年11月に全日本民医連との共催で実施したフランスの非営利・協同の医療・社会保障機関視察の報告書。

【目次】

はじめに

フランス非営利・協同医療機関視察概要報告

フランスの医療・社会福祉の非営利・協同セクター

コラム-1 「都市の記憶の重なり」

フランス歯科制度の問題点

フェアップ（FEHAP、非営利保健医療機関介護施設連合会）

ユニオプス（UNIOPS、民間保健社会サービス団体全国連絡会）

老人介護施設「ラ・ピランデール」

フランスの医療事故補償制度、オニアム

フランスにおける民事責任論の展開

コラム-2 「ルモンド記者に会う」

サンテ・セルヴィス、在宅入院（治療）サービスのアソシエーション

マラコフ市訪問

フランスの保健センター

マラコフの「アソシエーションの家」とアソシエーションの意味

パリの薬局事情

コラム-3 「メトロとスト」

フランス視察時系列報告



報告書(2006年3月発行)

ご希望の方は、事務局（民医連関係者は㈱保健医療研究所）にご連絡下さい。

◎公私病院経営の分析―「小泉医療制度構造改革」に抗し、医療の公共性をまもるために―

(ワーキンググループ報告書 No.1、A4判73ページ、頒価1,000円)

日本の病院医療をめぐる問題について経営主体別に経営構造を比較分析し、医療の公共性を高める運動論、政策作りに寄与しようとするもの。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 序論 | 問題意識とワーキンググループの目的（村口至） |
| 第1章 | 設立形態ごとの病院間経営分析（根本守） |
| 第2章 | 独立行政法人国立病院機構の分析（小林順一） |
| 第3章 | 地方自治体病院の分析（根本守） |
| 第4章 | 済生会（石塚秀雄） |
| 第5章 | その他の非営組織病院経営と、経営論点（坂根利幸） |
| 第6章 | 民医連病院の分析（角瀬保雄） |
| 第7章 | 医療の公共性をめぐって―民間医療機関の立場から（村口至） |



◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催 「スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアー」報告書

(A4判72ページ、頒価500円)

2005年11月に行われた視察の報告書。医科、歯科それぞれの現状、医療介護セクターと労働組合の役割、医療供給者区分についての論文と翻訳、参加者感想。

- 序文（宮本太郎）
スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアーを実施して（長瀬文雄）
日程概要と報告（林泰則）
論文：スウェーデンの医療についての視察報告と考案（吉中丈志）
歯科医療政策の転換の意味するところは？（藤野健正）
スウェーデンの医療介護セクターと労働組合（石塚秀雄）
感想：升田和比古、長崎修二、大高研道、石原廣二郎、上條泉、山本淑子ほか
翻訳：スウェーデンの福祉セクターの供給者の区分化と
制度設計―1991―1994年。新しい道筋と古い依存性（Y. ストルイヤン）



◎ 「スペイン・ポルトガルの非営利・協同取材」 報告書 (別冊いのちとくらし No.2、B5判96ページ、頒価500円)

2005年10月に行われた視察報告書。モンドラゴン協同組合の成功の鍵、最新データや幹部聞き取りの内容など。非営利セクター運営の病院、高齢者施設の訪問報告、参加者感想。

序文 (角瀬保雄)

I. スペイン・MCC視察

モンドラゴン協同組合企業MCC (石塚秀雄)

MCCの協同労働と連帯、その組織と会計 (坂根利幸)

エロスキ (坂根利幸)

労働金庫 (CL) (根本守)

MCCの事業の維持と拡大の財政面の支え労働人民金庫 (大野茂廣)

イケルラン (坂根利幸)

まとめにかえて—MCCと非営利・協同 (角瀬保雄)

II. ポルトガルの非営利・協同セクター

ポルトガルの非営利・協同セクターと医療制度の特徴 (石塚秀雄)

高齢者施設ミゼルコルデア (村口至)

III. 感想 (野村智夫、村上浩之、山内正人ほか)

日程概要

あとがき (坂根利幸)



別冊いのちとくらし

No.1

『スペイン社会的経済概括報告書 (2000年)』

J. バレア、J. L. モンソン著、佐藤誠、石塚秀雄訳

2005年4月発行、44ページ、頒価500円

スペインCIRIEC (国際公共経済・社会的経済・協同組合研究情報センター) から2002年に出された報告書の翻訳 (序文等は省略) です。地域における雇用創出、事業の民主的運営、働く者の働きがい、医療・福祉・社会サービスの営利民営化への代案としての社会的企業の役割など、社会的経済セクターが認知されているスペインの事例が日本の課題にも大いに参考になるのではないのでしょうか。

お申し込みは研究所事務局まで。



「研究助成報告」

●青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聰『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』

ISBN 4-903543-00-5 2006年6月発行（在庫なし）
(978-4-903543-00-0)

目次

- I. 医療における非営利・協同組織の役割
 - 1章 NPO論の到達点と課題
 - 2章 アメリカ医療事情断章—医療保険市場における選択と規制—
 - 3章 米国の保健医療セクターと非営利病院
 - II. ワシントンD. C. 現地調査報告書
 - 1. アメリカ看護管理者団体
 - 2. アメリカ病院協会
 - 3. ジョージ・ワシントン大学病院
 - 4. サバーバン病院ヘルスケア・システム
 - 5. アメリカ糖尿病協会
 - 6. バージニア病院センター
 - 7. シブレイ記念病院
 - 8. ブレッド・フォー・ザ・シティ
 - 9. プロビデンス病院
 - 10. ユニティ・ヘルスケア
 - III. 結語
- 参考資料（現地視察企画書）



●Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同（社会的経済）の実践—スウェーデン・イエムトランド地域の事例研究—』

2007年9月発行
ISBN 978-4-903543-03-1

目次

第I部

- 第1章スウェーデンにおける社会的経済の現段階
- 第2章イエムトランドの地域特性と課題
- 第3章イエムトランドの社会的経済と支援体制

第II部

- 第1章医師不足に直面する地域における医療協同組合実践の展開
- 第2章新しい障害者生活支援協同組合の実践

参考資料



●東京勤労者医療会歯科診療部メンテナンスプロジェクト（代表 藤野健正）『Supportive Periodontal Therapyの臨床的効果について—長期管理における有効性とトラブルの種類と発生率分析—』

2007年12月発行

ISBN 978-4-903543-02-4

目次

- I. 目的
- II. 対象
- III. 研究方法
- IV. 結果
 - 1) CPITN（歯周治療必要度指数）の推移調査結果
 - 2) う蝕・歯周病リスクの8クラス分類とその分析結果
 - 3) A-Bグループ間の分析結果
- V. 結果
- VI. 考察

参考文献



●「非営利・協同に関する意識調査」（岩間一雄）『いのちとくらし研究所報』16号

●「往診専門診療所の満足度調査」（小川一八）『いのちとくらし研究所報』17号

●2006年度研究助成報告「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」（富岡 公子、他）『いのちとくらし研究所報』22号

●2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」（細田悟、沢浦美奈子、平松まき）『いのちとくらし研究所報』24号

【事務局ニュース】1・会員募集と定期購読のご案内 (巻末の入会申込書をご利用下さい)

会員募集 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員（個人・団体）と賛助会員（個人・団体）があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし研究所報』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。なお会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。

○会員の種類

- ・正会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布されます。

○会費（年会費）

	区 分	適 用	入会金	年会費(-口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個人	1,000円	5,000円
賛助 会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個人	なし	3,000円

定期購読 機関誌定期購読の申し込みも受け付けています。季刊（年4冊）発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：
機関誌代 ￥1,000円＋送料
- ・年間購読の場合：
機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料
￥5,000円

【事務局ニュース】2・バックナンバーを進呈します

『いのちとくらし研究所報』2号～14号を着払いにて無料進呈しています。また、「研究所ニュース」はPDFでダウンロードできますが、こちらも現物があります。希望者は事務局までFAXあるいは郵送にてご連絡下さい（コピーしてお使い下さい）。

FAX送付先 03-5840-6568 総研いのちとくらし事務局行

- ・希望号数（2—14号で号数をお書き下さい）（ ）号～（ ）号／ニュース（No.25まで）
No.（ ）～（ ）
- ・希望送付部数 各（ ）部
- ・送付先 郵便番号 〒
住所
氏名
電話番号 （ ）

【FAX送付書】

切り取ってお使いください

研究所のFAX番号：

03 (5840) 6568

<input type="checkbox"/> 読者の声	機関誌や研究所に対するご感想・ご意見・取り上げて欲しいテーマなどをお寄せください（機関誌等に掲載することもあります）。	
お名前・ご所属等		年齢 才
ご連絡先住所	〒	
電話番号・電子メールなど		

へ
き
り
と
り
く

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所のFAX番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員（個人・団体） 賛助会員（個人・団体）
・入会口数 （ ）口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	FAX番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--

- ・入会金と会費 (1) 入会金
- | | |
|--------------|---------|
| 団体正会員 | 10,000円 |
| 個人正会員 | 1,000円 |
| 賛助会員 (個人・団体) | 0円 |
- (2) 年会費 (1口)
- | | |
|--------|-----------------|
| 団体正会員 | 100,000円 (1口以上) |
| 個人正会員 | 5,000円 (1口以上) |
| 団体賛助会員 | 50,000円 (1口以上) |
| 個人賛助会員 | 3,000円 (1口以上) |

へ
き
り
と
り
▽

【次号第28号の予定】(2009年8月発行)

特集：地域と医療機関のネットワーク

- ・論文「銚子市立病院問題を非営利・協同の視点から見る」(仮題)
- ・論文「地域医療福祉ネットワークの構成と運営」(仮題)
- ・総会記念講演「シチズンシップと非営利・協同」、ほか

【編集後記】

久しぶりの座談会はいかがでしたか。非営利・協同を掲げる立場であるからこそ、という気概を持ちながら、非営利・協同組織の横のつながりについて、もっと考えていきたいと思いました。ところで今号編集中に、厚労省の分割案が浮上し先送りとなりました。いのちとくらし、教育と関わります。今後の動向を見ていきたいものです。



「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL : 03-5840-6567 / FAX : 03-5840-6568

ホームページ URL : <http://www.inhcc.org/> e-mail : inoci@inhcc.org